重要文化財　旧徳川家松戸戸定邸

保存活用計画（案）

松戸市

令和７年３月

例言

1. 本計画は、松戸市が所有する、重要文化財（建造物）旧徳川家松戸戸定邸の保存・活用に関する方針を定めたものである。

2. 本計画は、「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」（令和５年３月　文化庁）に基づき作成した。

3. 国指定重要文化財（建造物）旧徳川家松戸戸定邸は、国指定名勝旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）と一体となって価値を形成している。よって、本計画では建造物と庭園を一体のものとして指す場合、「戸定邸」と表記する。また、国指定重要文化財（建造物）旧徳川家松戸戸定邸は「建造物」と、建造物に指定範囲外である渡廊下棟を加えたものを指す場合は「建物」と表記する。国指定名勝旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）を指す場合は、「庭園」と表記する。表門や稲荷社、物置など、戸定邸と一体となって価値を形成する物件については、都度適切な用語をあてる。

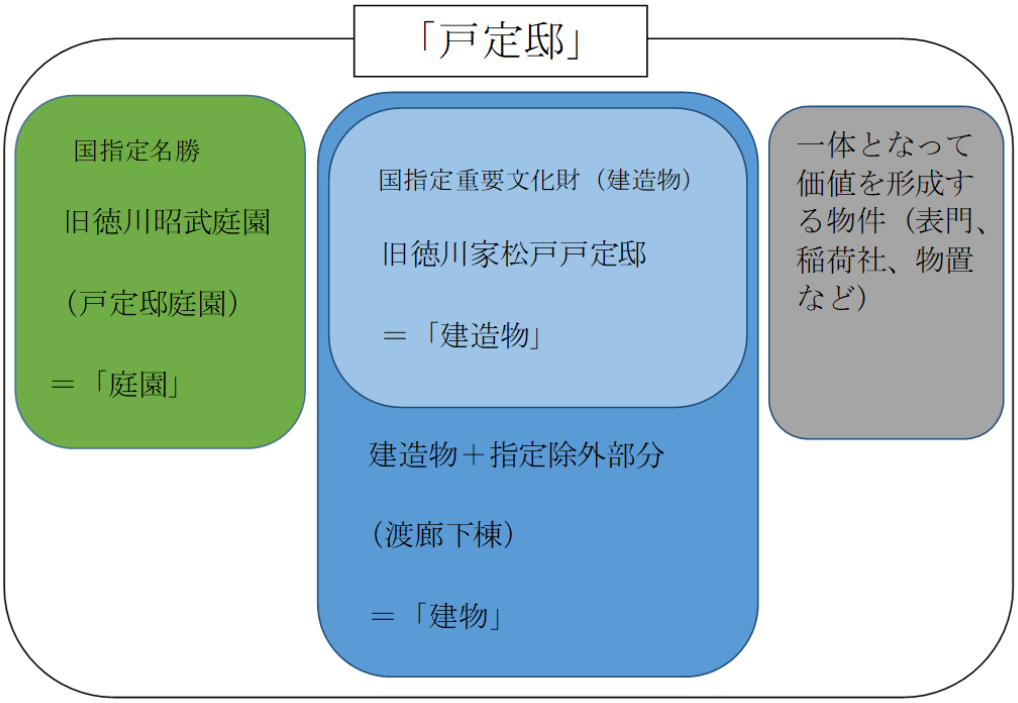

4. 本計画において史料を適宜引用したが、旧字・異体字は常用漢字に改めた。

5. 本計画は「松戸市戸定邸保存活用審議会」を開催しとりまとめた。

6. 本計画における中庭の名称は今後の調査により変更する可能性がある。『名勝旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）保存活用計画』に記載された名称と異なるものもある。

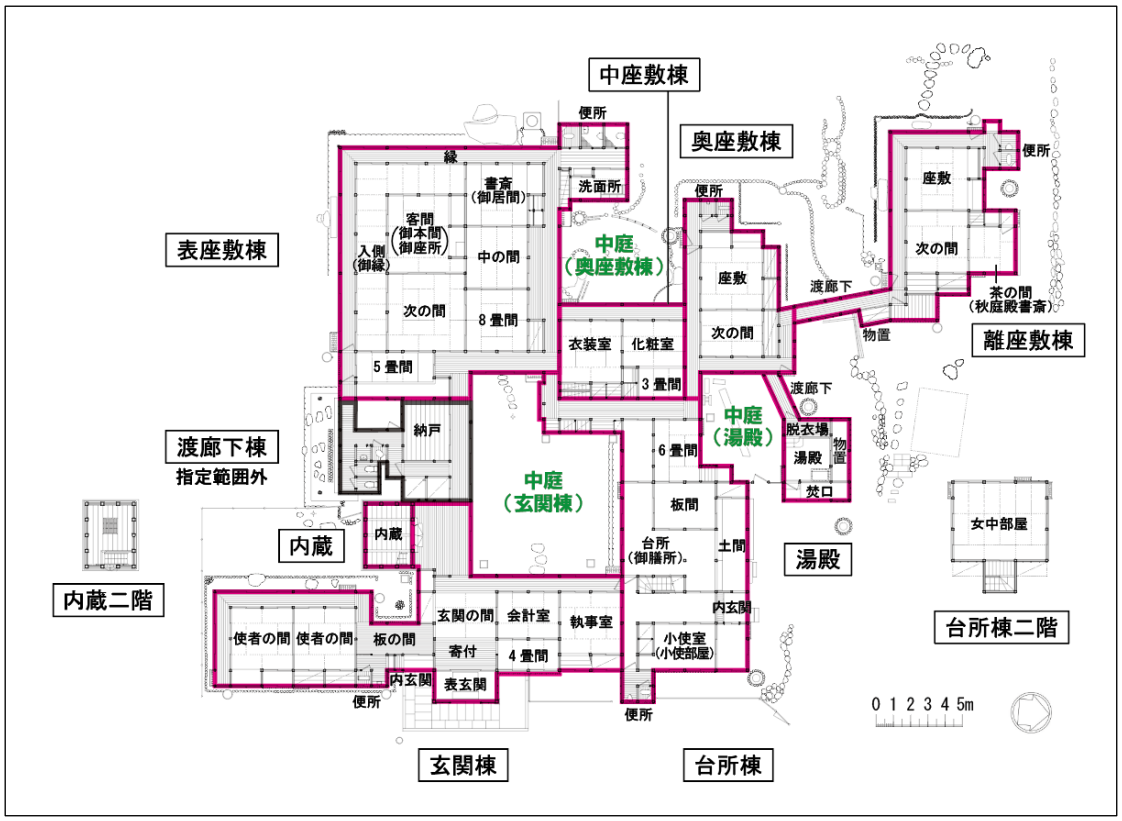

中庭の名称

7.　本計画における名勝指定区域内の区画名称は今後の調査により変更する可能性がある。

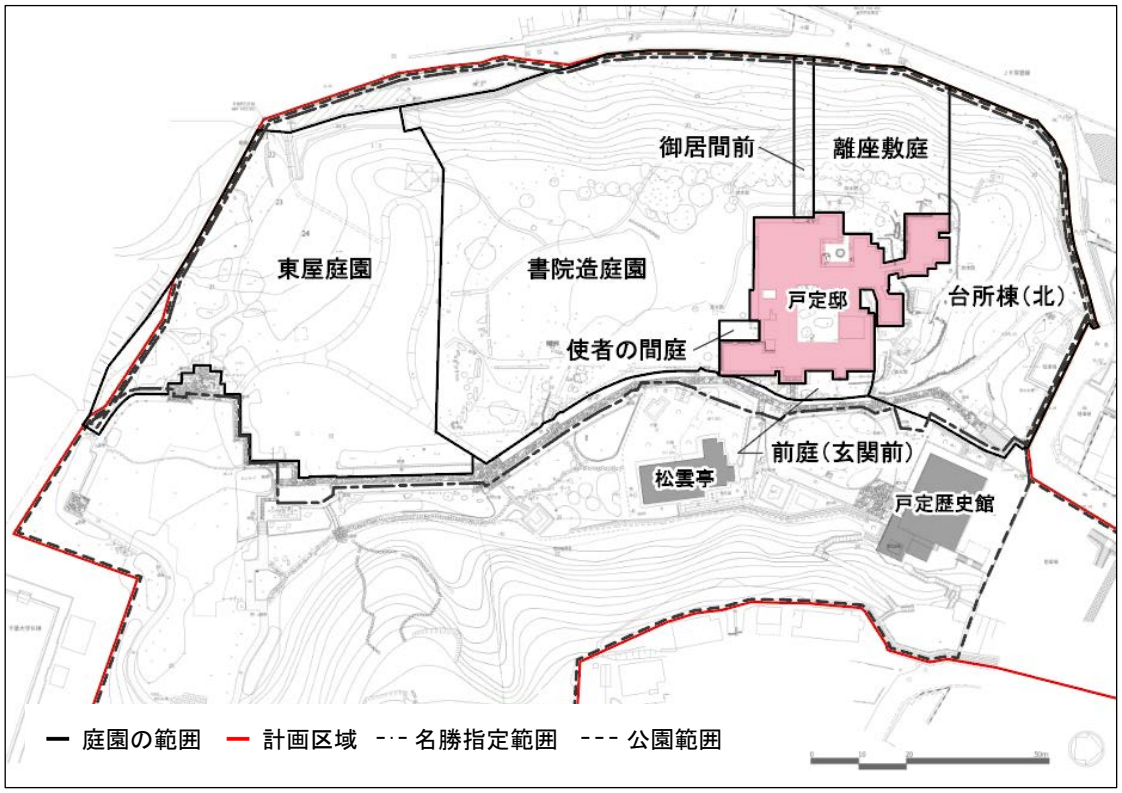

名勝指定区域内の区画名称

8. 本計画では、戸定邸を一体的に保存・活用するため、重要文化財指定範囲外の渡廊下棟を含むこととする。渡廊下棟は平成 2 年（1990）から平成 3 年（1991）に実施された保存修理工事において、改変が著しく復原が困難であった部分である。

9. 平成 31 年（2019）3 月に策定された「名勝旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）保存活用計画」においては「復元」の表記が使用されているが、本計画書では建物は「復原」、庭園は「復元」と表記する。また、「茅葺門」については「表門」と表記する。

10. 「徳川」の表記については、名字そのものは「德川」であるが、本計画書では一般的な歴史表記にならい「徳川」と表記する。

11. 本計画の作成にあたり、以下の方々の協力を得た。
第 3 章　環境保全計画　株式会社コアデザイン
第 4 章　防災・防犯計画　株式会社山辺構造設計事務所、能美防災株式会社

12. 本計画の作成業務は、株式会社文化継承建築設計事務所に委託した。

目次

**第１章　計画の概要　・・・

第２　保護の方針　・・・

第５　その他の対策　・・・

資料編１　古写真および参考資料

第１　一体となって価値を形成する物件（第１章　計画の概要）・・・・・・　資 1
　　および保存する建造物（第３章　環境保全計画）
第２　現状の消火体制（第４章　防災計画）　・・・・・・・・・・・・・・・・　資 7

資料編２　部位の設定

第１　中庭（玄関棟）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資 1
１．外部　・・・　資 1
２．一覧　・・・　資 3
第２　中庭（湯殿）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資 7
１．外部　・・・　資 7
２．一覧　・・・　資 9
第３　表座敷棟　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資 13
１．外部　・・・　資 13
２．内部　・・・　資 15
３．一覧　・・・　資 27
第４　中座敷棟　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資 30
１．外部　・・・　資 30
２．内部　・・・　資 31
３．一覧　・・・　資 34
第５　奥座敷棟　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資 36
１．外部　・・・　資 36
２．内部　・・・　資 37
３．一覧　・・・　資 41
第６　離座敷棟　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資 44
１．外部　・・・　資 44
２．内部　・・・　資 47
３．一覧　・・・　資 53
第７　玄関棟　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資 56
１．外部　・・・　資 56
２．内部　・・・　資 57
３．一覧　・・・　資 62
第８　玄関棟　使者の間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資 64
１．外部　・・・　資 64
２．内部　・・・　資 66
３．一覧　・・・　資 72
第９　台所棟　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資 74

１．外部　・・・　資 74
２．内部（一階）　・・・　資 75
３．内部（二階）　・・・　資 83
４．一覧　・・・　資 84
第１０　湯殿　・・・

第１章　計画の概要

本計画を作成するうえで前提となる、文化財の概要や保護の経緯を整理するとともに、計画の目標などを記載する。

第１　計画の概要

１．計画の目的

本計画は、重要文化財（建造物）に指定されている旧徳川家松戸戸定邸および指定範囲外の渡廊下棟について、保存修理工事から約 30 年以上経過していることから、現状と課題を改めて確認し、文化財としての価値や魅力を適切に継承しながら活用すること、また当初部材を残している可能性がある表門を含め、国指定名勝である旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）と一体となった保存・活用を目指すことを目的とする。

２．基本方針

建造物の価値や魅力を適切に保存、後世へ継承するため、必要な調査を実施し、その記録を取った上で必要となる措置を講ずる。また、関連資料を用いつつ建物と庭園が一体となった価値や魅力を伝えられるよう、活用にかかる現状と課題を把握し、課題の克服を図る。

３．計画区域

重要文化財に指定されている旧徳川家松戸戸定邸が位置する、国指定名勝旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）の指定範囲を含む戸定が丘歴史公園および北側の駐車場を含む市所有地とする。

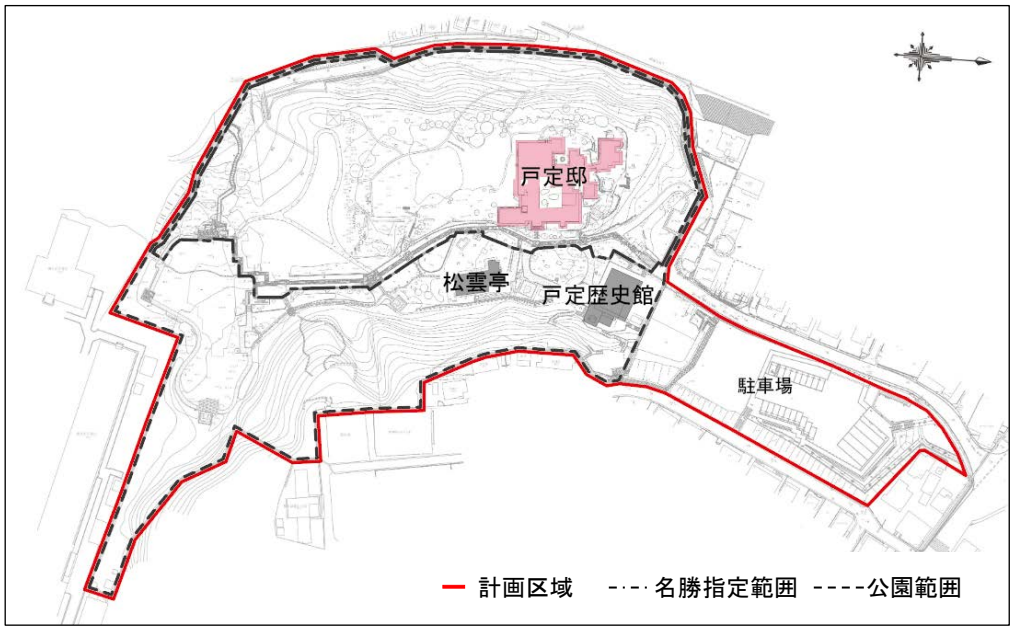

図１－１　計画区域

※戸定が丘歴史公園は平成 3 年 11 月 3 日に都市公園として開園した。公園内には旧徳川家松戸戸定邸（国指定重要文化財）、旧徳川昭武庭園（国指定名勝）、博物館である戸定歴史館、茶室の松雲亭がある。
※松雲亭は、昭和 53 年（1978）に建てられた文化施設で、茶会や句会などの芸術文化活動を行う市民に貸し出しされている。
※戸定歴史館は、徳川昭武と兄徳川慶喜の関連資料の展示が行われ、市職員の事務室が設けられている。

第２　計画の作成

１．作成年月日

令和７年３月 31 日

２．作成者

松戸市教育委員会

３．作成の体制

「重要文化財旧徳川家松戸戸定邸保存活用計画」を策定するにあたり、学識経験者や地元建築士などからなる「松戸市戸定邸保存活用審議会」を開催して幅広い意見を徴収し、多方面から意見交換を行いながら検討した。

表１－１　松戸市戸定邸保存活用審議会

	開催日	内容
第１回	令和４年（2022）　６月　３日	○戸定邸保存活用計画骨子案について
第２回	令和４年（2022）12 月 22 日	○戸定邸保存活用計画骨子案について ・章立てに関すること等 ○委託業務の内容案について
第３回	令和５年（2023）　６月 29 日	○計画策定スケジュール ○戸定邸保存活用計画策定について ・現地調査の内容等について
第４回	令和５年（2023）12 月 21 日	○戸定邸保存活用計画策定について ・現地調査結果の状況報告等について
第５回	令和６年（2024）　３月 26 日	○戸定邸保存活用計画策定について ・区域および部位の設定等
第６回	令和６年（2024）　６月　７日	○戸定邸保存活用計画策定について ・計画案の検証 ・庭園部分名称の決定 ・各計画における区域、部分、部位の設定等
第７回	令和６年（2024）10 月　９日	○戸定邸保存活用計画策定について ・計画案の検証
第８回	令和７年（2025）　３月開催予定	○戸定邸保存活用計画策定について ※開催後追記

表１−２ 委員一覧（令和７年３月時点）

委員長	渡辺　勝彦	元熊本城調査研究センター所長 元日本工業大学副学長 元文化庁文化審議会専門委員
副委員長	河東　義之	小山高専名誉教授 元千葉工業大学教授 元文化庁文化審議会委員
委員	渋谷　文雄	渋谷文雄一級建築士事務所 松戸市文化財審議会委員
	藤井　英二郎	千葉大学名誉教授 松戸市文化財審議会委員
	池邊　このみ	千葉大学グランドフェロー 元文化庁文化審議会分科会委員
	布施　優	松戸市公園緑地課長
	渡辺　貴生	松戸市文化財保存活用課長
オブザーバー	菅澤　由希	千葉県教育庁教育振興部文化財課
	松浦　誠	千葉県教育庁教育振興部文化財課
事務局	―	松戸市教育委員会

第６回 松戸市戸定邸保存活用審議会開催の様子

４．期間

認定日から令和 17 年（2035）までの 10 年間とする。

なお、事業の進捗や、学術的な調査研究の進展等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しや改定を行う。

５．計画の位置付け

重要文化財（建造物）として、文化財保護法および条例等に準拠するとともに、松戸市の関連計画と連携する。

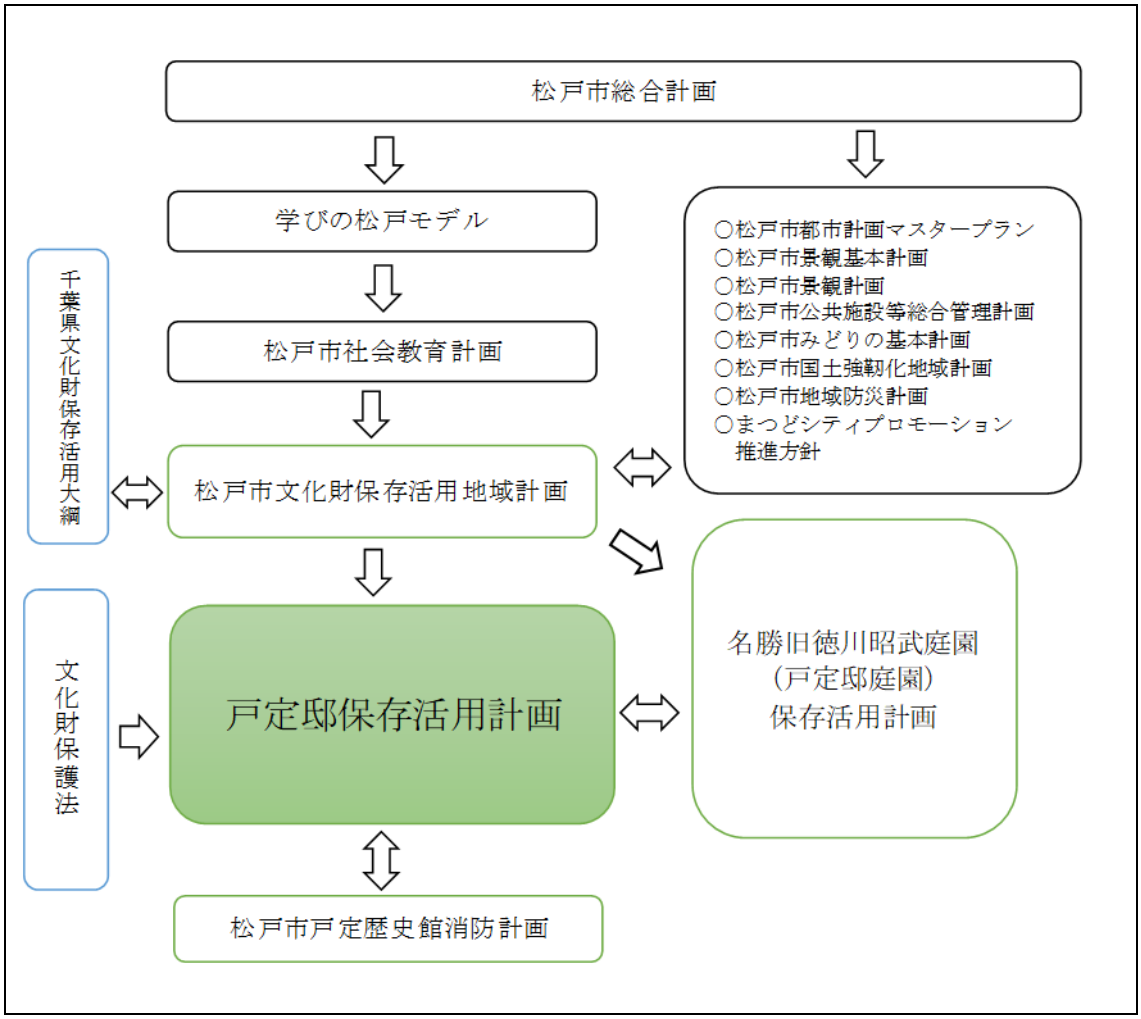

図１－２　計画の位置付け

６．本計画の構成

本計画の構成を以下に記載する。

表１−３ 本計画の構成

第１章　計画の概要 （建造物・庭園）	○計画の目的、基本方針、計画区域などを設定。 ○文化財の概要と一体となって価値を形成する物件を整理。 ○主な修理履歴と活用履歴を整理。 ○現状と課題を整理。
第２章　保存管理計画 （建造物）	○保存と管理の現状を整理。 ○保存年代の設定。 ○保護すべき部分・部位、保護の方針の設定。 ○日常管理計画および修理計画を設定。
第３章　環境保全計画 （庭園など）	○現状と課題の整理。 ○基本方針、区域の区分、保全方針の設定。 ○建造物の区分と保護の方針の設定。 ○防災上の課題と対策の整理。 ○環境保全に係る施設整備計画を設定。
第４章　防災計画 （建造物など）	防災 ○現状と課題を整理。 ○現状の防災設備の設置と管理状況を整理。 ○防火管理計画と防災に係る施設整備計画を設定。 耐震 ○現状と課題を整理。 ○耐震診断と補強設計の方針を設定。 耐風 ○被害想定と今後の対処方針を整理。 防犯 ○現状の措置と対処方針を整理。
第５章　活用計画 （建造物・庭園）	○現状と課題を整理。 ○公開の基本方針と公開計画を設定。 ○活用基本計画を設定（平面計画、施設整備計画）。 ○管理運営計画を設定。 ○実施に向けての課題を整理。
第６章　保護に係る諸手続き （建造物）	○文化財保護法および関係法令に基づき、必要な届出・許可の手続きについて整理。
資料編	○一体となって価値を形成する物件および保存する建造物に係る古写真、部位の設定。

第３　文化財の名称等

１．重要文化財（建造物）の名称

（１）名称および員数

旧徳川家松戸戸定邸　８棟

表座敷棟、中座敷棟、奥座敷棟、離座敷棟、玄関棟、台所棟、湯殿、内蔵

指定範囲外の建造物　１棟

渡廊下棟

（２）指定年月日

平成 18 年（2006）7 月 5 日

（３）指定基準

（三）歴史的価値の高いもの

（４）所在地

千葉県松戸市松戸 642 番地 1

（５）構造形式および規模

表１－４　重要文化財（建造物）

名称	建築年代	構造形式	建築面積
表座敷棟	明治 17 年（1884）	桁行 13m、梁間 12.7m 木造、寄棟造、桟瓦葺及び銅板葺	176.83 ㎡
中座敷棟	―	桁行 9.1m、梁間 6.7m 木造、寄棟造、桟瓦葺及び銅板葺	56.87 ㎡
奥座敷棟	明治 17 年（1884）	桁行 8.2m、梁間 5.5m 木造、寄棟造、桟瓦葺及び銅板葺	47.93 ㎡
離座敷棟	明治 19 年（1886）	桁行 10.9m、梁間 7.4m 木造、寄棟造、桟瓦葺及び銅板葺	60.87 ㎡
玄関棟	明治 17 年（1884） 使者の間は昭和 21 年（1946）千葉県印西市へ移築、平成 10 年（1998）現在地に移築復原	北（表玄関側）：桁行 10.9m、梁間 7.3m 南（使者の間側）：桁行 9.1m、梁間 5.5m 木造、寄棟造、桟瓦葺及び銅板葺	129.01 ㎡
台所棟	明治 17 年（1884）	桁行 14.5m、梁間 7.3m 木造、寄棟造、一部二階建、桟瓦葺及び銅板葺	96.01 ㎡
湯殿	明治 17 年（1884）	桁行 4.7m、梁間 3.8m 木造、寄棟造、銅板葺	17.79 ㎡
内蔵	―	桁行 3.6m、梁間 2.7m 土蔵造、二階建、切妻造、桟瓦葺	9.92 ㎡

表１−５ 指定範囲外の建造物

名称	建築年代	構造形式	規模
渡廊下棟	―	桁行 7.6m、梁間 5.9m 木造、切妻造、銅板葺	36.50 ㎡

建物と庭園（南上空から見る）

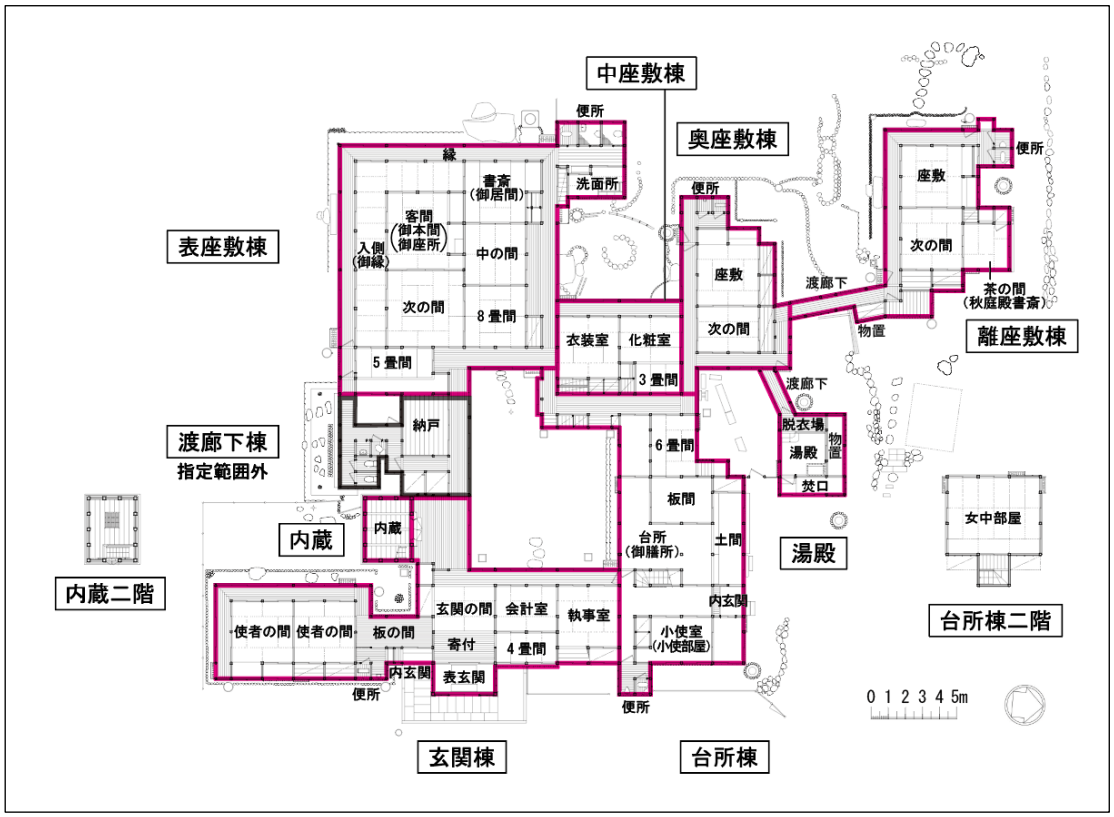

図１−３ 棟区分と部屋名称（渡廊下棟は指定範囲外）

※棟区分は『戸定邸（旧徳川昭武松戸別邸）保存修理工事報告書』（松戸市教育委員会、1993 年）および、指定建造物の名称に拠ったが、廊下など不明部分は想定し設定した。
※部屋名称は、重要文化財指定時に付されたものを基本とし、部屋名称が付されていないものについては適宜設定した。また、括弧内は徳川昭武居住期の呼称である。
※床板については想定としたが、台所棟は絨毯が貼られ不明なため記載していない。

２．庭園

（１）名称

旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）

（２）指定年月日

平成 27 年（2015）3 月 10 日

（３）指定基準

一．公園、庭園

（４）所在地

千葉県松戸市松戸 638 番地の 1、638 番地の 4、638 番地の 5、638 番地の 8、
642 番地の 1、642 番地の 2、642 番地の 3、642 番地の 5、642 番地の 7、642 番地の 9、
642 番地の 10、642 番地の 11、642 番地の 12、
692 番地 1、692 番地の 4、
713 番地の 1、
714 番地の 1

（５）面積

14,351.48 ㎡

３．所有者等の氏名および住所

所有者：松戸市
住　所：千葉県松戸市根本 387 番地の 5

第４　文化財の概要

１．立地環境

（１）立地

建造物は、松戸市が所有・管理する戸定が丘歴史公園（平成 3 年開園、約 2.3ha）内に所在する。同公園は、JR 松戸駅の南方約 800m、下総台地の最西端に位置し、南側は千葉大学園芸学部の松戸キャンパス（約 15ha）に接している。西方には江戸川が流れ、大気が澄んだ時には富士山を望める景勝の地である。離座敷棟からは、かつて北方に筑波山・男体山を遠望できたという。

地形の特徴を確認すると、現在の戸定みその坂の始点あたりを北端として南方に斜面を登り、標高 25mに至った場所に、戸定邸は立地する。庭園の南端部からは緩斜面となっており、千葉大学松戸キャンパスとの境界に接する。戸定邸の東西は、異なる植生を有する急峻な崖である。

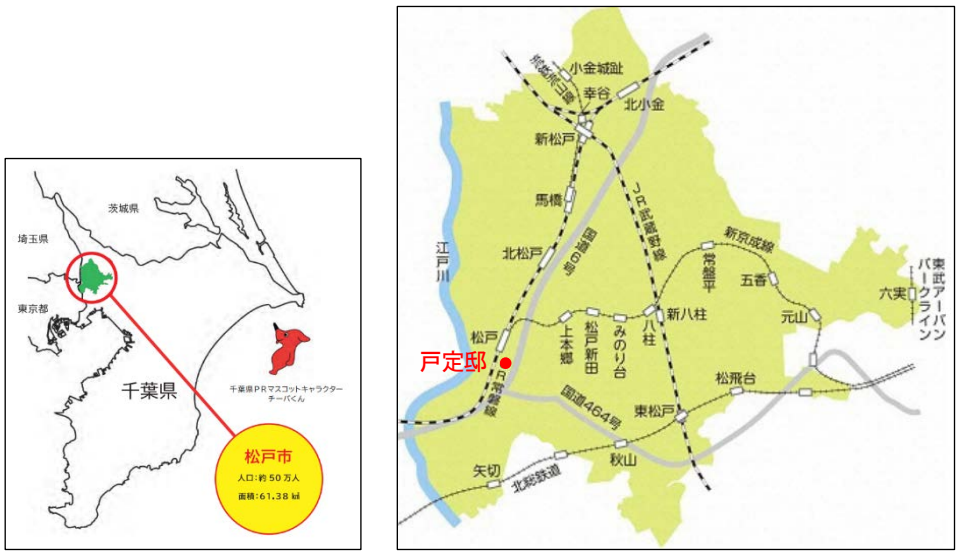

図１－４　戸定邸の位置（左図：『松戸市総合計画』松戸市、2022 年より抜粋）

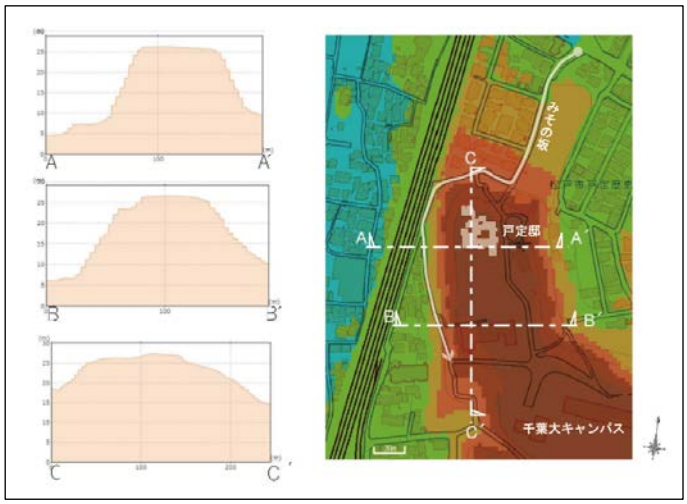

図１－５　地形の特徴

（２）戸定邸をこの地に建築した理由

徳川昭武が当地に戸定邸を建築した理由は、史料的な限界もあり現時点で不明である。そのため、建築地選定の理由は、地理的特性、建築に至る経緯、戸定邸の利用実態などから推測せざるを得ない。例えば、以下の理由などが考えられる。

①戸定邸落成時に昭武の住まいであった水戸徳川家本邸（小梅邸：現在の隅田公園）から約 12 ㎞で、移動手段によるがおよそ 1 時間半の距離であった。

②東京と旧藩地の水戸を結ぶ水戸街道沿いであった。

③近世期に水戸藩小金鷹場があった。

④高台で江戸川、富士山、筑波山、男体山を眺望できた。

⑤建造物と庭園を設けられるまとまった土地の購入が可能であった。

⑥地元有力者からの便宜を得られる。

⑦水戸街道旧松戸宿に近接し、生活物資の入手が容易であった。

⑧銃猟、釣りを可能とする自然環境があった。

２．沿革

（１）徳川昭武と戸定邸の居住者

１）徳川昭武の時代

戸定邸の施主である徳川昭武（1853-1910）は水戸藩 9 代藩主徳川齊昭（1800-60）の 18 男として誕生した。母は睦子（1834-1921、萬里小路建房 7 女、徳川秋庭）である。彼は 16 歳年長の兄慶喜（1837-1913）に才能を見出され、慶応 2 年（1866）11 月に将軍家の一員である清水家に迎えられ、将軍後継者となりうる資格を得た。そして、慶応 3 年 1 月（1867 年 2 月）、昭武は将軍名代としてパリ万国博覧会に参加するため渡航し、その後ヨーロッパ各国を巡歴し、フランスに留学をする。昭武は万博会場や訪問先、巡歴したスイス、ベルギー、オランダ、イタリア、イギリス各国で宮廷外交の先頭に立ち、イギリスでは次期将軍の最有力候補「プリンス・トクガワ」として報道された。幕府瓦解をうけて帰国した昭武は、水戸藩 11 代藩主となった。さらに版籍奉還・廃藩置県を経て、一華族家の当主になると、明治 4 年 7 月（1871 年 8 月）に本邸・小梅邸[旧水戸藩江戸下屋敷、現墨田区立隅田公園]へ移住し、水戸徳川家の家政運営に尽力した。家督を甥篤敬（1855-98）に譲り、隠居したのは、明治 16 年（1883）5 月 30 日である。

隠居翌年の明治 17 年（1884）6 月 22 日、昭武は妻八重（1868-1937、齋藤貫之 3 女）と母秋庭を伴い、生活拠点を松戸に移した。彼は以後 26 年間、主に戸定邸で暮らした後、明治 43 年（1910）7 月 3 日、56 歳で小梅邸に没した。昭武と八重の間には、2 女政子（1885-1977、子爵毛利[長府]元雄夫人）、長男武麿（1887-1900）、2 男武定（1888-1957）、3 女直子（1900-89、男爵松平[津山分家]齊夫人）・4 女温子（1901-95、子爵京極[丸亀]高修夫人）・3 男武雄（1907-08）の 3 男 3 女が誕生した。彼らは戸定邸で誕生し、幼少期を過ごしたが、乳児期に亡くなった武雄、病弱であった長男武麿を除く 1 男 3 女は学齢期に達すると、東京の小梅邸に生活拠点を移し、同邸から通学するようになる。そのため、戸定邸で暮らしたのは昭武・八重・秋庭と未就学の子供である。

２）徳川武定の時代

昭武の死後、戸定邸は八重と秋庭のみが暮らす邸宅となっていたが、明治 44 年（1911）9 月 1 日より昭武 2 男武定を当主とする松戸徳川家（子爵家）の本邸と定められ、「常住」となった。しかし、武定は通学のため下宿生活が続き、居住開始は同 45 年（1912）7 月 16 日である。

建造物と庭園を含む約 13000 ㎡の敷地は、大正 3 年（1914）3 月 25 日に昭武の遺産相続人である 2 男武定と、昭武養子篤敬長男で水戸徳川家 13 代当主の侯爵徳川圀順（1886-1969）が相続した。大正 9 年（1920）7 月 17 日に武定が約 60198 ㎡を相続し、約 7098 ㎡は圀順と武定の共有名義で登記がなされたが、同月 28 日に圀順が武定に共有分を贈与、武定の単独名義となっている。

大正 2 年（1913）5 月 22 日、武定は田安徳川家より夫人繍子（1892-1959）を迎え、長女宗子（1914-2013）が生まれた。武定は海軍技術研究所所長・東京帝国大学教授まで務めた潜水艦研究者であった。職務や宗子の通学の関係で、武定夫妻と宗子は呉や新宿西大久保で暮らし、戸定邸には秋庭と八重のみが居住した時期もある。再び戸定邸で暮らすようになったのは、昭和 7 年（1932）7 月 23 日である。宗子は昭和 10 年（1935）10 月 10 日に土屋［土浦］子爵家より博武（1910-86、第 2 代当主）を婿養子として迎え、長男文武氏（1937-、第 3 代現当主）、2 男秀武（1939-97）が戸定邸で誕生している。このほか、戸定邸には徳川家家族に仕える女中たちが生活をしていた。華族制度の廃止に伴い、昭和 26 年（1951）4 月 2 日、武定は建造物とその敷地を松戸市に寄贈した。

（２）戸定邸の沿革

１）建設過程

昭武は隠居に先立つ明治 14 年（1881）12 月 25 日、東葛飾郡松戸駅字戸定の「農業道四隣」を購入し、宅地とした。翌 15 年（1882）3 月 25 日には、現在戸定邸が建つ地と解釈される松戸駅の「後ナル処有地」へ行き、「譜請ノ地敷」を見分しており、工事が始まっていたと考えられる。翌 16 年（1883）10 月 18 日には、昭武が「戸定」に宿泊しているので、この時点で宿泊可能な建物が完成していたとみられる。

完成間近となった明治 17 年（1884）3 月 11 日、昭武は宮内省へ「養生ノ為メ松戸別邸江通宿ノ義」を願い出、許可を得た。これは、都度ごとに届け出るという煩雑な手続きを要する形であった。戸定邸で暮らすための準備を整えた昭武は、4 月 7 日に戸定邸の落成を祝う座敷開きを行った。そして、同月 22 日、母秋庭と妻八重を伴い、戸定邸へ生活拠点を移したのである。この時点で、昭武は水戸徳川家前当主という立場であり、建造物とその敷地は彼の私邸・個人財産という位置付けになる。対して本邸・小梅邸は、昭武の本籍地であり彼の居室もあるが、主は 12 代当主篤敬であり、天皇や皇后、皇太子をはじめ皇族や華族などの賓客を迎える場として、公的な性格を強く持っていた。昭武自身は戸定邸を「荘」と認識し、小梅邸（本邸）に帰る際には「帰邸」、戸定邸に帰る際は「帰荘」と使い分けをしている。これを裏付けるように、昭武は以後、二つの邸宅を用途に応じて使い分けて生活した。

「戸定邸」の呼称は所在地の小字名に基づく。史料上の初出は、職員の業務日誌「戸定邸

日誌」（以下、「日誌」）明治 17 年（1884）7 月 1 日であるが、しばらくの間は表記に揺れが見られ、明治 29 年（1896）以降に「戸定邸」が定着した。

２）各棟の沿革

戸定邸の建物は現在、主屋 9 棟（玄関棟、内蔵、渡廊下棟、表座敷棟、中座敷棟、奥座敷棟、離座敷棟、湯殿、台所棟）の他に表門、稲荷社、復原東屋（明治 31 年時の外観に基づき建築）が残る。徳川家居住時には、このほかに「犬小屋」（明治 20 年 5 月 31 日移築）、「炭小屋」（明治 20 年 2 月建築）、「御厩」（明治 20 年 3 月 13 日上棟）、鳥小屋（明治 20 年 11 月建築）、「万年青室」（明治 30 年 12 月 2 日落成）、米蔵、味噌蔵、そして職員住宅 4 棟（うち 1 棟は明治 18 年 4 月落成）と、「下湯殿」（明治 22 年 6 月移築）があった。

①玄関棟

大正 10 年（1921）5 月測量の「松戸戸定邸平面図」（以下、「平面図」）によると、会計、応接間、使者ノ間（二間）が確認できる。このうち、「会計」は昭武居住期から使用例があり、中庭（玄関棟）は「会計前御庭」「会計前御中庭」と呼ばれていた（「戸定邸日誌」）。使者の間は当初からあったと考えられるが、史料上の初出は、大正 3 年（1914）10 月 6 日である。昭和 21 年（1946）以降、所在不明であったが、平成 8 年（1996）、旧使者の間所有者からの建物寄贈の申し出により、千葉県印西市に移築されていることが判明した。

これを受けて松戸市は旧使者の間を移築復原した。平成 10 年（1998）4 月 28 日より公開されている。

②内蔵

「日誌」からは、当初より「御土蔵・御物置」の存在が確認できる。しかし、現在残る内蔵と同一かは定かでない。明治 18 年（1885）6 月 5 日に「物置新築之棟上」記録がある。同 25 年（1892）3 月 21 日から 23 日まで「倉庫」新築工事が行われた。他にも、明治 26 年（1893）8 月 27 日の「御文庫蔵」記述、同 39 年（1906）1 月 29 日の「御本屋東側土蔵」修繕着手、同 41 年（1908）8 月 18 日の「御廊下御物屋」修繕着手、同月 21・22 日の瓦葺替記事など、蔵や物置に関する記述が見られる。

③渡廊下棟

明治 25 年（1892）2 月 11 日の「御廊下屋根鉄葉板ニテ葺換」工事、同 41 年（1908）8 月 18 日の「御廊下御物屋修繕」開始の際には、ともに「御廊下」と呼ばれている。

渡廊下棟の南側には、昭武の孫娘宗子と夫博武のために「新館」が建てられた。同館は、昭和 10 年（1935）12 月ごろより工事が開始され、翌年 4 月の宗子結婚時には落成している。

その後、新館は昭和 19 年（1944）に都内へ解体移築された。庭園復元整備工事の際、地中より基礎部分や瓦礫が発見されている。

④表座敷棟

表座敷棟は、「平面図」によると、入側、客間、二ノ間、書斎、中ノ間、食堂の六室が確認できる。「日誌」明治 30 年（1897）4 月 19 日条で「表御座敷」と記されているが、用例としては圧倒的に「御座敷」が多い。入側は「御縁」、書斎は「御居間」とある。客間は接客・饗応空間として記される「御本間」と同一でありながら、昭武の「御座所（御座処）」でもあった。小規模な私邸として建てられた戸定邸では、同じ空間を接客空間と御座所として用いている。接客空間に隣接して「御居間」が設けられている点も、特徴的である。

⑤中座敷棟

「平面図」によると、衣装室、化粧室の二室が確認できる。しかし、当初からこのように呼ばれていたわけではない。明治 25 年（1892）8 月 4 日と同 27 年（1894）5 月 16 日に「御子様御座所」と「御子様方御部屋」の畳替えがされているが、これが中座敷棟（の部屋）の可能性が高い。明治 29 年（1896）5 月、曳家職人が「新御座敷」と「茅葺御長屋」の場所換えの実地検分に訪れ、6 月にかけて、曳家が行われた。中座敷棟は、昭武の未就学の子女（特に長男武麿）の暮らす場であったと考えられる。明治 33 年（1900）5 月に行われた昭武長男武麿の葬儀は、「御新座敷」で行われており、彼がこの棟で生活をしていた根拠ともなっている。少なくとも、大正 2 年（1913）までは「御新座敷」と呼ばれている。

⑥奥座敷棟

昭武の妻八重の居室であった奥座敷棟を指す言葉は少なく、明治 31 年（1898）3 月 21 日条の「奥向座敷」畳替え完了と、同 39 年（1906）11 月 8 日条の「奥向畳替」着手記事 2 件に留まる。ただし、これは戸定邸の奥向（家族の生活空間）を総称している可能性もあり、奥座敷棟の呼称については確実ではない。「平面図」にも棟や部屋名の記載はない。四ツ目垣と木戸で囲まれた中庭（奥座敷棟）には、鎌倉から移植されたボタンを中心に、蟹の高浮彫のある水鉢や、瀬戸焼の植木鉢が置かれていた。（正確な撮影年は不明だが明治末期の写真）

⑦離座敷棟

昭武生母・秋庭が暮らした離座敷棟は、明治 19 年（1886）3 月 18 日より工事が開始され、7 月 24 日に上棟式が行われた。座敷開きは 11 月 29 日である。この棟、あるいは部屋名の呼称としては、ほぼ「秋庭殿（様）御部屋」が用いられている。他に「秋庭殿御座席」、「秋庭殿御座敷」「御離屋」があるが、それぞれ 1 例に留まる。北東の四畳半間は「秋庭殿書斎」と呼ばれており、押入上段は齊昭を祀る空間でもあった。

秋庭死後に作成された「平面図」には、部屋名、棟名の記載はない。

離座敷棟は家族の生活空間（奥）に相当するが、秋庭は接客・饗応空間としても用いており、表座敷棟と同様に、釘隠しや欄間透かし彫りがある。大正 2 年（1913）5 月 22 日の武定夫人繍子入輿の際には、新婦休憩室として用いられた。

⑧湯殿

「平面図」には「湯殿」とある。「日誌」でも「御湯殿」と記される。定期的に修繕が行われており、明治 22 年（1886）10 月 28 日の「御湯殿御手入」工事がその初出である。同 22 年 6 月 2 日と 26 年（1893）10 月 28 日には、井戸から御膳所・御湯殿への水道管（「水樋」）の修繕がされている。また、28 年（1895）8 月 26 日から 9 月 8 日にも修繕工事があり、「烟筒取払」と「御屋上ブリキ葺」葺替、「御湯殿たき」（焚口か）がなされた。

⑨台所棟

「平面図」によると、物置、女中食堂、台所、小使室、女中部屋（二階）の 5 室の記載がある。昭武居住期の名称は、「御膳所」が圧倒的に多く、「御台所」表記がわずかにみられる。明治 24 年（1891）11 月 30 日時点で「小使部屋」が確認できる。当初の御膳所は畳が用いられ、レンガ製の竈があった。この御膳所は明治 30 年（1897）6 月 21 日に取り壊されて、現在の台所棟は以降の建築である。明治 34 年（1901）3 月 7 日に戸定邸奥向事務取締の須原藤井（-1902）が「御二階階段」で打撲しており、この時には既に、二階部分に女中部屋があったと考えられる。

⑩表門

戸定邸の正門にあたる表門は、水戸藩 2 代藩主徳川光圀の隠居所西山荘の通用門に倣って設計された。明確に判断できる記述は、明治 26 年（1893）4 月 9 日に「表御門」と記されたのが初出である。明治 29 年（1896）2 月 6 日には「表門茅家根御葺替」に着手し、2 月 12 日に落成したとある。葺き替えは定期的に行われていたようで、同 34 年（1901）2 月 20 日にも「御門屋根葺替」の記述がある。また、葺き替えであるか判断はできないが、明治 41 年（1908）5 月 7 日から 9 日にも「御門屋根御修繕」が行われている。その他、御庭前の「堆御門」、戸定邸の会計局に通じていた「通用御門」、「裏御門」の記載がある。

⑪稲荷社

「稲荷神社」「稲荷社」の表記が併存する。同社は明治 29 年（1896）5 月 26 日に本邸・小梅邸より遷座し、庭園内に仮安置された。同月 29 日、現在の場所である「邸ノ北西隅大杉之元」に遷座し、6 月 6 日に遷宮祭が行われた。以後、戸定邸では初午の日に祭礼が執行され、明治 41 年（1908）2 月 21 日の祭礼では職員に赤飯が下賜された。また、松戸徳川家初代武定長女で、後に 2 代博武夫人となった宗子の初宮参りは、大正 3 年（1914）10 月 15 日に同社で執り行われている。

３）松戸市移管後の展開と文化財指定

昭和 29 年（1954）7 月 3 日、松戸市は「戸定館設置及び使用条例」を制定し、戸定邸は公民館「戸定館」となった。現在と同じ管理区画部分には、管理人家族が居住した。以後、平成 3 年（1991）の条例廃止まで約 40 年間、社会教育施設として市民に利用された。昭和 58 年（1983）に機能維持のための修繕工事が行われている。

昭和 61 年（1986）2 月 28 日、戸定邸庭園が千葉県名勝に指定された。同年 12 月には、「戸定が丘歴史公園」が都市公園として千葉県から認可を受けた。同時期に戸定邸の一般公開と松戸徳川家伝来資料を展示する博物館設置計画が浮上し、平成 2 年（1990）8 月から 3 年 6 月に行われた戸定邸の復原工事を経て、平成 3 年 11 月 3 日に戸定が丘歴史公園と松戸市戸定歴史館が開園・開館した。平成 8 年（1996）には使者の間が発見され、移築復原を経て同 10 年（1998）4 月 28 日より一般公開されている。

建造物は、平成 18 年（2006）7 月 5 日には「明治前期における上流住宅の様態の指標となるもの」として、国指定重要文化財となった。平成 27 年（2015）3 月 10 日には庭園が国指定名勝となり、平成 28 年（2016）から 30 年にかけて復元工事が行われた。

参考文献
小寺瑛広「戸定邸へのいざない」（『茨城県近現代史研究』7 号　2023.3　pp.52-70）
『名勝旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）保存活用計画』　2019.3　松戸市教育委員会

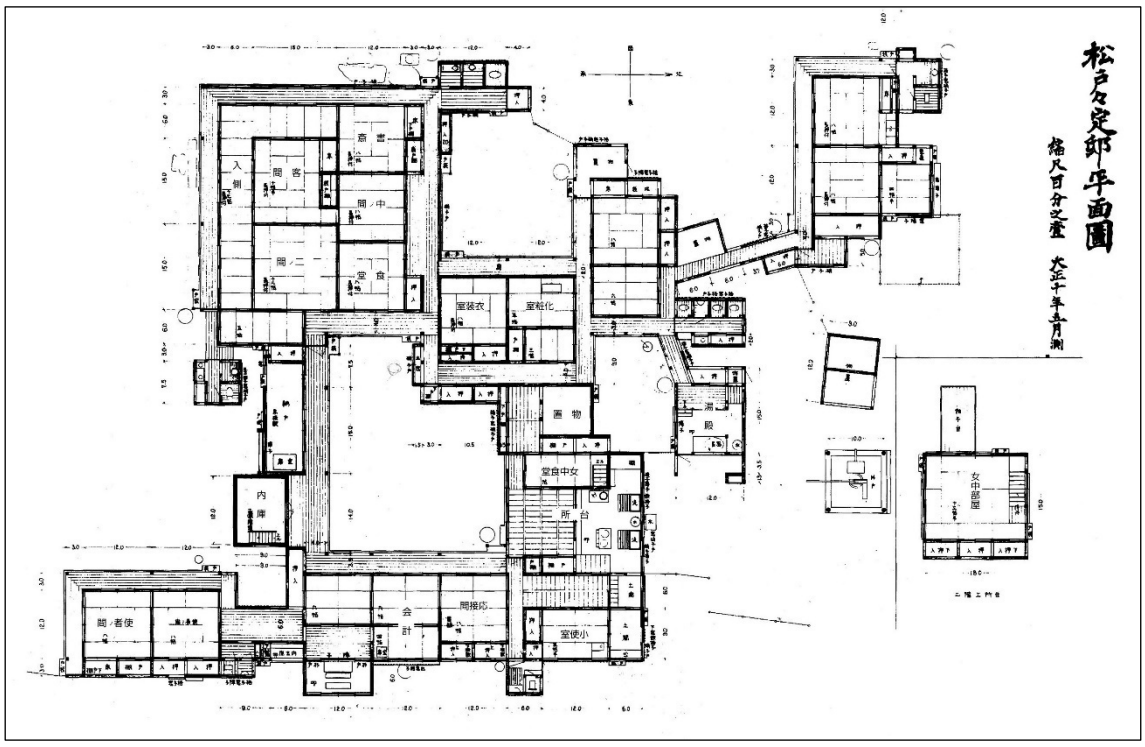

図１−６　「松戸戸定邸平面図」大正 10 年 5 月測量　松戸市戸定歴史館所蔵　（一部、部屋名称を追記）

３．文化財の構成

（１）文化財を構成する物件

重要文化財　８棟　表座敷棟、中座敷棟、奥座敷棟、離座敷棟、玄関棟、台所棟、湯殿、内蔵

指定範囲外　１棟　渡廊下棟

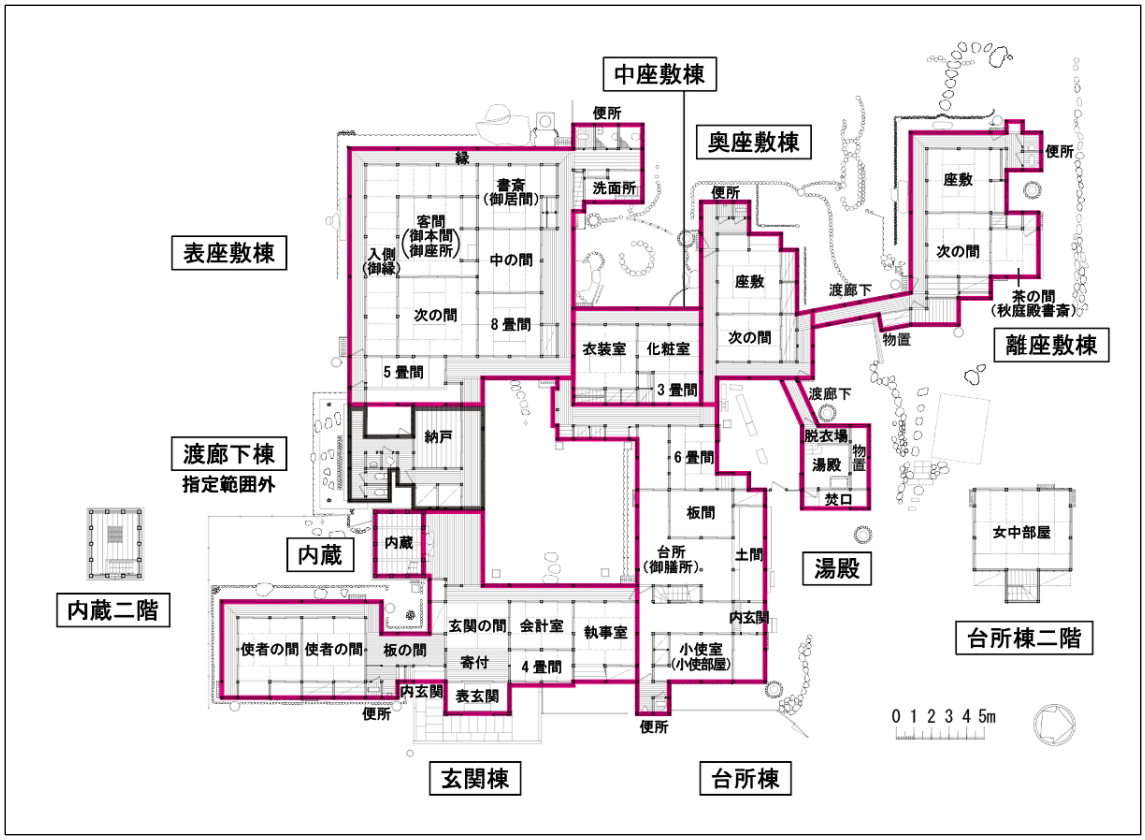

図１－７　平面図

１）重要文化財

①表座敷棟

表座敷棟内の南側が床・棚付の 10 畳の客間と、12 畳半の次の間からなり、L 字形に幅 1 間の畳敷の入側縁で囲む。北側は西より床・地袋棚付の 8 畳の書斎、8 畳の中の間、8 畳間がある。壁は京壁仕上げ、天井はすべて竿縁天井で、室境には透彫の板欄間や竹細工の欄間などが入る。周囲の廊下は小舞打化粧屋根裏である。

客間

入側（南側）

②中座敷棟

中座敷棟内の南側が 8 畳の衣装室、北側が 6 畳の化粧室と 3 畳間からなり、これらの四周に廊下が廻る。各室とも壁は京壁仕上げで、竿縁天井を張る。

衣装室

化粧室

③奥座敷棟

奥座敷棟内の西側が床・押入付の 8 畳の座敷、東側が 6 畳の次の間で、南、東、北に廊下を廻す。壁は京壁仕上げ、天井はすべて竿縁天井である。

座敷

座敷から次の間を見る

④離座敷棟

離座敷棟内の西側が床・地袋棚付の 8 畳の座敷、東側が 8 畳の次の間と 4 畳半の茶の間で、南と西に廊下を廻す。壁は京壁仕上げ、天井はすべて竿縁天井で、室境には透彫の板欄間が入る。

座敷

茶の間

⑤玄関棟

表玄関は東面中央にあり、奥が寄付、玄関の間となる。この北側は 6 畳の会計室と 4 畳間、および 8 畳の執事室で、西側に廊下を設け、台所棟と接続する。

南の建物は、床・地袋棚付の 8 畳の使者の間が 2 部屋並び、南、西、北の三面に廊下を廻す。また、室境には透彫の板欄間が入る。各室とも壁は京壁仕上げ、天井は竿縁天井である。

玄関の間

使者の間（南側）

⑥台所棟

一階は、東側に小使室や内玄関、中央に台所と土間、西側の中座敷棟側には 6 畳間を配する。二階は 15 畳の 1 室である。壁は京壁仕上げで、台所と土間は梁組を現した根太天井とするが、他は各室とも竿縁天井である。

台所

女中部屋（二階）

⑦湯殿

中央が浴室で、その西側は脱衣場、東側は焚口、北側は物置である。浴室は天井中央部が杉板網代組となっている。

湯殿

杉板網代組の天井

⑧内蔵

外壁はモルタル洗い出し仕上げであるが、目地をつけて石張り風となっている。一階北面に設けられた観音開きの扉もモルタル洗い出し仕上げである。

一階正面

二階

２）指定範囲外

①渡廊下棟

廊下に沿って南側に納戸があり、表座敷の廊下に続いている。納戸の南側の廊下先に便所がある。東側は玄関棟と内蔵、西側は表座敷棟にそれぞれ接続している。

表座敷棟へ続く廊下

（２）一体となって価値を形成する物件

重要文化財（建造物）のほか、文化財と一体となり価値を形成する物件について、文化財指定範囲外を含め保存対象とする。

表１−６ 一体となって価値を形成する物件

	対象		復原など
建造物周囲	表門	①	明治 38 年（1905）の写真に写る。
	表門脇塀	②	明治時代の写真に写っているものとは形が異なる。 平成 3 年の整備の際に復原。
	稲荷社（社）	③-1	明治 29 年（1896）に本邸より遷座。
	稲荷社 （手水鉢、灯籠2基、敷石）	③-2	※江戸時代の年号が刻まれているものもあるが、全てが昭武居住期に用いられていたものか伝来不詳。
	物置	④	平成 18 年（2006）に復原。
	板戸および板塀〔台所棟北側〕	⑤	復原
	敷石〔表玄関前〕	⑥	庭園復元整備工事において部分的に復元。
	景石（黒ぼく石）　2 か所 〔書院造庭園内・離座敷棟西側〕	⑦-1～2	庭園復元整備工事において復元。 ※書院造庭園内は資料編の資 1 を参照。 ※離座敷棟西側は徳川昭武居住期まで履歴を追える古写真はないが、石の種類、状態、設置状況より書院造庭園内と同時期のものと判断。
	雨落ち溝〔表座敷棟南・西側〕	⑧	庭園復元整備工事において未完部分。 ※詳細は資料編の資 2 を参照。
	土留め石〔表門西側、離座敷棟北側など〕	⑨	※詳細は資料編の資 3 を参照。
	沓脱石（3 か所） 〔表玄関内・表座敷棟南側・表座敷棟西側〕	⑩-1～3	※表玄関内は希少な素材である寒水石（旧水戸藩領特産）が用いられていること、昭武の父斉昭が仙洞御所へ寒水石製の灯籠を献上したこと、武定の代になってからこれほどの寒水石を入手することは困難であることを考慮し、当初から設置と推定。 江戸時代、寒水石は水戸藩の特産であり、許可なく採石できない「御用石」であった。天保 6 年（1835）には、昭武の父斉昭が仙洞御所に寒水石の灯籠および手水鉢を献上した。なお、寒水石の灯籠は仙洞御所に現存している。また、昭武自身も明治 13 年（1880）、明治宮殿（現皇居に存した皇室宮殿）の灯籠の制

			作に際し寒水石を献上した。よって、昭武と寒水石の関係性は深く、昭武自身が寒水石の沓脱石を表玄関内に据えた可能性は高い。 ※詳細は資料編の資 2、資 4 を参照。
	手水鉢〔表座敷棟西側〕	⑪	※詳細は資料編の資 4 を参照。
	灯籠〔表座敷棟東側〕	⑫	※詳細は資料編の資 5 を参照。
	景石〔表座敷棟西側〕	⑬	※詳細は資料編の資 4 を参照。
その他	東屋〔東屋庭園内〕	⑭	明治 24 年（1891）『戸定邸日誌』に記録あり、明治 29 年（1896）に倒壊、明治 31 年（1898）新築、庭園復元整備工事において復元。
	飛石〔書院造庭園内〕	⑮	庭園復元整備工事において復元。

※庭園復元整備工事は、平成 28 年度（2016）～29 年度（2017）に実施されている。

※離座敷棟の雨落ち溝は、現認しないが古写真（資料編の資 6）により大正期において存在したことが確認できる。調査・研究を進め、復原を検討する。

※御厩については、明治 20 年（1887）3 月 13 日上棟、明治 25 年（1892）修復、明治 44 年（1911）屋根修繕、昭和 21 年（1946）曳家、昭和 23 年（1948）増築、平成元年（1989）取り壊しとなっており、一体となって価値を形成する物件に含めることとする。

参考文献

渋谷文雄「かつて戸定邸内に建っていた『御厩』について」
（『松戸市立博物館紀要』第 27 号　2020.3　pp.37～45）

※その他物件の課題については、以下のとおりとする。

・表座敷棟

縁下の玉砂利については、古写真（資料編の資 2 下）により見られ、現況とは異なることが確認できる。よって、昭武居住期の構成に復原する必要がある。

庭園復元工事の際に、表座敷棟西側に排水溝および地下の排水設備があることが確認された。排水溝については昭武居住期から存在したと考えられるため、調査研究の上で復原を検討する。

・中座敷棟

縁下および西側の縁石については、昭武居住期の構成を調査研究した上で、復原を検討する必要がある。

・奥座敷棟

南側の煉瓦は、何らかの設備からの転用が考えられるため、作成年代を調査する必要がある。

・離座敷棟

縁下と犬走りについては、古写真（資料編の資 6）によりやや不鮮明であるが確認できる。さらに調査研究をすすめ復原を検討する。

・玄関棟、使者の間

縁下と犬走りについては、昭武居住期の構成を調査研究した上で、復原を検討する必要がある。

①表門　②表門脇塀

③-1 稲荷社（社）

③-2 稲荷社（手水鉢、灯篭 2 基、敷石）

④物置

⑤板戸および板塀〔台所棟北側〕

⑥敷石〔表玄関前〕

⑦-1 景石（黒ぼく石）〔書院造庭園内〕

⑦-2 景石（黒ぼく石）〔離座敷棟西側〕

⑧雨落ち溝〔表座敷棟南・西側〕

⑨土留め石〔表門西側、離座敷棟北側など〕
※写真は表門西側の土留め石

⑩-1 沓脱石〔表玄関内〕

⑩-2 沓脱石〔表座敷棟南側〕

⑩-3 沓脱石〔表座敷棟西側〕

⑪ 手水鉢〔表座敷棟西側〕

⑫ 灯籠〔表座敷棟東側〕

⑬景石〔表座敷棟西側〕

⑭東屋〔東屋庭園内〕

⑮飛石〔書院造庭園内〕

（３）一体となって価値を形成する可能性がある物件

重要文化財（建造物）のほか、文化財と一体となり価値を形成する可能性がある物件について、文化財指定範囲外を含め保存対象とする。

なお、建築年代などが不明なものは、必要に応じて今後の調査により明らかにしていくこととする。

表１−７　一体となって価値を形成する可能性がある物件

	対象		復原など
建造物周囲	敷石〔台所棟北側〕	⑯−1〜2	古写真や資料によって徳川昭武居住期まで履歴が追えないが、歴史的環境や景観を構成する工作物。 今後の調査・研究により明らかとする。
	沓脱石　10 か所 〔使者の間西側・離座敷棟南側・玄関棟西側・表座敷棟東側・表座敷棟北側・奥座敷棟南側・奥座敷棟東側・離座敷棟西側〕	⑰−1〜10	
	景石（黒ぼく石）　1 か所 〔物置西側〕	⑱	
	手水鉢　1 か所〔離座敷棟南側〕	⑲	
	池〔離座敷棟南側〕	⑳	
	灯籠〔使者の間西側〕	㉑	
	雨水排水設備（溜め壺型 8 か所） 〔使者の間東側・使者の間北側・表座敷棟南側・表座敷棟北側・離座敷棟南側・離座敷棟西側・離座敷棟東側〕	㉒−1〜8	
	煉瓦と土管の排水溝 〔表座敷棟北側〕	㉓	
	手水の海〔表座敷棟西側〕	㉔	
	その他、飛石や敷石など	―	※戸定邸には本計画記載以外の飛石・敷石類が多数存在する。これらについても、調査研究を進め、昭武居住期に存したものであるか検討する必要がある。

⑯−1、⑯−2 敷石〔台所棟北側〕

⑰−1、⑰−2 沓脱石〔使者の間西側〕

⑰-3 沓脱石〔離座敷棟南側〕

⑰-4 沓脱石〔玄関棟西側〕

⑰-5 沓脱石〔表座敷棟東側〕

⑰-6 沓脱石〔表座敷棟北側〕

⑰-7 沓脱石〔奥座敷棟南側〕

⑰-8、⑰-9 沓脱石〔奥座敷棟東側〕

⑰-10 沓脱石〔離座敷棟西側〕

⑱景石（黒ぼく石）〔物置西側〕

⑲手水鉢〔離座敷棟南側〕

⑳池〔離座敷棟南側〕

㉑灯籠〔使者の間西側〕

㉒-1 雨水排水設備（溜め壺型）〔使者の間東側〕

㉒-2 雨水排水設備（溜め壺型）〔使者の間東側〕

㉒-3 雨水排水設備（溜め壺型）〔使者の間北東側〕

㉒-4 雨水排水設備（溜め壺型）〔表座敷棟南側〕

㉒-5 雨水排水設備（溜め壺型）〔表座敷棟北側〕

㉒-6 雨水排水設備（溜め壺型）〔離座敷棟南側〕

㉒-7 雨水排水設備（溜め壺型）〔離座敷棟西側〕

㉒-8 雨水排水設備（溜め壺型）〔離座敷棟東側〕

㉓煉瓦と土管の排水溝〔表座敷棟北側〕

㉔手水の海〔表座敷棟西側〕

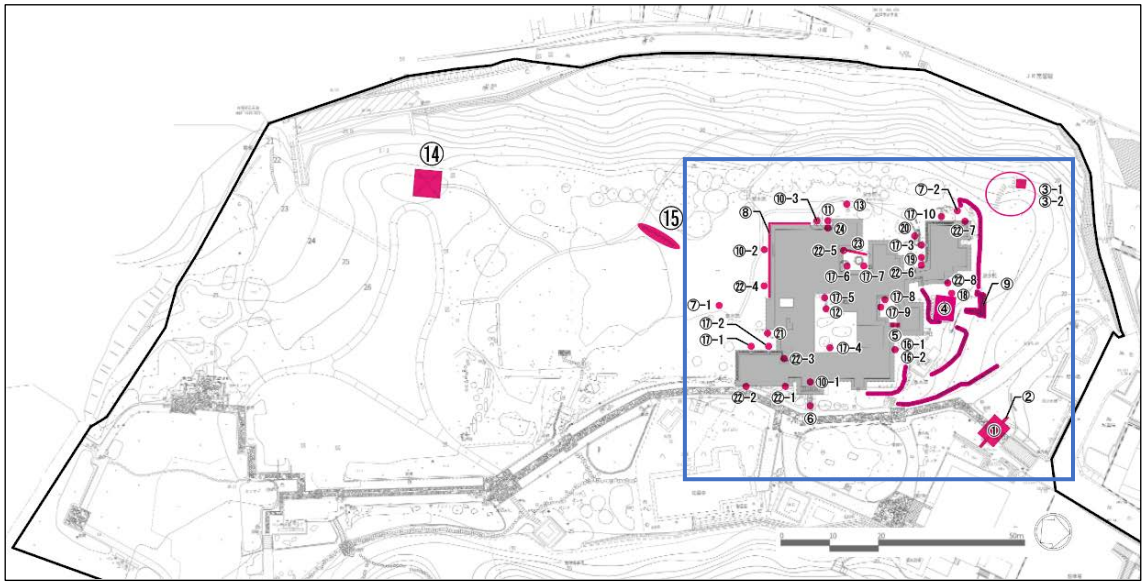

図１－８　一体となって価値を形成する物件および一体となって価値を形成する可能性のある物件

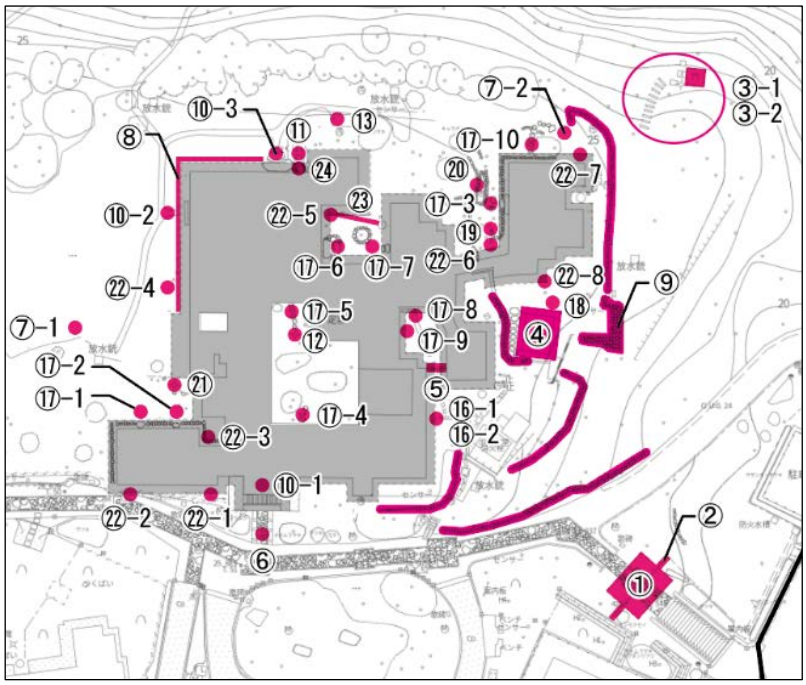

図１－９　枠内の拡大図

４．文化財の価値

重要文化財指定時の価値は以下の通りである。

戸定邸は、水戸徳川家の家督を甥篤敬に譲り、隠居となった徳川昭武が明治 17 年（1884）から生活拠点とした私邸である。建造物は、その構造や意匠などから近世大名屋敷の系譜を継いでいる点が見受けられる。一方で、近世大名屋敷の性格との相違点も有しており、明治前期における華族家邸宅の特徴の指標となる点に価値をおくものである。また、徳川昭武のパリ万国博覧会への参加および留学などの経験や、明治維新を経た周辺環境の変化が影響し、建造物の構造や意匠、立地に独自性を与えている可能性がある。

今日まで現存する近世の大名屋敷や、明治期における華族家の邸宅は少数である。庭園と一体となって、移築されることなく完存する明治期の華族家邸宅に限定すれば、その希少性は顕著である。以上の点なども付加価値としつつ、重要文化財指定理由として挙げられている通り、近世の大名屋敷建築の流れをくむ明治前期の華族家の邸宅建築が、庭園と一体となってほぼ完存している戸定邸の学術的・芸術的価値は高い。

景観に目を移せば、現在でも西方に江戸川、富士山、北方に男体山を望め、昭武居住期には離座敷棟から北方に筑波山を眺望できたという。表座敷棟の床前から西方を望むと、庭園から江戸川が近景、富士山が遠景となる。ここから、昭武が借景を意識して建造物を配置したことがうかがえる。一体となって価値を構成する庭園を含め、景観を意識して構成された戸定邸は、景観・立地面からも価値を見出すことができる。

また、戸定歴史館が所蔵する松戸徳川家資料には、戸定邸の建設、増改築、作庭などの様子がうかがえる古文書や、戸定邸を写した古写真、古写真に見られる建具や調度品（いずれも現物）が含まれる。これらの資料から、戸定邸における接客のありかたや生活実態を推察できる。昭武居住期の戸定邸の実態を現代に伝える松戸徳川家資料は、戸定邸の価値を一層高めていると言えよう。

旧徳川家松戸戸定邸は、表向きの表座敷棟をはじめ、各座敷棟、玄関棟や、内向きの施設まで全体がほぼ完存している大規模住宅として、重要である。また、洋風を意識した庭園を築きながら、建物は基本的に意匠から構造まで伝統的な形式を用い、配置や平面なども近世大名屋敷の構成を継承しており、明治前期における上流住宅の様態の指標となるものとして、歴史的価値が高い。

文化財の価値　『月刊文化財』平成 18 年（2006）7 月号（514 号）より転載

５．主な修理等の時期と内容

（１）重要文化財（建造物）および指定範囲外の渡廊下棟

ここでは主に、平成５年（1993）３月に刊行された『戸定邸（旧徳川昭武松戸別邸）保存修理工事報告書』を元に、重要文化財指定前までについて記載する。

表１－８　松戸市に寄贈（昭和 26 年）以前の主な修理等

時期	位置	内容
大正 10 年まで（明治17年～大正10 年までの 37 年間）	表座敷棟	背面の縁側に押入を新設、便所北面に押入の増設、西縁及び北縁にガラス戸を建て込んだ。
	奥座敷棟	西側の便所設備を撤去し物置に改めた、北面東寄の押入の改造、北面に便所の増築を行った。
	台所棟	内部の柱を撤去するなどの改造とともに女中食堂として間仕切り、それまで東方より 2 階の女中部屋に登っていた階段をこの室に設けた。
	湯殿	西側に押入と物置を増築した。
	渡廊下棟	奥座敷棟の北に便所を新築するために、半間西に寄せ、奥座敷に接し廊下面に物置を作った。
	全体	残っている大正 10 年の平面図と明治年中の写真及び現状建物の調査結果を照合すると、かなりの改造が加えられている。これらの改造の時期は、明らかではないが、材料等からみて多くは大正年代に入ってからの改造である可能性が高い。
昭和 10 年	表座敷棟	表座敷の東面の葺下げと思われる屋根を撤去した。
	渡廊下棟	渡廊下を北側に移動して新築し、南側を撤去した。渡廊下に接続して新館を新築した。
昭和 20 年まで	玄関棟	南側「使者の間」・「従者の間」部分の解体
	渡廊下棟	南側の新館接続部分の補修（推定）
	その他	新館の解体
昭和 20 年以降	離座敷棟	東側に玄関・台所・浴室を増築

現在の渡廊下棟部分に建てられていた新館
松戸市戸定歴史館所蔵

表１－９ 松戸市に寄贈（昭和 26 年）以降の主な修理等

時期	位置	内容
昭和 58 年	内蔵を除く各建物	基礎補修、床組の改修、外部漆喰・板壁修理、内部は木部の洗浄、壁の塗り直し、建具・畳補修、敷物敷き、電気・照明設備の取替え
	表座敷棟 中座敷棟 奥座敷棟	屋根桟瓦葺の新規葺替と一部雨樋取替え
	奥座敷棟	北側の物置撤去
	全体	建物を揚屋して基礎の全面的な補修と床組の改修・屋根の葺き替え・内部壁の塗り替え・建具の補修・敷物・内部木部の洗浄等の内装の改修
平成 2 年～平成 3 年 6 月	全体	戸定邸（旧徳川昭武松戸別邸）保存修理工事
平成 9 年～平成 10 年	玄関棟	戸定邸「使者の間・従者の間」復原工事
平成 18 年	―	国の重要文化財に指定

（２）国指定名勝

ここでは、平成 31 年 3 月に作成された『名勝旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）保存活用計画』を元に、保存活用計画作成時点までについて記載する。

表１－１０ 保存活用計画作成時点（平成 31 年）までの主な改変等

時期	内容
昭和 26 年	書院造庭園が松戸市へ寄贈される。
昭和 44 年	東屋庭園が福島県学生寮建設に伴い消滅する。
昭和 53 年	松雲亭建設
昭和 61 年	書院造庭園が千葉県の名勝に指定される。
昭和 62 年	民間へ売却されていた戸定邸周辺用地を取得、「戸定が丘歴史公園」が都市公園として千葉県から認可
平成 24 年	福島県学生寮跡地を取得
平成 27 年	「旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）」として、国の名勝に指定
平成 28 年 ～平成 30 年	庭園復元整備工事

第５　文化財保護の経緯

１．保存事業の履歴

ここでは、重要文化財指定後の主な工事内容について記載する。

表１−１１ 重要文化財指定（平成 18 年）後の主な工事内容

時期	内容
令和 2 年 12 月 23 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	トイレその他修繕

２．活用の履歴

一般公開

建物と庭園はいずれも一般公開している。

庭園は、東屋庭園と書院造庭園が一般公開されている。表座敷棟の南側に位置する書院造庭園は、通常は建造物内からの見学のみだが、毎月 10 日、20 日、30 日の「戸定の日」には、表座敷棟から降りて見学することができる。

一般公開以外の活用

①限定公開など

○「戸定の日」に庭園で写生やスケッチ（鉛筆等を使用した下絵のみ許可）

○学芸担当者による見学ツアー（不定期）

○徳川昭武の生涯を描いた紙芝居の実演

②記念撮影など

○人生儀礼（成人式、七五三、結婚式など）の記念撮影（準備や手配は各自）

③社会科見学

○市内の小学生を対象とした見学案内

④市主催事業

○戸定アートプロジェクト（コンサート、アート作品の展示など）

○科学と芸術の丘

⑤地域との連携

○コンサート（松戸クリスマス音楽祭など）

○戸定さくら雛

○坂川献灯まつり

○河津桜まつり

○千葉大学園芸学部「戸定祭」

○聖徳大学短期大学部プロジェクト　まつどソング研究グループ

⑥調査・研究等

○他の博物館や調査研究機関との連携

⑦デジタル技術の導入

○建物および庭園の VR※ツアー

※バーチャル・リアリティの略で仮想現実のこと。コンピューターで作成した映像や音声等を、利用者が現実に近い状態で感じられるように掲示する技術。

紙芝居の実演

七五三

市内の小学生を対象とした見学案内

フレンチジャズ

戸定さくら雛

坂川献灯まつり

第６　保護等の現状と課題

環境保全、防災・防犯、活用についての現状と課題の詳細は、各章に記載する。

１．建造物

目視により確認した主な破損状況を記載する。

多くは日常管理の範疇となる、建具の建付け不良、絨毯の摩耗などが見られた。

本格修理は耐震補強工事と関連するため、今後の保存修理工事において実施する予定である。なお、台所棟二階の屋根瓦のズレや脱落については、建造物に及ぼす影響が著しいと判断されるため、本格修理前に応急修理を検討する。

主な破損状況

○台所棟二階の瓦屋根のズレや脱落が著しいため、応急修理ののち、本格修理が必要となっている。

○現在進行形の雨漏りは確認されなかったが、中座敷棟・化粧室北面の欄間壁と天井板に雨染みが確認でき、雨樋の取り付け位置の不具合の影響が考えられるため、確認する必要がある。

○離座敷棟は、東日本大震災の影響か、柱が西へずれたことにより、壁のチリ切れや、押入内部の床板（とこいた）と敷居に隙間が発生したり、床板や地板のズレなどが生じているため、今後の耐震補強工事における不陸調整において是正する必要がある。

○縁甲板のメカスガイの緩みにより、廊下を歩くと軋む音がする場所がいくつか確認できたため、メカスガイの打ち直しにより改善する必要がある。

○部材の各所に穴埋めのパテが見られ、補修時は茶色だった可能性があるが、現在は白色となり見苦しくなっているため、今後の修理工事において、古色塗などを施し、目立たないようにする必要がある。

台所棟二階南面の屋根瓦のズレや脱落

中座敷棟・化粧室北面の雨染み

離座敷棟・次の間北面の壁のチリ切れ

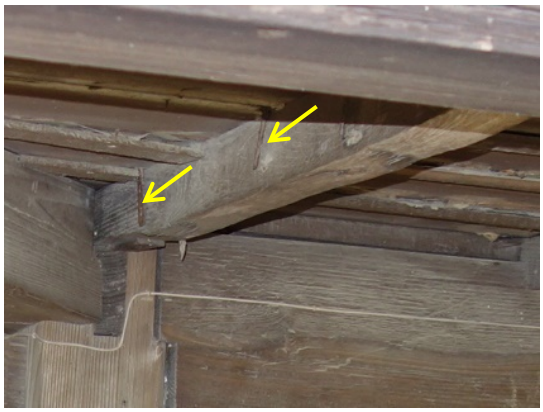

メカスガイの状況（離座敷棟南西の廊下の裏側）

玄関棟・内玄関の西廊下の西面のパテ

２．環境保全

○雨水浸透桝の排水機能が日常管理により改善されない場合は、雨水浸透桝や排水管の新設が必要になる可能性がある。

○雨水排水設備の竹製や金網の蓋に劣化などが見られ、安全性および景観上からも望ましくないため、取替えなどが必要になっている。

○建造物に影響を及ぼす樹木がいくつか見られるため、樹木診断や対策が必要になっている。

○庭園は書院造庭園、東屋庭園の整備及び樹木の剪定のみの部分的な復元整備工事に留まっているため、今後の調査・研究の推進が必要になっている。

３．防災・防犯

（１）防災

○放水銃および屋外消火栓の劣化が進行している（令和８年度に工事完了予定）。

○開館時のスタッフが少人数のため、初期消火などに手間取る可能性がある（現在の放水銃と屋外消火栓は 2 名以上により操作する必要があるが、放水銃と屋外消火栓の撤去により易操作性消火栓が新設されることで、1 名でも操作が可能となる予定である）。

○配線から電気火災が発生する恐れがある（令和８年度に工事完了予定）。

○電気火災や有炎火災を想定した感知器が設置されていないため、感知器の更新が必要になっている。

○建造物内の動線が複雑であることにより消防が出火元にたどり着くまでに手間取る可能性があるため、出火元が視覚的にわかりやすく表示される仕組みが必要となっている。

（２）耐震

○耐震診断および、その結果に伴う補強工事が必要になっている。

４．活用

○バリアフリー対策が必要になっている。

○廊下に敷かれた絨毯について、文化財の保護と利便性のバランスを考えた取扱い方を検討する必要がある。

○現代の気候に対応するため、見学者のための、最低限の暑さや寒さ対策について、文化財保護とのバランスを保ちながら検討する必要がある。

○不足しているトイレの拡充が求められている。

○外国人観光客へのパンフレットやガイド案内などの対応強化が必要になっている。

○庭園解説を充実させ、建造物と一体となった戸定邸の価値や魅力を伝える必要がある。

第２章　保存管理計画

重要文化財（建造物）である、旧徳川家松戸戸定邸を適切に保存管理するため、保存管理の状況を明確にし、建物の部分（部屋などの建物の大きな範囲）と、部位（部材などの小さな範囲）ごとに、今後の保存修理工事や維持管理における保存の方針（取扱い方）を示す。

第１　保存管理の現状

１．保存状況

明治 17 年（1884）に竣工した戸定邸は、明治・大正・昭和の増改築を含み、これまで複数回にわたり建物の修理や改修が行われてきた。

竣工後 106 年にあたる平成 2 年（1990）から平成 3 年（1991）にかけては、保存修理工事が行われ、一部を除き大正 10 年（1921）の図面等に基づき、竣工当初と推定される姿に復原された。また、平成 10 年（1998）には使者の間が移築復原された。

上記の平成 2 年から平成 3 年度にかけて実施された保存修理工事から 30 年以上が経過し、部材の経年劣化が見られ、部分的に雨漏りが疑われる箇所もある。平成 23 年（2011）の東日本大震災では、軸部の折損など大規模な被害は見られなかった。

本格修理は耐震補強工事と関連するため、今後の保存修理工事において実施する予定である。なお、台所棟二階の屋根瓦は、ズレや脱落などの破損が進んでいるため、職員の安全確保の観点から、応急修理を検討する必要がある。

２．管理状況

所有は松戸市、管理は松戸市教育委員会である。

昭和 26 年（1951）に敷地と建物が、徳川武定から市へ寄付され、その後、昭和 29 年（1954）に公民館「戸定館」として開館した。平成 2 年（1990）から平成 3 年（1991）の保存修理工事を経て、平成 3 年（1991）年 11 月に戸定が丘歴史公園、戸定歴史館が公開された。同時に当時県指定名勝であった庭園と共に建物も公開が開始された。

受付兼管理、清掃は、外部委託により実施している。

第２　保護の方針

戸定邸は、建造物と、国指定名勝である庭園が一体として残っていることを念頭に、既存庭園の保存活用計画で示されている内容と一体のものとして保護の方針を定める。

１．保存年代の設定

戸定邸の本来の価値を最も表している、建造物が竣工した明治 17 年（1884）から、昭武が亡くなった明治 43 年（1910）の 26 年間とする。

２．部分・部位の設定と保護の方針

上記 1 で設定した保存年代に基づき、部分（部屋などの建物の大きな範囲）と部位（部材などの小さな範囲）について、保護の方針を定める。

なお、新たな資料による事実や今後の設計や工事において、部材等の破損が明らかになった場合は、適宜方針の見直しを行う。特に、平成 3 年（1991）の保存修理工事から、平成 18 年（2006）の重要文化財指定前の 15 年間の修理内容については、これからの設計および工事時においてよく確認する。

履歴が不明な部位は、文化財としての価値を保護するため、基準を上位に区分しているが、今後の設計や工事における調査で履歴が明らかになった場合は、適切な基準を再設定する。

（１）部分（建物の大きな範囲）の区分

表２－１　部分の設定

	旧徳川家松戸戸定邸の場合	保護の方針	部位との関係
■保存部分 文化財としての価値を守るために保存する部分	○当初の部分。 ○平成 2～3 年の保存修理工事で復原した部分。	○基本的に現状維持とする。	○主に基準 1 または基準 2 に該当する部位で構成される部分
■保全部分 維持および保全する部分 増改築により文化財の価値が損なわれ、将来的に復原または撤去が必要な部分	なし	―	○主に基準 3 または基準 4 に該当する部位で構成される部分
■その他の部分 改修された部分で耐震補強や活用のため改変が許容される部分	○改変が著しく、平成 2～3 年の保存修理工事で復原ができなかった部分（指定範囲外の渡廊下棟）。	○建造物と庭園が一体となった歴史的空間および景観に配慮し、庭園に面した外壁の整備を許容する。	○主に基準 4 または基準 5 に該当する部位で構成される部分

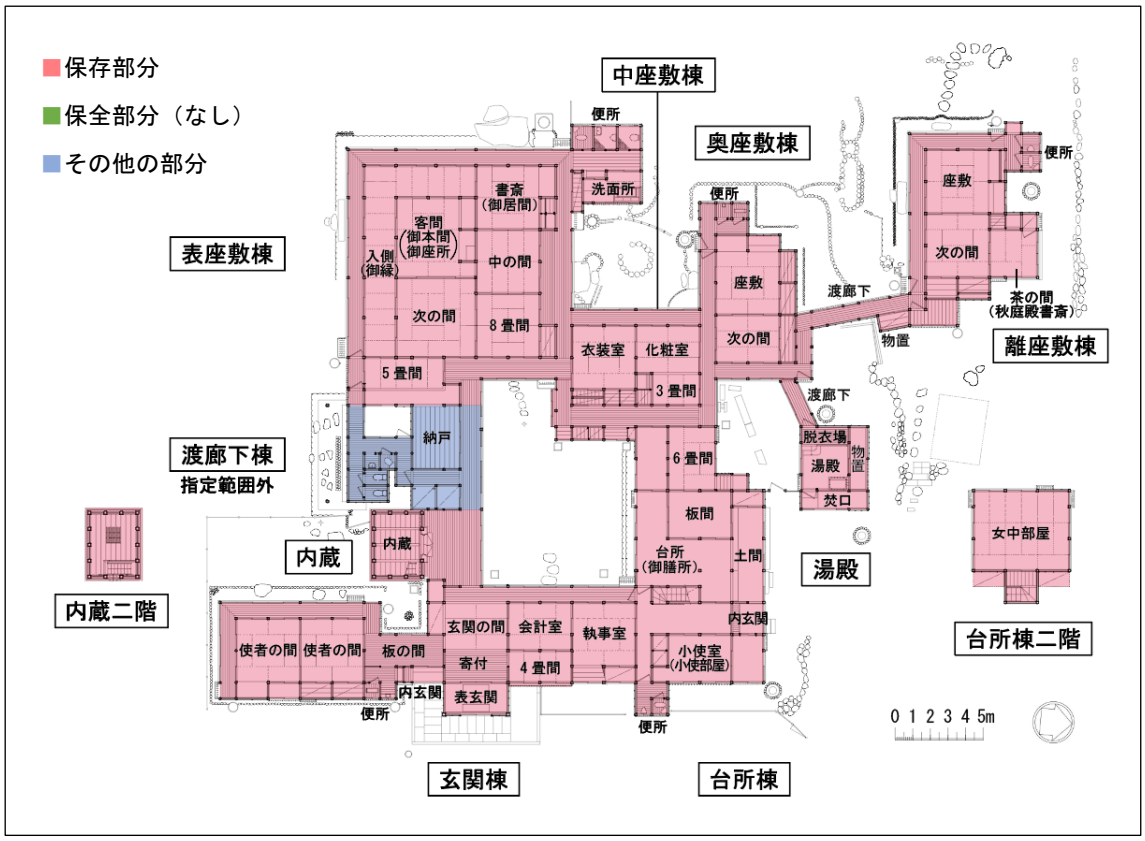
保存部分
保全部分（なし）
その他の部分
中座敷棟
奥座敷棟
表座敷棟
離座敷棟
渡廊下棟
指定範囲外
内蔵
内蔵二階
湯殿
台所棟二階
玄関棟
台所棟
便所
書斎
（御居間）
洗面所
客間
（御本間）
（御座所）
入側
（御縁）
中の間
次の間
8畳間
5畳間
納戸
衣装室
化粧室
3畳間
座敷
次の間
渡廊下
物置
茶の間
（秋庭殿書斎）
6畳間
脱衣場
湯殿
焚口
板間
台所
（御膳所）
土間
内玄関
小使室
（小使部屋）
執事室
会計室
玄関の間
寄付
4畳間
表玄関
使者の間
板の間
女中部屋
0 1 2 3 4 5m

図２－１　部分の設定

（２）部位（部材等の小さな範囲）の区分

表２−２ 部位の設定

	内容	旧徳川家松戸戸定邸の場合	保護の方針
基準１	材料自体の保存を行う部位 主要な構造、特殊な材料または仕様を含む	○当初または復原された主要構造部材。 例：基礎、軸部、床組、小屋組、床、壁、建具、天井など ○当初または復原された特殊な材料や仕様。 例：床廻りの部材、一枚物の板戸、根杢材の天井板など	○部材自体を保存する。 ○修理が必要な場合は最小限の補修を基本とし、やむを得ない場合のみ取替えとする。 ○補修および取替えをする場合は同種、同材、同寸法とし、現状を記録し、部材の一部を保存する。 ○特殊な材料の場合、意匠や歴史性に配慮した代替材を取り入れることを許容する。
基準２	材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位 定期的に材料の取替えを必要とする部位	○定期的に補修や取替えが必要なもの。 例：土壁や漆喰壁（上塗りのみ）、下見板、瓦、屋根銅板、襖紙、障子紙、畳表など	○補修や取替えは必要最小限とする。 ○補修や取替えの際は現状と同じ形状・材質・仕上げ・色彩とし、必要な場合は部材の一部を保存する。
基準３	主たる形状及び色彩を保存する部位 活用又は補強等のため特に変更が必要な部位	○昭和 29 年以降の公民館時代に整備されたもの。 例：中座敷棟及び離座敷棟押入内の水屋など ○昭和 58 年の工事で整備されたもの。 例：コンクリート布基礎など ○平成 2〜3 年の保存修理工事で建造物に調和させて整備されたもの。 例：照明器具など	○基本的に現状維持とするが、可能な限り復原または不要なものは撤去する。
基準４	意匠上の配慮を必要とする部位 活用又は補強等のため特に変更が必要な部位	○改変が著しく、平成 2〜3 年の保存修理工事で復原ができなかったもの。 例：渡廊下棟全体	○渡廊下棟は、建造物と庭園が一体となった歴史的空間および景観に配慮し、庭園に面した外壁の整備を許容する。
基準５	所有者等の自由裁量に委ねられる部位	○設備類や展示物など 例：防災設備、空調設備、照明器具（蛍光灯）、解説板など	○設備類や展示物を変更する際は意匠に配慮する。

○表座敷棟西縁のガラス戸は、写真から明治 42 年（1909）には建て込まれていたことが判る。同棟北縁のガラス戸も同時期に建て込まれた可能性がある。離座敷棟南縁、西縁のガラス戸は大正 10 年（1921）以前に建て込まれ、その時期は明治末年にまで遡る可能性も考えられる。
今後の設計や工事における調査で可能な限り履歴を明らかにするが、平成年間の保存修理工事において利便性のためガラス戸は存置する方針を取っていたので、基本的には現状維持とする。

○釘隠しは当初のものは戸定歴史館収蔵庫に保管し、現在は電気鋳造代替品を用いている。現状では、4 種類ある釘隠しの元の位置が不明なため、復原を目指した調査を継続する。

第３　管理計画

１．管理体制

現在、松戸市教育委員会文化財保存活用課戸定歴史館が管理している。受付兼管理、清掃は外部委託により実施し、基本的に受付と管理は 2 名以上、清掃は 2 名以上が開館時間内に常駐している。また、庭園部分は松戸市街づくり部公園緑地課が管理を行っている。

管理者と、受付や清掃を担う外部委託業者が連携した現在の体制を継続する。

２．管理方法

建造物の維持管理に必要な留意事項を以下に整理する。

・外部委託業者が異変やき損などを発見した際は、管理者に速やかに報告し、管理者により現況を記録する。

・修理方法や防除対策などについては、必要により専門家や、県および文化庁の指導や助言を基に管理者が中心となって行う。

・建造物と庭園を一体的に維持管理する必要があるため、管理者は関係部局との連携を密に行い、その役割分担を明確にする。

なお、各作業の分担や詳細については、今後、外部委託業務の仕様書に記載された内容と照らし合わせ精査する。

（１）環境の管理

１）清掃・巡回

見学者が公開範囲を安全に見学できるよう、開館および閉館時などに内部を巡回し、火気、損壊等の異常がないか確認する。

また、建具などの隙間から吹き込んだ落葉や枝などの除去に加え、掃き・拭き掃除を行う。清掃においては、基本的に清掃用薬剤等は使用しない。

２）日照・通風の確保

定期的に戸や窓の開閉を行い、室内に風を通し換気する。特に、湿気が多い 5～6 月はカビが発生しないよう注意する。

３）動物による被害防止

ハクビシンなどの動物が侵入しないよう、閉館時に戸締りをしっかりと行う。また、小屋裏や床下から侵入できないよう、可能な限り隙間を塞ぎ、文化財の保護や景観の維持に留意しつつ超音波を発する機械の設置や忌避剤を使用するなどの対策を講じる。

加えて、害獣・害虫の侵入抑止の観点から飲食物やゴミの管理に日頃から留意する。

４）虫による被害防止

定期的に専門業者による点検を行う。

また、虫害や軒下などに蜂の営巣を認めた場合は、関係部局と連携して速やかに対応する。

５）風雪害など

台風、強風、大雪などが発生する可能性がある場合は、事前に被害防止の措置を講じるとともに、事後確認として管理者により、被害がないか点検する。

被害を確認した場合は、現況を記録したうえで、被害内容により応急処置を施し、見学者の安全確保のため、危険箇所の周囲に立入り制限を行うなどの対策を講じる。

閉館時に被害が発生した場合は、管理者が現地を確認し、必要な場合は危険回避の応急措置を施し、県および文化庁へ報告する。

６）き損・盗難などの事故防止

開館および閉館時に建物内部を巡回し、き損や盗難の有無を確認する。開館中も適宜巡回を行い、特にイベントなどの開催後にはよく確認する。閉館時は機械警備を導入している。

（２）建造物の管理

ここでは、建造物の維持管理に必要な留意事項について整理する。

補修を行う場合は、今後の保存修理の参考とするため記録をとる。

１）基礎・縁まわり・床下

通風を確保するため、定期的に外部から目視により、落葉や土の堆積、動物の侵入の痕跡などを確認する。

落葉や土が堆積していた場合は、それらを取り除く。動物の侵入の痕跡を発見した場合は、速やかに侵入防止の対策を講じる。

また、基礎周辺には資材等を置かないように留意する。

２）軸部（柱や梁など）などの木部

木部は、水拭きや化学薬品を用いた清掃は行わず、空拭きによる清掃を基本とする。やむを得ない場合は、水を固く絞った雑巾で清掃する。

また、定期的に目視により腐朽、虫食い、傾きなどの有無を確認する。腐朽、虫食い、傾きなどが著しく、見学者の安全確保上必要と判断した場合は、立入禁止などの措置を講じる。

３）外壁・内壁

土壁、漆喰壁、下見板などについて、定期的に目視によりヒビ、剥落、汚れなどを確認する。

湿気が溜まりやすい押入内の内壁は、特に確認する。（水屋が設けられている中座敷棟、離座敷棟は重点的に確認する。）

４）床・畳

床板と畳、またその周辺の木部（柱、敷居、建具など）を傷めないよう、極力、掃除機ではなく、ほうきなどを使用する。掃除機の使用を要する場合は、軽量かつコードレスのものの使用を検討する。板敷きに絨毯が敷かれている場合はその限りではないが、同様に周辺の木部を傷めないよう注意する。

床板や畳が傷まないよう、重量のあるものは置かず、物を移動させる際は引きずらないようにする。

床板のゆるみについては、歩いた感触により確認する。

５）屋根・天井

周辺の樹木が屋根にかかったり、落葉が軒樋に堆積しないよう、必要に応じて樹木の剪定を行う。剪定にあたっては、「名勝旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）保存活用計画」第 5 章第 2 に記載の「3. 現状変更の取り扱い（事務手続きマニュアル、届出基準）」により行う。

台風や大雨の後には、雨漏りが発生していないか、天井の雨染みの有無、瓦のズレや脱落などを確認する。

６）建具

開閉時に建付けや、敷居の建具溝に小石や砂が入り込んでいないか確認する。

建具は傷みやすいため、丁寧に開閉し、特にガラスの取扱いには注意する。

雨戸は羽目板の反りにより生じた隙間などから雨水が吹き込まないよう、状態をよく確認する。

脱落の危険などがある場合は、必要に応じて開閉禁止にするなどの応急措置を施す。

離座敷棟の南面および西面の戸袋は、貴重な材が用いられているため、特に扱いに留意する。

（３）手続きの緩和

小規模な修繕については、手続き緩和のため、日常管理行為と事前届出不要の修理が可能な範囲を設定する。

１）日常管理行為

日常的な維持管理作業のほか、災害などによる破損の予防、または破損部分の応急措置などを対象とする。修理前後は記録をとる。

２）事前届出不要の修理

以下の条件をすべて満たす修理を対象とする。

条件

○平成 2 年～平成 3 年に実施した保存修理工事で、工法および材料が明確で、かつこれにならい行う修理。

○施工内容について、文化財建造物修理主任技術者※と同等、または文化財建造物の修理経験のある市担当職員の指導および助言の元に行う修理。

○国指定、県指定、国登録の文化財建造物修理、またはそれと同等の経験がある施工業者による修理。

○定期的に発生する修理。

○修理にあたっては、表２-３に示す範囲とし、木部については矧木または埋木を原則とする。

※文化庁が実施する主任技術者講習会の普通または上級コースを受講した者のこと。

対象外

○指定範囲外の渡廊下棟。

○床の間のすべて。

○基準 4 および基準 5 に該当する部位については、基準 1 または基準 2 に該当する部分と接続または含んでいない場合。

○以下の希少材。以下のほかであっても、修理にあたっては材料の希少性をよく確認することとする。

・表座敷棟の入側（南面）の東端に位置する一枚物の板戸
・表座敷棟の縁（西面）の戸袋用の板戸
・離座敷棟の茶の間の組天井
・離座敷棟の南面および西面の戸袋
・湯殿の杉板網代組の天井

表２−３ 日常管理行為および事前提出不要の修理の範囲

	日常管理行為	事前届出不要の修理
縁板	—	釘の締め直し
	0.5 ㎡未満の割れやひび等の軽微な補修や取替	0.5 ㎡～1 ㎡以内の割れやひび等の軽微な補修や取替
外壁	荒壁に至らない 1 ㎡未満の土壁および板壁の軽微な補修	荒壁に至らない 1～3 ㎡以内の土壁および板壁の軽微な補修
内壁	荒壁に至らない 1 ㎡未満の土壁および板壁の軽微な補修	荒壁に至らない 1～3 ㎡以内の土壁および板壁の軽微な補修
床	—	釘の締め直し
	2 ㎡未満の割れやひび等の軽微な補修や取替	2～4 ㎡以内の割れやひび等の軽微な補修や取替
畳	表替え	2 畳半以下の畳床の取替
屋根	1 ㎡未満の瓦および銅板の葺き替え	1～6 ㎡以内の瓦および銅板の葺き替え
	0.2 ㎡未満の板庇の補修	0.2～6 ㎡以内の板庇の補修
	—	雨樋の脱落や亀裂などの補修
天井	羽重ね張り 2 枚未満の軽微な補修や取替	羽重ね張り 2 枚以内の軽微な補修や取替
建具	障子および襖紙の張替え	—
	建付調整	—
	—	木部の矧木および埋木
	鉄製格子の錆止め塗布	—
	雨戸および戸袋の釘の打ち直し	—
	—	引手金物の補修
その他	○台風等災害に対する予防措置 ○部材の破損・汚損発生時の応急措置（割れた部材の撤去など） ○害虫害獣への予防措置及び駆除に関わる網設置や防腐剤塗布など	○隅金具の釘の打ち直し

第４　修理計画

１．当面必要な維持修理の措置

①台所棟二階の屋根瓦の応急修理

本格修理は耐震補強工事と関連するため、今後の保存修理工事において実施する予定だが、屋根瓦のズレや脱落などの破損が著しいため、本格修理前に応急修理を検討する。

②消火設備の撤去および新設（令和 8 年度完了予定）

放水銃と屋外消火栓は、いずれも設置から 30 年以上が経過し劣化が進行しているため、対策を講じる緊急性が高いと判断し、令和 8 年（2026）度に、放水銃の撤去、および易操作性消火栓を新設する先行工事を予定している。

③雨水浸透桝の清掃による中庭（玄関棟）の排水機能の改善（令和 6 年度～継続）

雨水浸透桝の清掃により、おおよそ改善されているが、経過観察を継続し、設計時に浸透桝と排水管の新設の必要性について判断を行う。

２．今後の修理計画

今後の工事は、令和 15 年（2033）頃の完成を予定している。

工事にあたっては、特に建造物に近接する雨落ち溝や沓脱石、雨水排水設備などについては、今後の庭園調査を必要とするものもあるため、取り扱いに留意する。

保存修理工事後も、建造物を健全な状態で後世へ引き継ぐため、丁寧かつ適切な日常管理、および適切なタイミングでの補修や根本修理を実施する。

表２－４　今後の修理計画　※今後変更の可能性がある。参考として令和 8 年以前の工事内容を記載する。

令和 7 年度～8 年	2025～2026 年	○先行防災工事（予定） 放水銃を撤去し易操作性消火栓に更新（遠隔起動装置付き）、消火ポンプの更新、放電検出ユニットの新設、感震ブレーカーの新設
令和 8 年	2026 年	○一般図作成、構造図作成
令和 9 年	2027 年	○地質調査、耐震診断
令和 10～12 年	2028～2030 年	○基本設計、実施設計
令和 13～15 年	2031～2033 年	○保存修理工事 不陸調整、床板の締め直し、壁補修、瓦・銅板屋根の葺き替え、建具の補修、敷鴨居の補修、雨樋の補修や取替え、障子・襖紙の張り替え、畳の表替えなど。 ・耐震補強工事 今後の耐震診断結果による。 ・防災工事 自動火災報知設備の更新、火災通報装置の新設など。 ・環境整備工事 雨水浸透桝の改修、蓋の取替え（竹製や金網）、雨水浸透桝と排水管の新設、支障木の対処など。 ・活用整備工事 今後の検討による。

表２−５ 建築および大規模工事からみる経過年数

※太字は本計画で目指す保存修理工事

建築および修理年代	建築から	保存修理工事から	使者の間移築復原から	内容
明治 17 年（1884）	0 年	―	―	落成（離座敷棟は明治 19 年）
昭和 58 年（1983）	99 年	―	―	屋根葺き替えなどの大規模工事
平成 2〜3 年（1990〜1991）	107 年	0 年	―	保存修理工事①
平成 10 年（1998）	114 年	7 年	0 年	玄関棟（使者の間）移築復原
平成 18 年（2006）	122 年	15 年	8 年	国の重要文化財に指定
令和 15 年（2033）	**149 年**	**42 年**	**35 年**	**保存修理工事②　予定**

表２−６ 令和の保存修理工事後の補修等の目安（参考）

1 年ごと	○点検
5 年ごと	○床板の締め直し ○畳の表替え ○木部の防腐処理 ○内外建具の建付け調整
10 年ごと	○戸袋や雨戸の補修 ○雨戸のない建具の腰板の補修 ○外壁などの木部補修 ○防蟻処理 ○差し茅（表門）
20 年ごと	○床組補修（床板解体） ○銅製雨樋の取替 ○畳床の交換 ○茅の葺き替え（表門）
40 年ごと	○銅板屋根の葺き替え
50 年ごと	○瓦屋根の葺き替え
100 年ごと	○根本修理

第３章　　環境保全計画

建造物と一体となり、歴史的な景観を形成している周辺環境の保全を図るため、建造物以外の工作物について保護の方針を定める。

なお、庭園については、平成 31 年（2019）に策定された、「名勝旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）保存活用計画」を参考とする。

第１　環境保全の現状と課題

ここでは、庭園について整理する。

１．現状

庭園は、昭和 26 年（1951）に徳川武定から松戸市へ寄付され、昭和 61 年（1986）に県指定名勝となる。平成 3 年（1991）に建物と庭園その周囲 2～3 ヘクタールが戸定が丘歴史公園として開園する。平成 27 年（2015）には国指定名勝となり、平成 28 年（2016）から平成 29 年（2017）に書院造庭園、東屋庭園、前庭（玄関前）の復元工事を実施した。

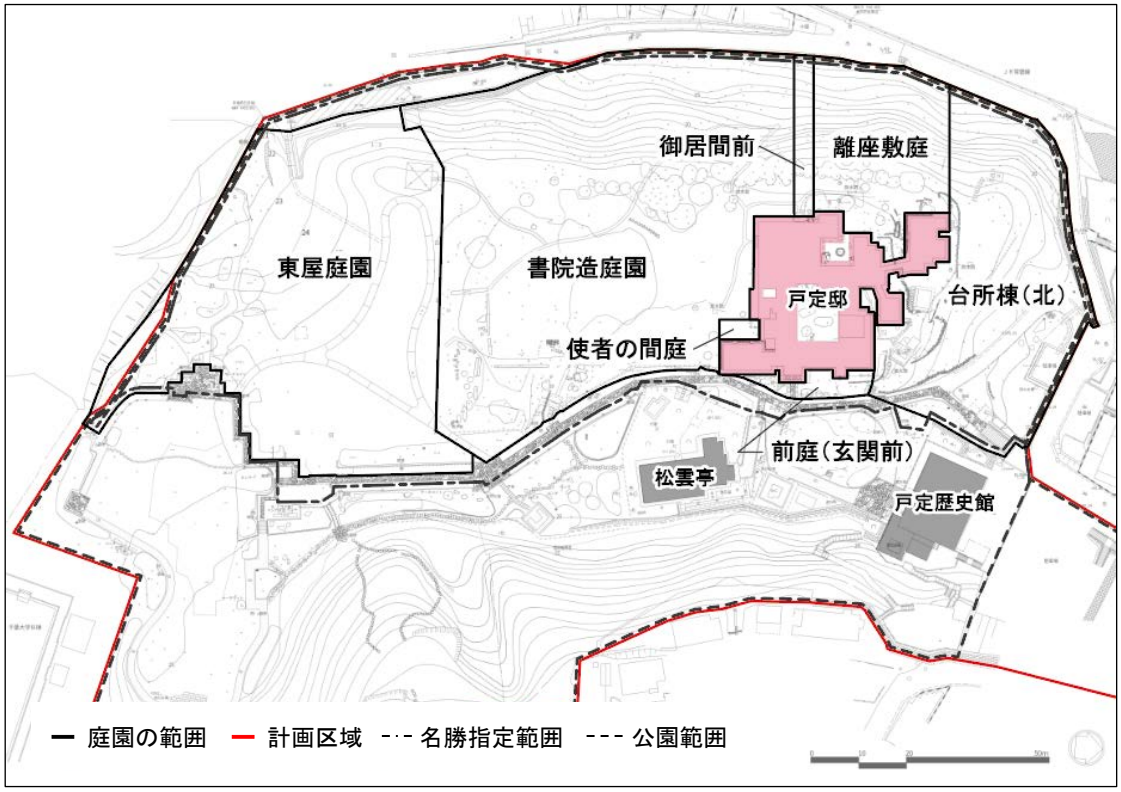

図３－１　計画区域と関連区域の関係

２．課題

以下の課題が挙げられる。

①雨水浸透桝や排水管の新設が必要になる可能性がある

雨水排水機能は、雨水浸透桝の清掃により、おおむね改善されているが、今後の経過観察の結果次第では、雨水浸透桝や排水管の新設が必要になる可能性がある。

降雨時の中庭（玄関棟）の排水状況（右上が雨水浸透桝）

雨水浸透桝の内部

②雨水排水設備の劣化などが見られる

一部雨水排水設備を覆う溜め壺型などの竹製や金網の蓋が劣化し苔が繁茂している。また、非公開範囲では、波板鉄板を蓋代わりに使用しており、景観上望ましくないものが見られるため、意匠に配慮した更新や改善が求められる。その他、雨樋の変形、劣化も見られる。

金網に苔が繁茂

竹製の蓋の破損

③建造物に影響を及ぼす樹木が見られる

建造物に枝がかかっている樹木、将来的に倒木の可能性がある樹木、地中の根が建造物に影響を及ぼしている樹木が見られるため、庭園の価値を守りながら、対処する必要がある。

対処は、「名勝旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）保存活用計画」第 5 章第 2 に記載の「3. 現状変更の取り扱い（事務手続きマニュアル、届出基準)」により行う。

屋根や軒樋に落葉などが溜まる（使者の間の東側）

④部分的な復元整備工事に留まっている

書院造庭園、東屋庭園、前庭（玄関前）以外の庭園については専門家による調査を行ったものの、本来の姿が不明であり、保護すべき対象の判断が困難である。復元整備工事実施に向けて調査を進め、保護対象の確認が必要となる。

第２　環境保全の基本方針

建造物と一体的な価値を形成している庭園と、その他の建物などについて、庭園の保存活用計画で示されている内容と齟齬がないよう、以下に環境保全の基本方針を定める。

基本方針

○建造物の価値や魅力を確実に保存し継承するため、庭園の価値を守りながら、保存に影響を及ぼす周辺環境を改善する。
○建造物と庭園が一体となった価値や魅力をさらに向上させるため、未調査である庭園の調査を進め、その価値を明らかにし、歴史的環境を整備する。
○調査の過程で明らかになったものについては、適宜、見学者などに広く周知し、戸定邸の価値や魅力を伝えるように努める。

第３　区域の区分と保全方針

保全方針については、必要に応じて庭園部局と協議のうえ決定する。

表３－１　区域の区分と保全方針

	旧徳川家松戸戸定邸の場合	保全方針
■保存区域 建造物を含む区域で、原則として新たに建物等を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。	○建造物が立つ（雨落ち溝および各中庭を除く）内側の範囲とする。	○原則として建物の新築は認めない。 ○防災上、必要な施設は防災計画に従い整備する。
■保全区域 保存区域に隣接する区域で歴史的な景観や環境を保全する区域。 建物等の新築・増改築および土地の形質の変更は、原則として建造物の管理もしくは防災上必要な場合に限る。	○国指定名勝の範囲とする。	○雨水排水設備の機能・衛生面の改善を図る。 ○防災や管理上、建物の新築や増築を行う場合、周辺の歴史的環境に配慮する。 ○歴史的環境を阻害している他の建物等については撤去を許容する。 ○庭園の調査を進め歴史的環境の整備を目指す。
■整備区域 建造物の活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域。 状況に応じて建造物と一体をなしてその価値を形成している土地の一部を含むことができる。	○保存・保全区域以外の戸定が丘歴史公園の敷地、および北側駐車場を範囲とする。	○戸定邸の保存や活用のために必要な便益施設等の整備を行うことができる。 ○戸定邸やその周囲の歴史的景観を損ねないよう、配置や外観に配慮する。

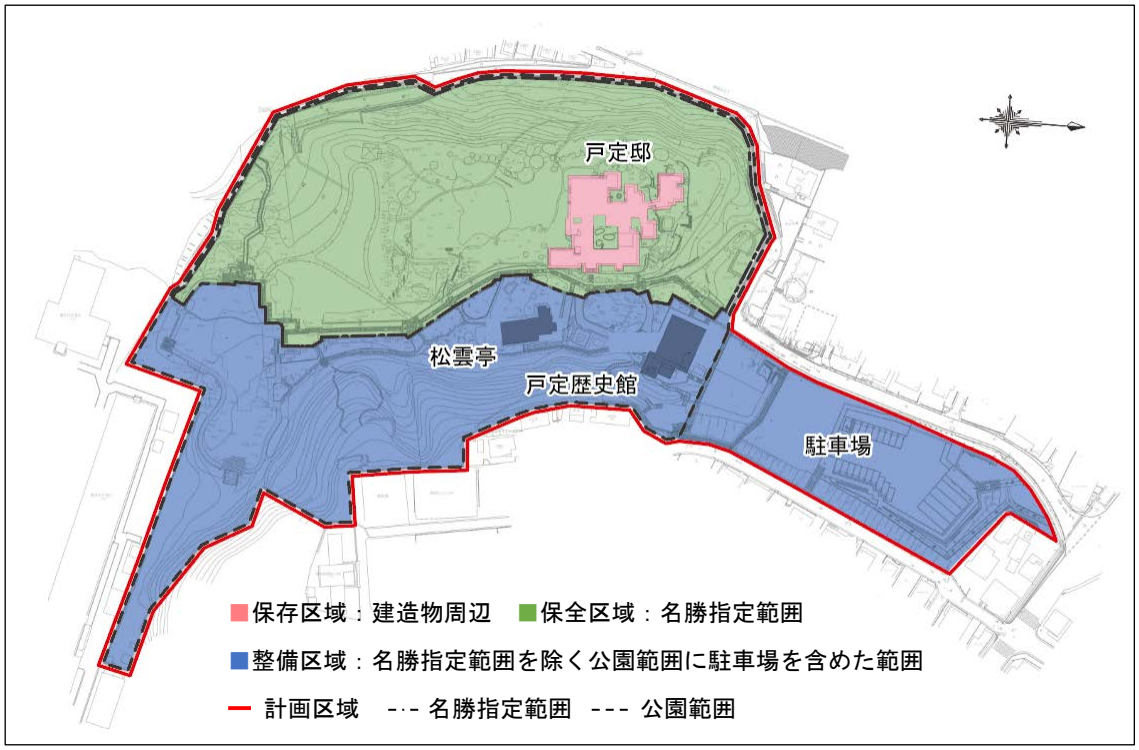
戸定邸
松雲亭
戸定歴史館
駐車場
保存区域：建造物周辺
保全区域：名勝指定範囲
整備区域：名勝指定範囲を除く公園範囲に駐車場を含めた範囲
計画区域
名勝指定範囲
公園範囲

図３－２　区域の区分

第４　重要文化財以外の建造物の区分と保護の方針

ここでは、計画区域内に位置する重要文化財以外の建造物を以下に区分し、保護の方針を定める。以下に区分した建造物以外については、庭園の保存活用計画の範疇とする（園路、外灯、ベンチ、解説板、碑など）。

保護の方針については、必要に応じて庭園部局と協議のうえ決定する。

表３－２　重要文化財以外の建造物の区分と保護の方針

	旧徳川家松戸戸定邸の場合		保護の方針
■保存する建造物 計画区域内に所在するその他建造物および工作物で、建造物に準じて保存を図るもの	**古写真や資料から徳川昭武居住期までの履歴が明確なもの**		○材料を取替える修理が必要になった場合は、材料の形状・材質・仕上げ・色彩を保存する。 ○復原する場合は、十分な調査に基づくこととする。 ○保存または補強のため特に変更が必要な場合、外観と意匠に配慮して変更することができる。 ○建造物と同等の価値を有することが判明した場合、将来的に附指定を図る。
	①	表門	
	③-1	稲荷社（社）	
	⑥	敷石〔表玄関前〕［一部復元］	
	⑦-1	景石（黒ぼく石）〔書院造庭園内〕	
	⑧	雨落ち溝〔表座敷棟南・西側〕	
	⑩-1～3	沓脱石（3 か所）〔表玄関内・表座敷棟南側・表座敷棟西側〕	
	⑪	手水鉢〔表座敷棟西側〕	
	⑫	灯籠〔表座敷棟東側〕	
	⑬	景石〔表座敷棟西側〕	
	⑮	飛石〔書院造庭園内〕［復元］	
	古写真や資料から徳川昭武居住期にあったと認められるもの		
	⑨	土留め石〔表門西側、離座敷棟北側など〕	
	⑦-2	景石（黒ぼく石）〔離座敷棟西側〕	
■保全する建造物 保存するその他建造物および工作物以外で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの	**古写真や資料により、徳川昭武居住期の姿に復原したもの**		○基本的に現状維持とする。 ○適切な維持管理を行い、周辺環境との調和に配慮する。 ○新たな資料の発見などで履歴が明確になった場合、適切な区分に変更する。
	②	表門脇塀	
	④	物置［復原］	
	⑤	板戸および板塀〔台所棟北側〕［復原］	
	⑭	東屋〔東屋庭園内〕［復原］	

	古写真や資料により、徳川昭武居住期まで履歴が追えないが歴史的環境や景観を構成するもの		○雨水排水設備（溜め壺型）は素材も含め機能・衛生面の改善を図る。
	③-2	稲荷社（手水鉢・灯籠２基・敷石）	
	⑯-1～2	敷石〔台所棟北側〕２か所	
	⑰-1～10	沓脱石（10 か所）〔使者の間西側２か所、離座敷棟南側、玄関棟西側、表座敷棟東側、表座敷棟北側、奥座敷棟南側、奥座敷棟東側２か所、離座敷棟西側〕	
	⑱	景石（黒ぼく石）〔物置西側〕	
	⑲	手水鉢〔離座敷棟南側〕	
	⑳	池〔離座敷棟南側〕	
	㉑	灯籠〔使者の間西側〕	
	㉒-1～8	雨水排水設備（溜め壺型８か所）〔使者の間東側、使者の間北側、表座敷棟南側、表座敷棟北側、離座敷棟南側、離座敷棟西側、離座敷棟東側〕	
	㉓	煉瓦と土管の排水溝〔表座敷棟北側〕	
	㉔	手水の海〔表座敷棟西側〕	
	—	保存する建造物に示した以外の飛石や敷石	
■その他の建造物 歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの、または文化財の保護および防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景または撤去するもの	㉕	不老門と周囲の鹿威しなど	○明らかに近年の整備によるもので、景観の阻害や歴史認識の誤認を招くものは撤去する。 ○保存・活用上、必要な建造物を新築・新設する場合は、周辺環境との調和に配慮する。
	㉖	目隠塀と管理用の出入口	
	㉗	屋外消火栓用のポンプ小屋（今後は使用しない）	
	㉘	水圧小屋（現在使用していない）	
	㉙-1～5	放水銃（令和 7～8 年度の工事により撤去予定）	
	㉚	戸定歴史館（電気設備小屋を含む）	
	㉛-1～3	松雲亭（門塀・待合を含む）	

	㉜	屋外トイレ	
	㉝	放水銃用のポンプ小屋（今後は易操作性消火栓用として使用予定）	
	㉞	売店	
	㉟-1～2	東屋（2か所） 〔松雲亭南側、戸定が丘歴史公園内南側〕	
	㊱	旧東門	
	―	公園内・駐車場に設置されているベンチや記念碑など	

※御厩については、明治20年（1887）3月13日上棟、明治25年（1892）修復、明治44年（1911）屋根修繕、昭和21年（1946）曳家、昭和23年（1948）増築、平成元年（1989）取り壊しとなっており、いずれかに区分する。

参考文献：渋谷文雄「かつて戸定邸内に建っていた『御厩』について」（『松戸市立博物館紀要』第27号　2020.3　pp.37-45）

※離座敷棟の雨落ち溝は、現認しないが古写真（資料編の資6）により大正期において存在したことが確認できる。調査・研究を進め、復原を検討する。

※使者の間西側に手水鉢が存在したことが古写真（2-2-3-271戸定歴史館所蔵）から確認できる。これは、昭和26年徳川武定から戸定邸の松戸市寄贈に尽力した渡邊好一郎氏へ贈られ、令和元年（2018）にご子孫より寄贈された、現在戸定歴史館前に仮置きされている手水鉢と同様と思われるため、今後調査・研究を進め、使者の間南西側へ移設を検討する。

※その他の重要文化財以外の建造物の課題については、以下のとおりとする。

・表座敷棟

縁下の玉砂利については、古写真（資料編の資2下）により見られ、現況とは異なることが確認できる。よって、昭武居住期の構成に復原する必要がある。

庭園復元工事の際に、表座敷棟西側に排水溝および地下の排水設備があることが確認された。排水溝については昭武居住期から存在したと考えられるため、調査研究の上で復原を検討する。

・中座敷棟

縁下および西側の縁石については、昭武居住期の構成を調査研究した上で、復原を検討する必要がある。

・奥座敷棟

南側の煉瓦は、何らかの設備からの転用が考えられるため、作成年代を調査する必要がある。

・離座敷棟

縁下と犬走りについては、古写真（資料編の資6）によりやや不鮮明であるが確認できる。さらに調査研究をすすめ復原を検討する。

・玄関棟、使者の間

縁下と犬走りについては、昭武居住期の構成を調査研究した上で、復原を検討する必要がある。

■保存する建造物（古写真や資料から徳川昭武居住期までの履歴が明確なもの）

①表門

③-1 稲荷社（社）

⑥-1 敷石〔表玄関前〕

⑦-1 景石（黒ぼく石）〔書院造庭園内〕

⑧雨落ち溝〔表座敷棟南・西側〕

⑩-1 沓脱石〔表玄関内〕

⑩-2 沓脱石〔表座敷棟南側〕

⑩-3 沓脱石〔表座敷棟西側〕

⑪手水鉢〔表座敷棟西側〕

⑫灯籠〔表座敷棟東側〕

⑬景石〔表座敷棟西側〕

⑮飛石〔書院造庭園内〕

■保存する建造物（古写真や資料から徳川昭武居住期にあったと認められるもの）

⑨土留め石〔表門西側、離座敷棟北側など〕
※写真は表門西側の土留め石

⑦-2 景石（黒ぼく石）〔離座敷棟西側〕

■保全する建造物（古写真や資料により、徳川昭武居住期の姿に復原したもの）

②表門脇塀

④物置

⑤板戸および板塀〔台所棟北側〕

⑭東屋〔東屋庭園内〕

■保全する建造物（古写真や資料により、徳川昭武居住期まで履歴が追えないが歴史的環境や景観を構成するもの）

③-2 稲荷社（手水鉢、灯籠２基、敷石）

⑯-1～2　敷石〔台所棟北側〕２か所

⑰-1、⑰-2 沓脱石〔使者の間西側〕

⑰-3 沓脱石〔離座敷棟南側〕

⑰-4 沓脱石〔玄関棟西側〕

⑰-5 沓脱石〔表座敷棟東側〕

⑰-6 沓脱石〔表座敷棟北側〕

⑰-7 沓脱石〔奥座敷棟南側〕

⑰-8、⑰-9 沓脱石〔奥座敷棟東側〕

⑰-10 沓脱石〔離座敷棟西側〕

⑱景石（黒ぼく石）〔物置西側〕

⑲手水鉢〔離座敷棟南側〕

⑳池〔離座敷棟南側〕

㉑灯籠〔使者の間西側〕

㉒-1 雨水排水設備（溜め壺型）〔使者の間東側〕

㉒-2 雨水排水設備（溜め壺型）〔使者の間東側〕

㉒-3 雨水排水設備（溜め壺型）〔使者の間北側〕

㉒-4 雨水排水設備（溜め壺型）〔表座敷棟南側〕

㉒-5 雨水排水設備（溜め壺型）〔表座敷棟北側〕

㉒-6 雨水排水設備（溜め壺型）〔離座敷棟南側〕

㉒-7 雨水排水設備（溜め壺型）〔離座敷棟西側〕

㉒-8 雨水排水設備（溜め壺型）〔離座敷棟東側〕

㉓煉瓦と土管の排水溝〔表座敷棟北側〕

㉔手水の海〔表座敷棟西側〕

■その他の建造物

㉕不老門と周囲の鹿威しなど(写真は不老門)

㉖目隠塀と管理用の出入口

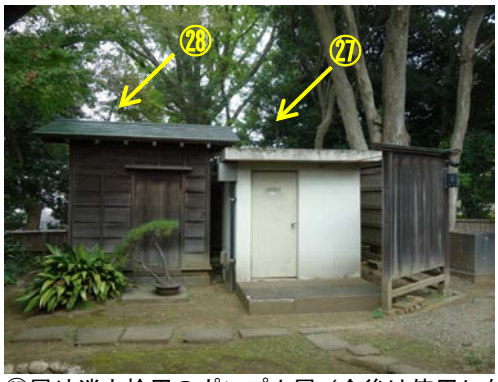

㉗屋外消火栓用のポンプ小屋（今後は使用しない）
㉘水圧小屋（現在使用していない）

㉙-1 放水銃（令和 7～8 年度の工事により撤去予定）

㉙-2 放水銃（令和 7～8 年度の工事により撤去予定）

㉙-3 放水銃（令和 7～8 年度の工事により撤去予定）

㉙-4 放水銃（令和 7～8 年度の工事により撤去予定）

㉙-5 放水銃（令和 7～8 年度の工事により撤去予定）

㉚戸定歴史館

㉛-1 松雲亭

㉛-2 松雲亭の門塀

㉛-3 松雲亭の待合

㉜屋外トイレ

㉝放水銃用のポンプ小屋（今後は易操作性消火栓用として使用予定）

㉞売店

㉟-1 東屋〔松雲亭南側〕

㉟-2 東屋〔戸定が丘歴史公園内南側〕

㊱旧東門

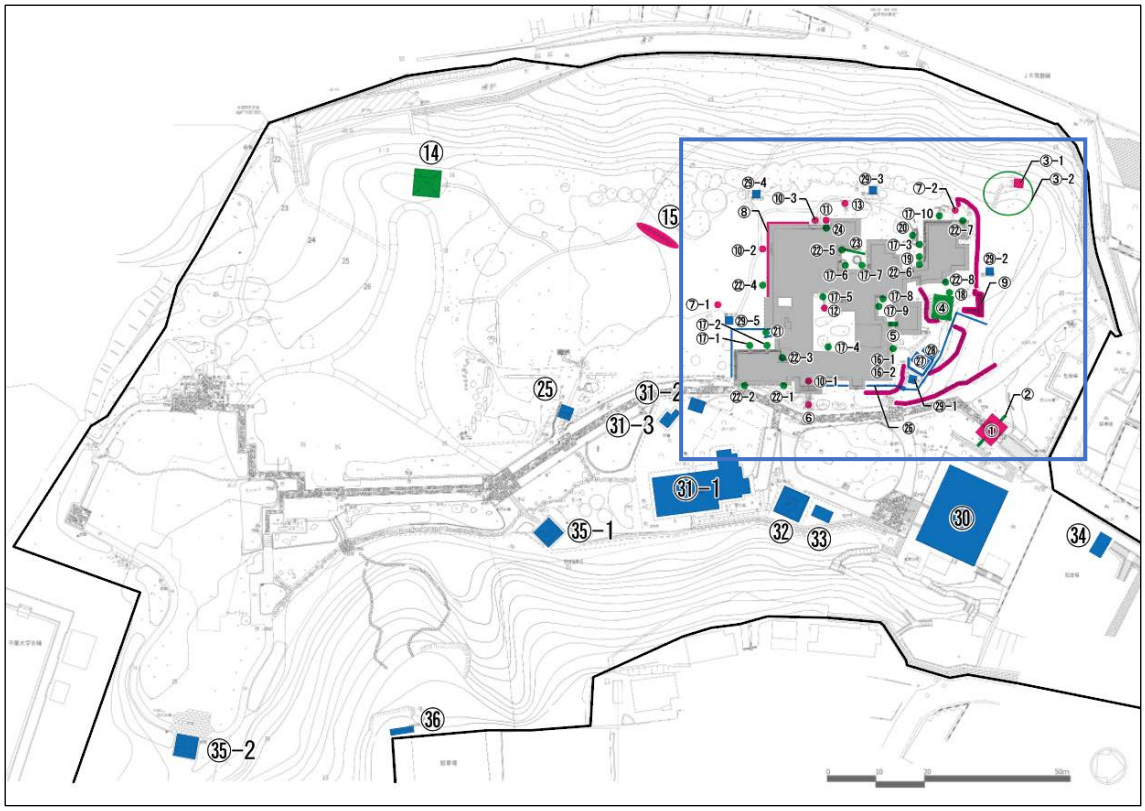

図３−３　重要文化財以外の建造物の区分

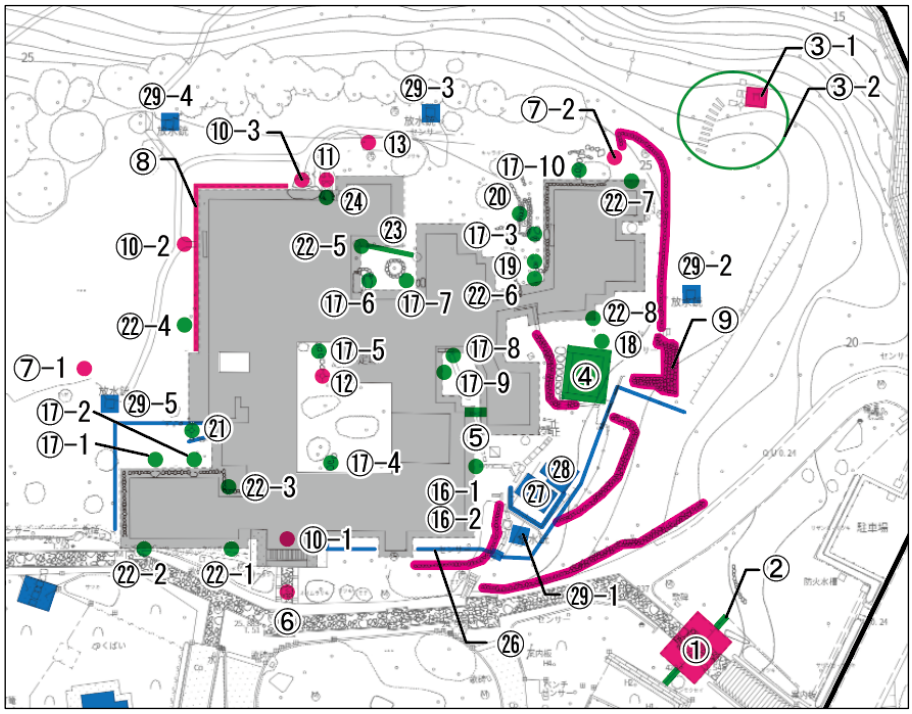

図３−４　枠線内の拡大図

第５　防災上の課題と対策

樹木についての対策は、必要に応じて市公園管理部局と協議のうえ決定する。

１．現状と課題

①雨水排水機能の改善

雨水浸透桝の清掃により、おおむね改善されているが、今後の経過観察の結果により、雨水浸透桝や排水管の新設が必要になる可能性がある。

②建造物に影響を及ぼす樹木への対処

建造物に枝がかかっている樹木、将来的に倒木の可能性がある樹木、地中の根が建造物に影響を及ぼしている樹木など、建造物のき損の危険性がある状況が確認されているため、庭園の価値を守りながら、対処する必要がある。

２．当面の改善措置と今後の対処方針

①雨水排水機能の改善

浸透桝を定期的に清掃し、それでも改善しない場合は、雨水が流入しやすい蓋に取り替えたり、浸透桝の周囲に設けられている瓦に水道となる隙間を作るなどの工夫を行う。

②建造物に影響を及ぼす樹木の対処

定期的に点検し、被害が起きないか確認する。予測された場合は剪定やロープ支持等の措置を講じる。

３．環境保全に係る施設整備計画

①雨水排水機能の改善

「２.当面の改善措置と今後の対処方針」で示した対処で改善されない場合は、浸透桝や排水管の新設を検討する。

②建造物に影響を及ぼす樹木の対処

建造物に隣接する樹木は、定期的な剪定などの維持管理に努める。

倒木の可能性がある樹木は、必要に応じて樹木医などの専門家による診断を行い、樹勢回復や支柱設置などの対策を施す。

地中の根が建造物に影響を及ぼしている場合は、専門家に相談し、適切な対処を検討する。

第４章　防災・防犯計画

建造物を災害から守り、見学者や管理者が安全に過ごせるよう、防災設備等のハード整備と、管理体制等のソフト対策について示す。

戸定邸は、戸定が丘公園に位置し、同公園内の松戸市戸定歴史館（以下、歴史館）および松雲亭と同一組織の管理下にある施設である。松戸市戸定歴史館消防計画（以下、消防計画）にも、前述の 3 棟が適用範囲として定められていることに留意し、ここでは主に戸定邸について記載する。

第１　防火対策

１．火災時の安全性に係る現状と課題

（１）現状

１）過去の被災履歴

建造物および指定外の渡廊下棟は、火災による被害の履歴はない。

２）防火環境

①戸定邸の燃焼特性

建造物は、内蔵のみ外壁がモルタル洗い出し仕上げであり燃焼性が低いが、その他は木造であり燃焼性が高い。計画区域内の表門は、屋根が茅葺きのため燃焼性が高い。

②近接する建物等と延焼の危険性

第一次近接建物等

文化財建造物との近接距離が 20m以下で延焼の恐れのあるもの（屋根葺材が植物性の場合は 30m以下）。

計画区域内における第一次近接建物等

・稲荷社　・物置　・水圧小屋　・ポンプ小屋（屋外消火栓用で今後撤去予定）　・屋外トイレ

・火気使用がされる松雲亭とその一連の施設となる待合と門塀

第二次近接建物等

第一次近接建物との近接距離が 5m以下のもの。また、5mを超えるものでも、警報設備の受信機等を設置する等防火管理が必要なもの。

・ポンプ小屋（放水銃用）

延焼の危険性

建造物は丘上に位置するため、周囲の住宅街とは離れているが、建造物に隣接する木造の松雲亭からの延焼が懸念される。

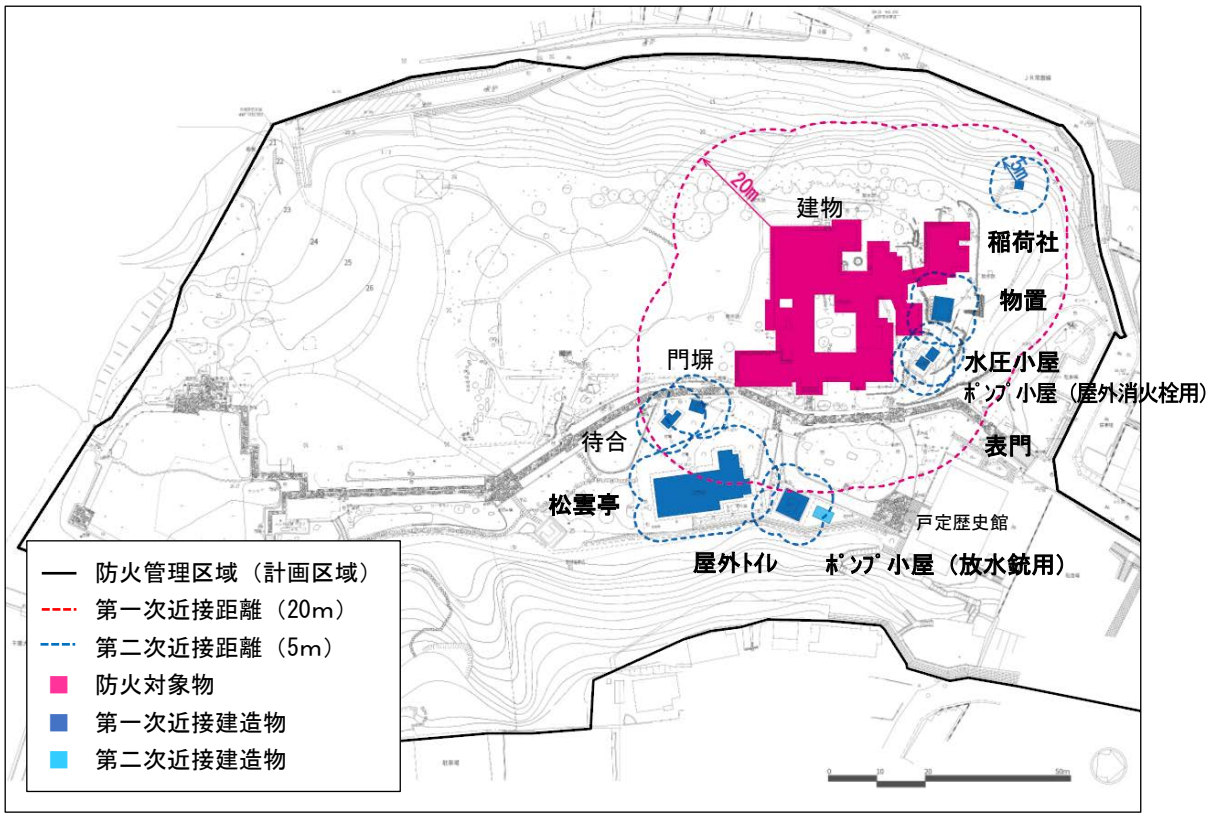

図４－１　近接する建物等

稲荷社

物置

左：水圧小屋
右：ポンプ小屋（屋外消火栓用で今後撤去予定）

松雲亭

門塀（松雲亭）

待合（松雲亭）

屋外トイレ

ポンプ小屋（放水銃用）

③火気の使用状況と想定される出火原因

出火原因としては、漏電、庭園内での煙草の不始末、松雲亭での炭などの不始末、放火、落雷などが想定される。

消防計画には、厳守事項として、暖房器具の取扱いや、庭園内の灰皿は公園緑地課契約の業者により清掃・回収・撤去・給水などについて記載されている。

また、例外的に松雲亭での茶会および同施設台所において炭等火気の使用を認めているが、今後火災防止の観点から使用の可否の検討を要する。

建造物

火気を使用している場所はないが、受付およびスタッフ控室では電気ヒーターや電気ポットを使用している。これも、更なる安全面上の措置を検討する必要がある。

松雲亭

台所には、プロパンガスによる給湯器とガスコンロが設置されている。また、茶会時に炉に炭を入れお湯を沸かしているが、利用後は消し壺により消火し、防火管理者が確実に消火されているか確認している。このような徹底した火の元の管理により、これまで火事の原因となったことはないが、今後は防火措置の徹底のため、炭火の禁止およびガスコンロの IH 化などを視野に入れ検討している。

歴史館

展示室および収蔵庫の空調機の動力が都市ガスであり、事務室内には電気式給湯器が設けられている。

戸定が丘歴史公園内

3 か所に灰皿が設置されているが、令和 6 年（2024）時点で使用停止とし、灰皿に蓋をかぶせるなどの措置を講じている。今後は、防火のため出来るだけ早期に撤去を市公園部局と検討したい。なお、公園内は禁煙としている。

３）防災設備の設置および管理状況

①法令上の対象物

消防法施行令別表第一（十七）項

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物。

義務付けられる設備

○自動火災報知設備
○消火器具

②設置状況

自動火災報知設備等	○火災受信機（P 型 25 回線） ○火災感知器（差動式分布型　空気管） ○差動式スポット型 ○定温式スポット型 ○光電式スポット型 ○表示機 ○漏電ブレーカー
消火設備	○放水銃（地上テコ式、消火栓ホース内蔵） ※令和 8 年度工事により撤去予定 ○屋外消火栓 ※令和 8 年度工事により撤去予定 ○ポンプ・エンジン（放水銃用） ○ポンプ・電動機（屋外消火栓用） ○地下水槽（放水銃用） ○地下水槽（屋外消火栓用、詳細不明）
消火器	○粉末
防犯設備	○侵入感知センサー ○威嚇スピーカー ○防犯カメラ ※巡回警備

③管理状況

防災・防犯設備は、松戸市が管理している。

防災設備は、現在まで火災による稼働履歴はない。

防犯設備は、敷地内の侵入者のセンサー感知、敷地内への侵入者へスピーカーによる注意喚起をした履歴がある。

４）消火体制および防火訓練

①消火体制

現状の消火体制を、消防計画に基づき一覧表に整理する。担当などの詳細については、消防計画のほか、避難誘導マニュアルに定められている。

本格消火は、戸定邸から約 2.5 ㎞、通報から到着まで約 10 分の場所に位置する中央消防署（松戸市）があたる。

②防火訓練

毎年 1 月 26 日の文化財防火デーに合わせ、全職員が参加する消防訓練を実施し、放水銃 5 台のうち 2 台を稼働させ散水するほか、屋外消火栓のホースを延長する訓練を行っている。

表４－１ 現状の消火体制①

	開館時	閉館時（月曜日等）
歴史館職員	○	×
戸定邸スタッフ （外部委託業者）	○	×
園庭管理委託業者 （公園部局所管）	○	○
状況	設備が火災を感知した場合 ※人が発見した場合は近くの発信機の非常ベルを鳴らし、大声で周囲に火事を知らせながら、事務室へ通報。	同左
火災の発見	○感知器が火災を感知。 ○受信機（歴史館）のブザーが鳴動し、表示機（歴史館と戸定邸）の火災発生個所（文字）が点灯。 ○戸定邸各所に設置された発信機の非常ベルが鳴り火災を知らせる。	同左
通報・連絡	○歴史館職員 ・消防および教育委員会へ通報（ぼやで消えた場合も通報）。 ・事務所に１人以上を残し、その他は現場へ急行し状況確認を行う。 ・松雲亭や庭園内の作業者にも速やかに連絡。 ○戸定邸スタッフ ・歴史館職員に報告。 ・各建物の電化製品のコンセントを抜き、ガスの元栓を閉める。 ○園庭管理委託業者 ・歴史館職員に報告。	○歴史館職員 ・現場へ急行し、現場確認および消防対応などを行う。 ○園庭管理委託業者 ・歴史館職員に報告。
初期消火	○歴史館職員、戸定邸スタッフ、園庭管理委託業者は初期消火を行う。	○園庭管理委託業者は初期消火を行う。
避難誘導	○歴史館職員、戸定邸スタッフは避難経路図に基づき避難誘導を行う。	－
消防機関への 引継ぎ	○歴史館職員が、到着した消防を出火現場へ誘導し情報提供などを行う。	同左
本格消火	○消防により本格消火を行う。	同左

表４−２ 現状の消火体制②

	閉館時（休日出勤等）	閉館時（年末年始、夜間）
歴史館職員	○	×
戸定邸スタッフ （外部委託業者）	×	×
園庭管理委託業者 （公園部局所管）	×	×
状況	設備が火災を感知した場合 ※人が発見した場合は近くの発信機の非常ベルを鳴らし、大声で周囲に火事を知らせながら、事務室へ通報。 【開館時と同様】	設備が火災を感知
火災の発見	○感知器が火災を感知。 ○受信機（歴史館）のブザーが鳴動し、表示機（歴史館と戸定邸）の火災発生個所（文字）が点灯。 ○戸定邸各所に設置された発信機の非常ベルが鳴り火災を知らせる。　【開館時と同様】	同左
通報・連絡	○歴史館職員 ・消防および教育委員会へ通報（ぼやで消えた場合も通報）。 ・事務所に１人以上を残し、その他は現場へ急行し状況確認を行う。	○警備会社 ・歴史館職員へ通報。 ○歴史館職員 ・現場へ急行し、現場確認および消防対応などを行う。
初期消火	○歴史館職員は初期消火を行う。	○警備会社は初期消火を行う。
避難誘導	−	−
消防機関への 引継ぎ	○歴史館職員が、到着した消防を出火現場へ誘導し情報提供などを行う。【開館時と同様】	同左
本格消火	○消防により本格消火を行う。 【開館時と同様】	同左

発信機（非常ベルが付いている）

戸定邸の表示機

（２）課題

以下の課題が挙げられる。

①放水銃および屋外消火栓の劣化が進行している（令和 8 年度に工事完了予定）

いずれも設置から 30 年以上が経過しているため、対策を講じる緊急性が高いと判断し、令和 8 年（2026）度に放水銃の撤去、および易操作性消火栓を新設する先行工事を予定している。

②スタッフが少人数のため初期消火などに手間取る可能性がある

現在の放水銃と屋外消火栓は 2 名以上による操作が必要であったが、放水銃と屋外消火栓を撤去し、易操作性消火栓を新設することで、1 名でも操作が可能となる予定である。

これまでの屋外消火栓とは操作方法が異なるため、火災時の役割分担の見直しや、操作を習熟するための訓練により、少人数でも初期消火を滞りなく行える体制構築が必要となっている。

③配線から電気火災が発生する恐れがある（令和 8 年度に工事完了予定）

雨漏りが発生した場合、電気火災が発生する危険性があるため、対策を講じる緊急性が高い。

④電気火災や有炎を想定した感知器が設置されていない

放火など急激な温度上昇を伴う火災のほか、室内における電気火災のような燻焼火災や、室外では有炎火災が発生した場合、発見が遅れる可能性があるため、これらの火災の早期発見が可能な感知器の設置が必要となっている。

⑤建造物内が複雑なため消防が出火元にたどり着くまでに手間取る可能性がある

建造物は屋内の見通しが悪く、部屋数も多いため、火災時に消防が到着しても出火元に容易にたどり着きにくい。そのため、出火先がすぐわかるようマップ上に出火元が表示される設備などが必要となっている。

２．防火管理計画

（１）防火管理者

構造物は、用途や規模、収容人数から、消防法により甲種防火管理者の選任が義務付けられており、市職員が選任されている。

（２）防火管理区域

戸定が丘歴史公園の範囲とする。

（３）予防措置

１）火気や可燃物の管理

防火管理区域内では、原則として火気の使用を禁止する。隣接する松雲亭の茶会で使用される炭は、これまでの徹底した管理や火災履歴がないことを踏まえ、利用者および管理者共に、消火を徹底することで例外として使用を認める。

また、放火等による火災を防ぐため、防火管理区域内に可燃物を置かないよう整理整頓を徹底する。

電気配線を原因とする火災発生の危険性が高いと判断されるため、放電検出ユニットおよび感震ブレーカーを令和８年（2026）度の工事において先行して設置する予定である。

２）警備

開館時は管理者や外部委託業者などにより適宜巡回を行い、閉館時は機械警備、夜間は警備会社による有人巡回警備を行っている。

（４）消火体制および防火訓練

１）消火体制

建造物から出火した場合の初期消火体制は、表 4-1、表 4-2 に示した現状にならうこととするが、令和８年（2026）度に、放水銃を撤去し、新たに易操作性消火栓を設置する予定である。設置以後の初期消火体制については、外部委託業者を含めた関係者や所轄消防署とよく検討し、新たな体制を構築する。

２）防火訓練

火災の通報、初期消火、避難誘導、搬出、救護の役割分担を事前に設定する。

消火設備の操作を習熟するため、年１回以上の防火訓練を消防機関と共同で行う。

防火訓練にあたっては、地域住民からの積極的な参加を促すなど、地域の防災力を高めることにもつなげるとともに、戸定邸の魅力や価値を知るきっかけにもなるようにする。

３．防火設備計画

（１）設備整備計画

以下の４つの設備について整備計画を記載する。

そのうち、緊急性の高い自動火災報知設備および消火設備の一部については、令和 8 年（2026）度に整備を終える予定である。

計画作成にあたっては、法令上の義務のほか、文化庁のガイドラインなどを参考にした。

参考にした文化庁のガイドラインなど

○文化庁「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」（令和３年）

○文化庁「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和元年）

表４－３　消防用設備　※今後変更の可能性がある。

火災予防装置	○避雷設備の更新
自動火災報知設備等	○受信機をＰ型からＲ型へ更新 ○地図式表示機の新設 ○室内はアナログ式煙感知器へ更新 ○屋外は赤外線３波長式炎感知器を新設 ○室内および屋外とも、既存の空気管式感知器の空気管部分は再利用し検出部分は更新しＲ型受信機に接続 ○受信機用の避雷器を新設 ※放電検出ユニットの新設 ※感震ブレーカーの新設
通報設備	○火災通報装置の新設
消火設備	※放水銃を撤去し易操作性消火栓に更新（遠隔起動装置付き） ※消火ポンプの更新 **○消火器を更新**（粉末から純水へ）

太字：義務設置

※印：令和７年（2025）度～8 年（2026）度に整備を終える予定の設備

表４－４　今後の整備計画　※今後変更の可能性がある。参考として令和８年以前の工事内容を記載する

	内容
令和７年度～8 年 （2025～2026）	※先行防災工事（予定） 放水銃を撤去し易操作性消火栓に更新（遠隔起動装置付き）、消火ポンプの更新、放電検出ユニットの新設、感震ブレーカーの新設
令和 10～12 年 （2028～2030）	○基本設計、実施設計
令和 13～15 年 （2031～2033）	○防災工事 自動火災報知設備の更新、火災通報装置の新設など。

（２）保守管理計画

消防法 17 条の 3 の 3 に基づく法定点検（機器点検、総合点検）を実施するとともに、その結果を維持台帳に記録し、3 年に 1 回消防長または消防署長に報告する。

法定点検とは別に、防災設備の機能を維持するため、位置や不良事項などを適宜把握し、自主点検に努める。また、一般社団法人日本消火装置工業会により示されている防災設備の交換推奨期間を把握し、適切な時期に部品交換などのメンテナンスを行う。

表４−５ 防災設備の点検および点検結果の報告

		内容	周期
自主点検		○消防設備の位置や不良事項を把握し、防災設備の機能を維持する。	適宜
法定点検	機器点検	○動力消防ポンプの正常な作動。 ○外観から判別できる機器の適正な配置や損傷の有無。 ○外観または簡易な操作により判別できる機器の不良。	1 年に 2 回
	総合点検	○消防用設備等の全部もしくは一部を作動または使用することにより、消防庁の告示で定める基準に従い確認する。	1 年に 1 回
点検結果の報告		○法定点検の結果を維持台帳に記録するとともに、消防庁または消防署長に報告する。	3 年に 1 回

第２　耐震対策

１．地震履歴

平成 23 年（2011）の東日本大震災において、松戸市域では震度 5 弱を観測している。

２．耐震診断・耐震補強

耐震診断は令和 9 年（2027）度に実施予定のため、ここでは現状と課題を整理し、補強設計の基本方針を示す。

（１）現状と課題

建造物では、文化庁「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成 11 年 4 月裁定、平成 24 年 6 月 21 日改正）に基づき、平成 22 年（2010）に耐震予備診断（旧所有者診断）を実施し、大きな問題点は確認されなかった。

平成 23 年（2011）3 月 11 日の東日本大震災後には、同月 15 日に、千葉県文化財保護指導委員の協力を得て被災状況の確認を行い、一般公開の支障になる破損がないことが確認された。

東日本大震災発生から 10 年以上が経過し、また平成 2 年（1990）から平成 3 年（1991）の保存修理工事からも 30 年以上が経過していることから、令和 13 年（2031）以降に予定している本格修理に向けて、耐震診断を実施する予定である。

耐震予備診断（旧所有者診断）

建物の立地条件、規模・形状、軸部構造、屋根構造、保存状況の 5 つの項目について、選択式の質問に答え評価点を付ける方法。

耐震基礎診断

構造調査や構造解析を行い、建物の耐震性能を数値的に評価する方法で、解体調査を行わず、主に外観目視で得られる情報に基づき診断する。

耐震専門診断

構造調査や構造解析を行い、建物の耐震性能を数値的に評価する方法で、解体修理に合わせて行う診断で、部材の接合方法や壁体内部の仕様など、より正確な情報に基づき診断する。

（２）補強設計の基本方針

○建てられてから現在まで丁寧に修理され、継承されてきた既存の木造の構造を尊重し、また活かした補強設計を行う。
○建造物の見どころになっている部分や、希少な材料が用いられている部分などについては、可能な限り現状を維持し、可逆性のある補強設計を行う。
○庭園への景観、また庭園からの景観に配慮し、位置や規模、色彩などに配慮した補強設計を行う。

（３）耐震診断

公開状況を踏まえ、安全性を確保しながら建造物を守るため、在来工法や土壁等を評価できる「限界耐力計算」を採用し、文化庁「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引き」に基づき「安全確保水準」を想定して耐震診断を行う。

文化庁「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引き」に基づく水準

機能維持水準

大地震動時に人的被害を出さず建造物の機能が維持できる（防災拠点、官庁施設、避難施設、橋やダム等のインフラ等）

安全確保水準

大地震動時に建造物によって人的被害を出さない（一般建築物等）

復旧可能水準

大地震動時に倒壊の危険性があるが文化財として復旧できる（小規模で倒壊しても人的被害がでない等）

表４－６　今後の耐震計画　※今後変更の可能性がある。

	内容
令和８年（2026）	○一般図作成、構造図作成
令和９年（2027）	○地質調査、耐震診断
令和 10～12 年（2028～2030）	○基本設計、実施設計
令和 13～15 年（2031～2033）	○耐震補強工事 今後の耐震診断結果による。

３．地震時の対処方針

建造物は、木造平屋一部二階建だが、公開範囲および関係者の控室となる非公開範囲はすべて一階に位置し、開口部が広く、比較的容易に避難が可能である。

地震時、戸定邸スタッフ（外部委託業者）や歴史館職員は落下物などの危険から自身の安全を守りながら、見学者を庭園に誘導する。明らかに揺れている場合を除き、戸定邸スタッフ（外部委託業者）は歴史館職員に連絡する。地震後の火災を防止するため、電気ヒーターはコンセントを抜くなどの対処を行う。

詳細は避難マニュアルによる。

第３　耐風対策

１．被害の想定

現在までに、強風による大きな被害の履歴は確認されていないが、台風等の強風時には、建具や雨戸の破損が想定される。

２．今後の対処方針

気象情報を事前に確認し、災害の発生が予測される場合は公開を中止する。災害により建造物が破損した場合は、部材の確保に努めるとともに、被害が拡大しないよう応急措置を施す。必要によっては立入禁止などの措置を行い、必要な報告を行う。

第４　防犯対策

１．事故履歴

平成 14 年（2002）に戸定歴史館南東斜面下に位置する門（旧東門）の門がライターであぶられた形跡が確認されたが火災には至っていない。

夜間に敷地内への侵入者を感知したことがあるが警備会社の対応により被害はなかった。

平成 30 年（2018）に釘隠しが盗難されたことがあるため、現在は複製品を設置している。

２．事故防止のために講じている措置

計画区域内に日常出入できる出入口は 3 か所あり、いずれも閉館時には施錠されている。

閉館後は、雨戸がある部分は全て閉め、建造物周囲の防犯センサーにより警備されるほか、夜間は警備会社による有人巡回警備を行っている。

３．今後の対処方針

これまでの対策を継続しながら、警備システムの適切な維持管理や、開館時のスタッフによる巡回を徹底する。

第５　その他の対策

１．獣・虫害

周辺には、ハクビシンやアライグマ、蜂などの生息が見られる。そのため、ハクビシンなどの動物が侵入しないよう、閉館時に戸締りをしっかりと行っている。また、文化財の保護や景観の維持に留意しつつ超音波を発する機械の設置や忌避剤を使用している。虫害や軒下などに蜂の営巣を認めた場合は、関係部局と連携して速やかに対応している。害獣・害虫の侵入抑止の観点から飲食物やゴミの管理に日頃から留意している。

２．今後の対処方針

現在実施している対処に加え、小屋裏や床下から害獣が侵入できないよう、可能な限り隙間を塞ぐなどの対策を講じる。虫害を防ぐために定期的に専門業者による点検を行う。

第５章　活用計画

建造物およびその他の建造物、またこれらと一体となり戸定邸の価値を構成している国指定名勝庭園を含む計画区域全体の公開活用を図るための方針を定める。

なお、事業や調査・研究の進捗に合わせ、具体的な内容を更新する可能性がある。

第１　公開その他の活用の基本方針

１．公開の現状

建造物は、国指定名勝である「旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）」（以下、庭園）と共に一般公開されている。

建造物と庭園のいずれも、松戸市のホームページ上で、VR を公開しており、非公開範囲の台所棟二階の女中部屋も見ることができるようになっている。

建造物と庭園の活用詳細は、以下に記載する。

（１）建造物

公開範囲においては、毎日 10 時から 15 時までの間、30 分間隔で松戸シティガイド※による案内が行われており、非公開範囲の一部については不定期に公開されている。また、建造物内では人生儀礼（成人式、七五三、結婚式）の記念撮影が可能であり、芸術祭やコンサート会場としても活用されている。

主に受付、清掃の外部委託業者、松戸シティガイドの控室として利用されている部屋は、非公開範囲となっている。また、内蔵と台所棟二階の女中部屋は、安全性の観点から非公開としている。

※松戸シティガイドとは、一般社団法人松戸市観光協会に所属している観光ボランティアで、主に戸定邸を中心とした活動を行っている。

（２）庭園

表座敷棟の南側に位置する書院造庭園は、通常は建造物内からの見学のみだが、「戸定の日」（毎月 10 日、20 日、30 日）には、表座敷棟から降りて見学することができる。「戸定の日」以外では、人生儀礼（成人式、七五三、結婚式）の際に、当日窓口への申告によって書院造庭園に降りての記念撮影を許可している。

東屋庭園を含む、その他の名勝指定区域は、戸定が丘歴史公園の開園時間内に立入りが可能となっている。

２．活用の現状と課題

建造物から過去を学び、それを現代さらに未来に活かすことを目的に、多様な人々へ建造物の文化財としての価値と魅力を守りながら伝え、より安全・快適に建造物を見学できるような活用事業の実施を目指す。そのために、建造物の保存や建物・庭園・一体となって価値を形成する物件の復原、計画区域内の整備は必要不可欠な要素である。この観点をふまえて、建造物の活用に際し、必要と考えられる対応や現状で考えうる主な課題点を以下に列記する。

①　バリアフリー

〔現状〕

歴史館内と戸定が丘歴史公園で利用できる車椅子の貸出を行っている。

車椅子使用者用駐車場、多目的トイレ（歴史館内）がある。

〔課題〕

建造物および書院造庭園への車椅子による立入りができない。車椅子を使用する見学者やその他の困難を抱える見学者が安全に建造物内を見学できるように配慮する必要がある。

②　廊下に敷かれた絨毯の取扱い

〔現状〕

使者の間を除く廊下には板に接着剤で貼り付けられた絨毯が敷かれており、部分的に染みが浮き出ている。また、「戸定の日」（毎月 10 日、20 日、30 日）には、表座敷棟南側から書院造庭園へ降りられることから、特にこの部分の絨毯の劣化が著しい。

〔課題〕

絨毯は冬場の寒さ対策の一環にもなっているが、接着剤で貼り付けられているため板が傷む原因となっている。建造物の部材の保護を前提とした取扱い方法を検討する必要がある。

表座敷棟（南面）
絨毯には接着剤が使用されている

渡り廊下棟（西を見る）
廊下の絨毯に染みが浮き出る、この場所は雨戸を閉めない

③　寒暖への対応状況

〔現状〕

建造物内には、玄関棟会計室（現在は受付）・執事室（現在は来館者用休憩室等に利用）および台所棟小使室（現在はスタッフ控室）に空調が設けられている。

〔課題〕

現代の気候に対応した暑さや寒さ対策など、文化財の保護を前提としながら、最低限の利便性を取り入れる必要がある。または、代替案による対処を検討するなど、バランスのよい整備が必要となっている。

④　トイレの設置状況

〔現状〕

見学者が敷地内で常時使用できるトイレは、建物内（渡廊下棟）に１か所、歴史館内に１か所、屋外に１か所の計３か所に設けている。

〔課題〕

近年、社会科見学やイベントなど、特に大人数が利用する際や、見学者の増加によりトイレの不足が指摘されている。そのため、見学者が快適に見学できるよう、計画区域内で適切な場所に拡充することが求められている。

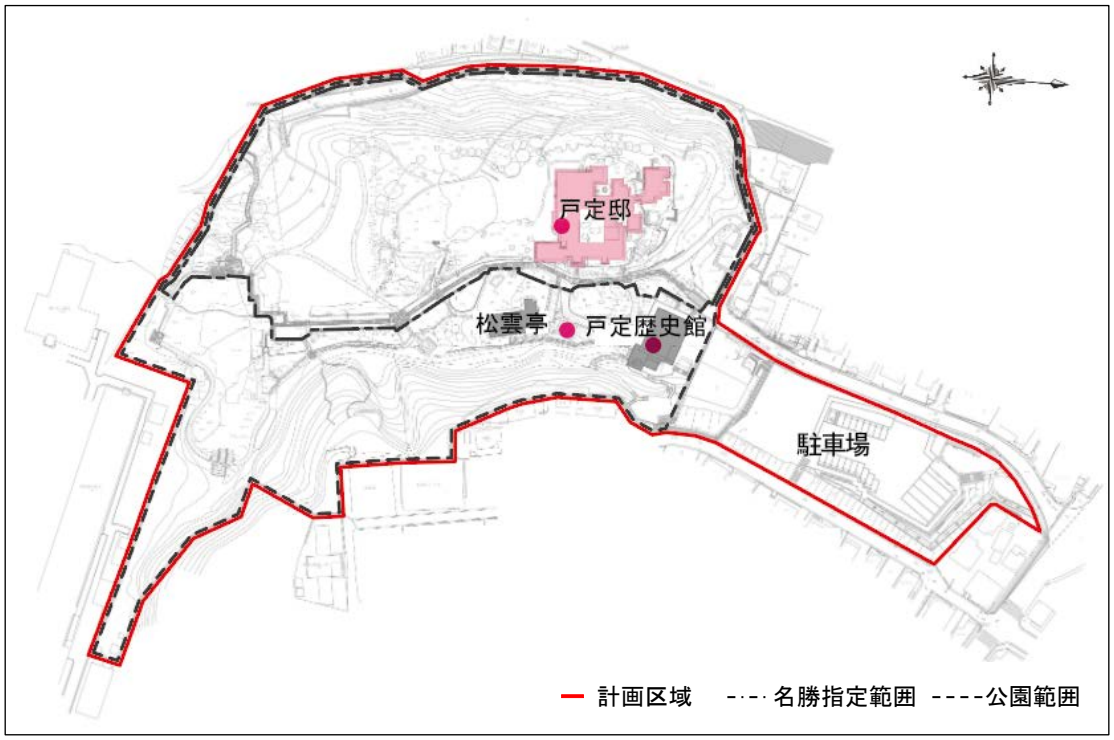

図５－１　トイレの位置（多目的トイレは戸定歴史館のみ設置、松雲亭内のトイレは施設貸出利用者のみ利用可能）

建物内（渡廊下棟）のトイレ

戸定歴史館内の多目的トイレ

屋外トイレ

⑤　外国人観光客への対応

〔現状〕

8 言語に対応したパンフレットの配架を行っている。また、建造物内の 10 か所に設置されている解説板の QR コードをスマートフォン等で読み取ることで、8 言語での解説の視聴が可能である。

松戸シティガイドが予約制で英語および中国語によるガイドを実施している。

〔課題〕

パンフレット・解説板の対応言語の加除、解説板の内容の更新・増設も検討する必要がある。また、外国語対応が可能な松戸シティガイドの後継者育成が必要となっている。

受付に配架されている 8 か国語対応のパンフレット

各所に設置している QR コード

⑥　庭園解説の充実

〔現状〕

松戸シティガイドにより、建造物のガイドをする一連の流れで庭園解説が建造物内から行われている。また、歴史館職員による庭園の解説を不定期で実施している。

〔課題〕

建造物と庭園が一体となった価値や魅力を伝えることができるガイドや歴史館職員による庭園解説の機会を設けることが望ましい。加えて、庭園についての解説板の設置やホームページに解説動画を掲載するなど情報発信の強化を検討する必要がある。

３．公開活用の基本方針

（１）目的

建造物の文化財としての価値と魅力を守りながら、過去を学び（方針 A)、現在にそれを活かし（方針 B)、さらなる未来へ向かって（方針 C)、時代の変化に対応した文化財の役割を創出する。

庭園については、庭園の保存活用計画によることとする。

（２）方針

戸定邸が有する価値に基づき、方針 A～方針 C の 3 つに分け、それぞれについて公開活用の方向性および実施例を記載する。

表５－１　方針 A：過去から学ぶ

戸定邸の有する価値	公開活用の方向性	実施例
高台の景勝地に明治期徳川家の住居が現存している	○徳川昭武の人生を知り、知識体験を深める。 ○戸定邸で生活した家族や勤務した職員をイメージさせる。 ○戸定邸を訪れた人々と徳川昭武の交流や建造物および庭園での過ごし方を理解する。	○建造物の一般公開。 ○歴史館での資料公開。 ○社会科見学、出前授業など学校教育との連携。 ○講演会、解説ツアーなどの開催。 ○解説板の設置、刊行物の頒布。 ○往時に近づける形での家具、建具等の設置を検討。
建造物としての独自性と希少性	○戸定邸ならではの設計、建築意図の解明を目指す。 ○明治期～現代の戸定邸の変遷過程を解明し理解する。 ○明治維新により権力の座を離れた人物の生活や価値観を読み解く。	○歴史館が主体となって調査研究を継続。 ○他機関、有識者等と連携し、より専門性の高い調査研究を実施。 ○調査研究の成果を建造物内の解説板や歴史館の展示にて発信する。

表５−２ 方針Ｂ：現代に活かす

戸定邸の有する価値	公開活用の方向性	実施例
先人が総合プロデュースした場の特性に学び護りながら、新たな文化財の役割を創出する	○時間と光、天候の移ろいを感じながらくつろぐ空間の維持。	○戸定邸庭園の保存活用計画に則った整備。 ○書院造庭園の限定公開。 ○都市計画、街区開発など、周辺環境も含めた景観の維持に努める。
地域とのつながり	○人生儀礼、地域文化との関連性を持たせる。	○七五三、成人式、結婚式などでの記念撮影、前撮りへの優遇措置を実施。 ○公民館として使用されていた時代の資料寄贈等の呼びかけ、また当時の利用について聞き取り調査を行う。 ○松戸宿坂川献灯まつり、河津桜まつりへの協力。
時期や時間にとらわれない一期一会の空間を楽しめる	○市民・見学者とのつながりを深め、戸定邸および松戸市域への愛着を深める。	○市民ボランティアとの協働。 ○見学者とボランティアとの交流、情報交換。 ○地域団体主催事業への協力（松戸クリスマス音楽祭など）。 ○見学者の戸定邸に対する印象等のアンケート調査の強化。 ○見学者が撮影した戸定邸写真の展示。

表５−３ 方針Ｃ：未来への志向

戸定邸の有する価値	公開活用の方向性	実施例
戸定邸が経てきた固有の歴史	○歴史や建造物に根差した創作活動の推進（戸定アートプロジェクト）。	○オリジナル作品の展示（地域アーティスト等による戸定邸に根差した創作）。 ○地域団体と戸定歴史館のインスタレーション※（戸定さくら雛）。 ○国際アートフェスティバルの開催（他課主催事業への協力）。 ○主催コンサート等の実施。
戸定邸が未来にも残り続けること	○未来へ向けた価値の創出・シチズンシップ※の醸成。 ○文化財保存の意義と困難さの理解を深める。	○戸定邸保存活用計画の策定、戸定邸保存修理工事の計画・実施。 ○戸定邸保存修理工事までの調査の過程・結果や工事計画・様子がわかる展示の実施。 ○絵本や紙芝居による教育普及。

※インスタレーションとは、作品を単体としてではなく、展示する環境と有機的に関連づけることによって構想し、その総体を一つの芸術的空間として呈示すること。
※シチズンシップとは、市民性のこと。

第２　公開計画

基本方針に基づき、公開計画を以下に記載する。

庭園の詳細については庭園の保存活用計画によることとする。

１．公開範囲

（１）建造物

建造物が竣工する明治 17 年（1884）から昭武が亡くなる明治 43 年（1910）まで（以下、昭武居住期）の建造物の使われ方の踏襲を基本とした、現在の公開・非公開範囲の設定を今後も継続する。

接客空間および生活空間は、未整備または管理用に使用している空間を除き通常公開範囲とし、管理空間は限定公開または非公開範囲とする。

表５−４　建造物の公開範囲

	当初の機能	建物名	方針
通常公開範囲	接客	玄関棟 （表玄関、寄付、玄関の間、使者の間など）	○基本的に現状と同様。 ○公開範囲のうち、見学者の安全確保のため、立入禁止としている部分は、今後の工事により安全性が確保されたうえで公開を検討する。
	接客	渡廊下棟	
	接客、生活	表座敷棟	
	生活 （一部接客）	離座敷棟	
	生活	中座敷棟	
	生活	奥座敷棟	
	生活	湯殿	
限定公開範囲	生活	台所棟二階の女中部屋	○基本的に現状と同様。 ○安全面から非公開としているが、日数・人数制限を設け、ガイドの付き添いにより見学できることとする。
	管理	内蔵	
非公開範囲	接客、生活	表座敷棟 （5 畳間と南東の縁など、納戸、便所※使用不可）	○基本的に現状と同様。 ○調査・研究や整備が不十分であるため非公開範囲とする。 ○調査・研究や整備が進んだ場合、公開の是非や公開方法を検討する。
	生活	湯殿棟（焚口、物置）	
	生活 （一部接客）	離座敷棟（便所※使用不可）	
	接客	渡廊下棟（納戸）	○基本的に現状と同様。 ○管理・運営および見学者の安全確保のため非公開範囲とする。 ○公開の是非を考慮したうえで内部の様子や使用部材がわかる写真パネルを設置するなど適切な公開方法を検討する。
	管理	台所棟	
	管理	玄関棟 （会計室・執事室※受付・関係者の控室などに使用）	

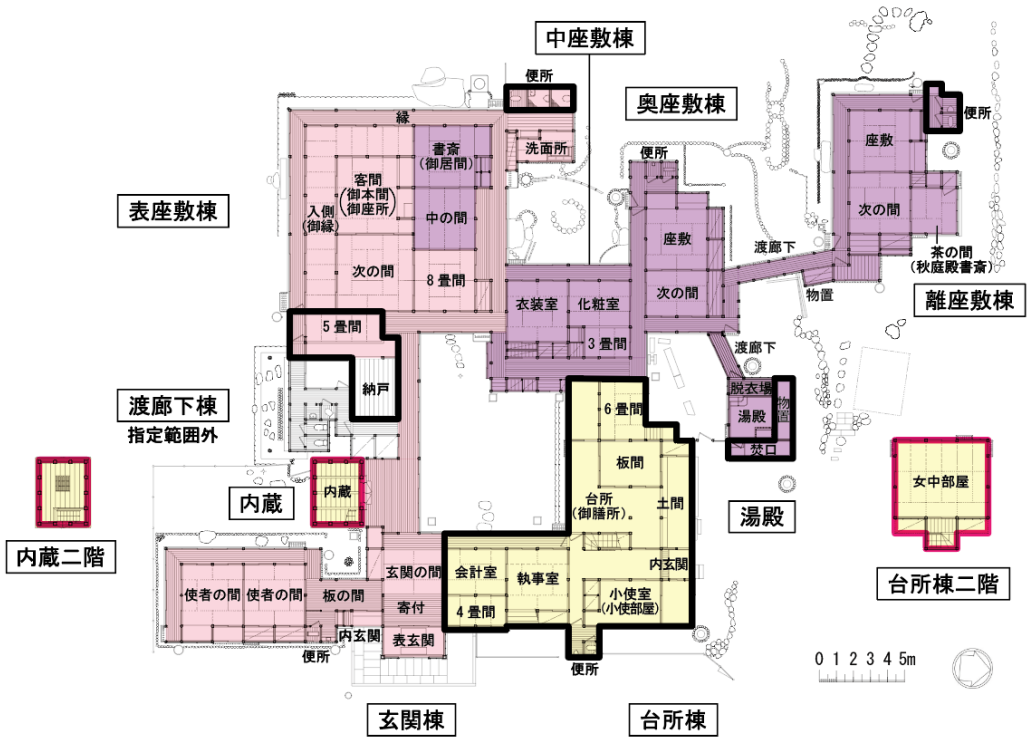

昭武居住期の使われ方

■来客などの交際に使う空間　■家族の空間　■職員の空間　※色塗りなしは不明部分

現在の使われ方

□限定公開範囲　□非公開範囲（受付やスタッフ控室）

図５－２　公開範囲（昭武居住期の使われ方と現在の使われ方の重ね合わせ）

（２）庭園

基本的に現状と同様とする。今後の調査・研究の進展により、復元未整備である庭園の復元整備が実施された場合、通常公開や限定公開、庭園に降りての見学を可能とすることを検討する。

表５−５　庭園の公開範囲

		範囲	方針
通常公開	復元整備済	○東屋庭園 通常は建物内からの見学のみ ○書院造庭園	○基本的に現状と同様。
	復元未整備	○前庭（玄関前） 建物内からの見学のみ ○使者の間庭 ○離座敷庭 ○中庭（玄関棟） ○中庭（奥座敷棟） ○御居間前	○基本的に現状と同様。 ○今後、庭園の調査・研究の進展により復元整備が行われた場合は、庭園に降りての見学を可能とすることも検討する。
限定公開	復元整備済	○書院造庭園	○基本的に現状と同様。 ○「戸定の日」（毎月 10 日、20 日、30 日）に、表座敷棟から庭園に降りて見学が可能。
公開対象外	復元未整備	○中庭（湯殿） ○台所棟（北） ※建物内から眺めることは可能	○基本的に現状と同様。 ○昭武居住期に来客や家族が観賞する庭園ではなかったと考えられ、実用ではない。また、復元整備もされていないため公開対象外とする。 ○今後の調査・研究の進展により、庭園としての価値が解明され、復元整備が行われた場合は、通常公開または限定公開とすることを検討する。

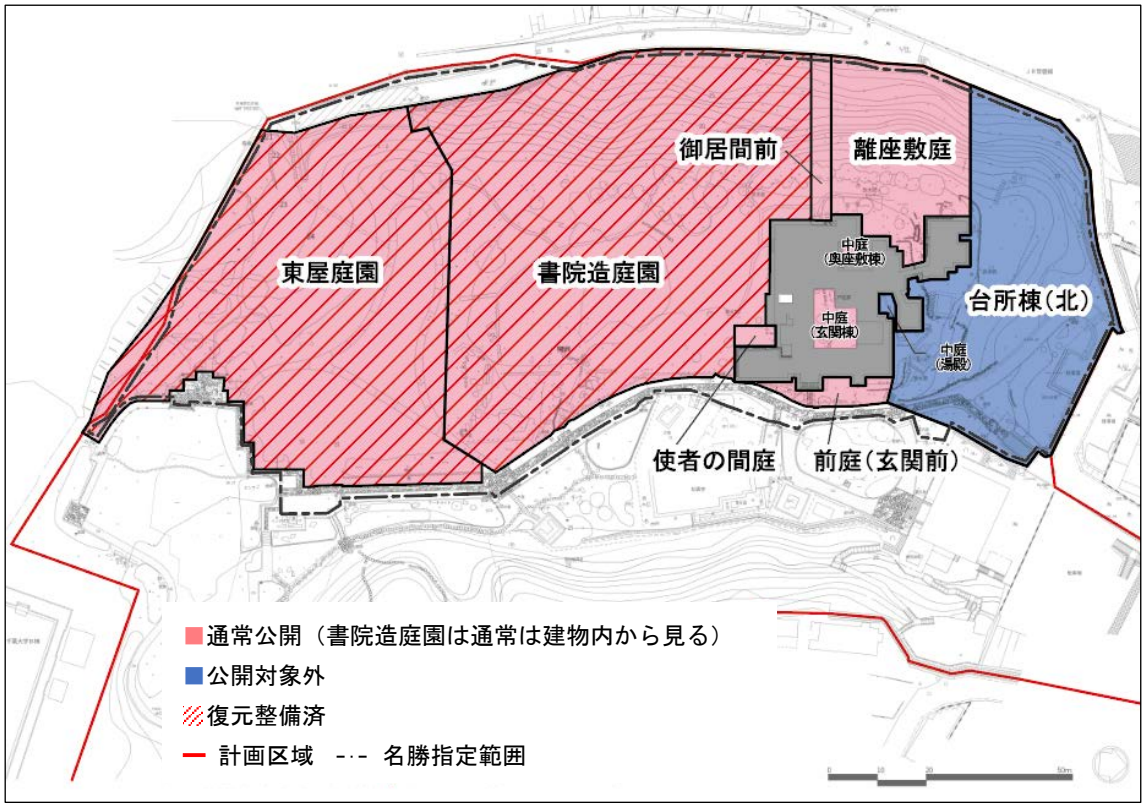

図５－３　庭園の公開範囲

通常公開

復元整備済

東屋庭園

書院造庭園

復元未整備

前庭（玄関前）

使者の間庭

離座敷庭

中庭（玄関棟）

中庭（奥座敷棟）

限定公開

書院造庭園

公開対象外

中庭（湯殿）　建物内からは見える

台所棟（北）

２．関連資料等の公開

建造物や庭園を見ただけではわからない、戸定邸の価値や魅力を作り上げている背景となる資料を公開する。見学者が戸定邸に興味を持ち理解を深められるよう考慮し、関連資料などの公開の方針と実施例について以下に記載する。実施例には現在すでに実施しているものも含む。

表５−６ 関連資料等の公開（予定）

方針	実施場所	実施例
戸定邸そのものを知る	建造物	① 昭武居住期～徳川家居住期に建造物内や庭園に置かれていた家具や調度品、書画のレプリカの展示
	歴史館	② 戸定邸が写された古写真の展示（建造物内で参考展示）
		③ 昭武居住期～徳川家居住期に建造物内や庭園に置かれていた家具や調度品、書画の展示
		④ 戸定邸と近世の大名屋敷や明治期の華族の邸宅とを比較して、戸定邸についての理解を深める展示
	建造物 歴史館	⑤ 戸定邸の建築過程や増改築等についての展示
		⑥ 建造物に使用されている木材や建具についての展示
徳川昭武を中心とし、その家族や親族、関係する人々を知る	歴史館	① 松戸徳川家資料やその他館蔵資料による徳川昭武とその家族や親族、関係する人々の生涯や関係を知る展示
		② 他の博物館施設等に所蔵される関係資料を借用し、館蔵資料だけでは知りえない情報を知る展示
	建造物 庭園	③ 徳川昭武と母秋庭が戸定邸で育てた植物の栽培・展示
	建造物 歴史館 庭園	④ 徳川昭武と母秋庭が戸定邸で行った趣味を知る展示（方針①に関連）
建造物、庭園、景観の価値を一体として理解する	歴史館	① 庭園を有する同時代の華族の邸宅との比較をする調査・研究と展示
	建造物 歴史館	② 海外の庭園との類似点や相違点を探る調査・研究と展示
		③ 戸定邸の立地や景観上の特徴・意図を理解する調査・研究と展示
	建造物 歴史館 庭園	④ 建造物、庭園、景観の古写真の展示

第３　活用基本計画

１．計画条件の整理

（１）関連計画

○松戸市総合計画
○松戸市都市計画マスタープラン
○松戸市景観計画
○松戸市緑の基本計画
○名勝旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）保存活用計画
○千葉県文化財保存活用大綱
○松戸市文化財保存活用地域計画
○松戸市戸定歴史館消防計画

（２）関係法令

○文化財保護法
○都市計画法
○建築基準法
○都市公園法
○景観法
○消防法

２．建築計画

（１）平面計画

徳川昭武が建造物を建築した当初とほぼ同様に、接客空間〈表〉、生活空間〈奥〉、管理空間の 3 つの空間に分ける。

１）通常公開範囲

徳川昭武の接客空間および昭武とその家族の生活空間を基本的に通常公開範囲とする。

①　表座敷棟　―接客空間と昭武の生活空間が一体となった空間―〈表〉

最も格式が高く、賓客を迎え入れ、書院造庭園を望む客間などの接客空間と、昭武が居室として使用し、西側に富士山を望むことができた書斎などの生活空間の一部が同一棟内にある。入側で来客が飲食をしている古写真も残されている。

武定が暮らした昭和期には、書斎は武定夫人の部屋で、中の間は子供たちの寝室となりベッドが置かれていたと伝わる。部屋の四隅には、蚊帳を吊ったと推察される金具が残っている。8 畳間は武定夫妻の寝室であったと伝わる。

光が差し込み奥行のある入側や縁があり、南西に広がる庭園や遠景を眺められるなど、明るく開放感のある空間になっている。

晴天時は西側に富士山を望むことができる

戸定邸での宴会（徳川武定他）松戸市戸定歴史館所蔵

②　玄関棟（表玄関、寄付、玄関の間）　―来客を迎え入れるための空間―〈表〉

表門をくぐり、寒水石の大きな沓脱石のある表玄関から、寄付を経て、玄関の間へ入る徳川家や来客の動線を体感することができる。

玄関の間からは、やや正面に中庭（玄関棟）が目に入る。

中庭（玄関棟）は、今後の調査により、作庭当初の姿に復元整備できる可能性がある。

表玄関

渡り廊下から見える中庭（玄関棟）

③　玄関棟（使者の間）　―序列を意識した空間―〈表〉

使者の間には、表玄関の南脇にある内玄関から入る。徳川家や来客のための表玄関と異なり、内玄関は家職や来客の従者が使用するもので、その使い方の違いを知ることができる。

使者の間からは使者の間庭を眺めることができる。

使者の間は、昭和 21 年（1946）に戸定邸から移築され、行方がわからなくなっていたが、平成 8 年（1996）に千葉県印西市で現存が確認された。平成 10 年（1998）に現在地に移築復原されているため、戸定邸の建造物の変遷や、復原の手法など、建造物を残し将来へ伝えていく重要性を伝える。

使者の間

使者の間から使者の間庭を見る

④ 渡廊下棟　―玄関と表座敷棟をつなぐ空間―〈表〉

棟の北側に中庭（玄関棟）を眺めながら表座敷棟へと向かう廊下となっている。

棟の南側には、昭和 10 年（1935）に既存の建物を一部解体・改造した場所に新館が新築されたが、昭和 19 年（1944）に目黒区へ移築された。使者の間の移築と同様に、戸定邸の変遷の履歴である新館の増改築や移築を伝えることができる空間になっている。

中庭（玄関棟）は、今後の調査により、作庭当初の姿に復元整備できる可能性がある。

現在の渡り廊下棟

戸定邸新館　松戸市戸定歴史館所蔵

⑤ 離座敷棟　―秋庭のための特別な空間―〈奥〉

南西に面して開口部があり明るい空間になっている。二方に開口部が設けられている棟は、表座敷棟と離座敷棟のみである。

当初は昭武の生母・秋庭の居室であり、大正 10 年（1921）に秋庭が亡くなった後は、奥女中の居室として使用された。昭和 26 年（1951）に戸定邸が松戸市に寄贈された後は、武定夫妻の居室として使用されていた。かつては北側から筑波山を望むことができたという。

座敷の円窓など数寄屋造の要素が最も強く、茶の間の根杢の一枚板の天井など、表座敷棟に次いで希少材が多く用いられた部屋である。また、秋庭は万年青を育てており、棟の北側にあった万年青室や部屋に万年青を並べた古写真や室礼がわかる古写真と比較して見ることで、秋庭の生活の様子を感じることができる。

棟北西の離座敷庭は、今後の調査により、作庭当初の姿に復元整備できる可能性がある。

戸定邸離座敷床の間　1898.5.8 徳川慶喜撮影
松戸市戸定歴史館所蔵

「秋庭と万年青」　1901.5.17 徳川厚撮影
松戸市戸定歴史館所蔵

⑥ 中座敷棟　―家族（子ども）の生活空間―〈奥〉

三方に廊下が廻り、太陽光があまり入らない空間である。当初の用途は明確ではないが、明治 20 年代以降は、昭武の子女の部屋として使用された可能性が高い。

衣装室のみ長押があるが、2 部屋とも釘隠しがなく、部屋境に欄間がないため、〈表〉の空間との違いを体感できる。

棟西側の中庭（奥座敷棟）は、今後の調査が進み復元整備が実施された場合、見学者が庭園の使われ方を知り、その眺望を楽しむことができる場となる可能性がある。

化粧室から衣装室を見る

衣装室から中庭（奥座敷棟）を見る

⑦ 奥座敷棟　―家族（妻）の生活空間―〈奥〉

一方にしか主な開口部がないが、開口部が南向きのため比較的明るい空間となっている。

昭武の 2 番目の妻・八重の居室であり、また昭武が就寝していた部屋と推測される。昭和 12 年（1937）に八重が亡くなった後は、奥女中の裁縫室として使用されたという。

離座敷棟の座敷と同様に円窓があるが、長押と釘隠しがなく、部屋境に欄間がないため、〈表〉の空間との違いを限定的に体感することができる。

棟南側の中庭（奥座敷棟）は、今後の調査が進み復元整備が実施された場合、見学者が庭園の使われ方を知り、その眺望を楽しむことができる場となる可能性がある。

次の間から座敷を見る

座敷から中庭（奥座敷棟）を見る

⑧ 湯殿　―生活空間―〈奥〉

徳川家や来客専用の風呂場であり、その生活の一端を感じられる場所となっている。現在の浴槽や水道は昭武居住期のものではなく、松戸徳川家 2 代博武夫妻の結婚時の後補と推定される。

天井中央の網代組と、その周囲の一枚物の板を使用した回し天井は見どころになっている。

湯殿

天井中央の網代組と一枚物の板を使用した回し天井

２）限定公開範囲

通常は、安全面を考慮して非公開としているため、日数・人数制限を設け、ガイドの付き添いによる見学の実施を検討するほか、VR を活用した公開の拡充を図る。

①　内蔵〈表〉

現在も長持などが置かれ、貴重な品々を保管していた様子を想像できる。

2 階では、中央にある大きな欅の牛梁の迫力を感じることができる。

内蔵の入口

二階

②　台所棟二階の女中部屋〈奥〉

〈表〉の空間とは異なり、戸定邸で働いていた女中たちの生活の一端を感じられる。本来は眺望を楽しむための場所ではないが、中庭（玄関棟）と、建造物越しに書院造庭園を眺めることができる。

二階内部

室内から南側の書院造庭園を眺める

３）非公開範囲

① 台所棟
② 玄関棟（会計室・執事室）
③ 表座敷棟（5 畳間と南東の縁など、納戸、便所）
④ 渡廊下棟（納戸）
⑤ 離座敷棟（便所）
⑥ 湯殿（焚口、物置）

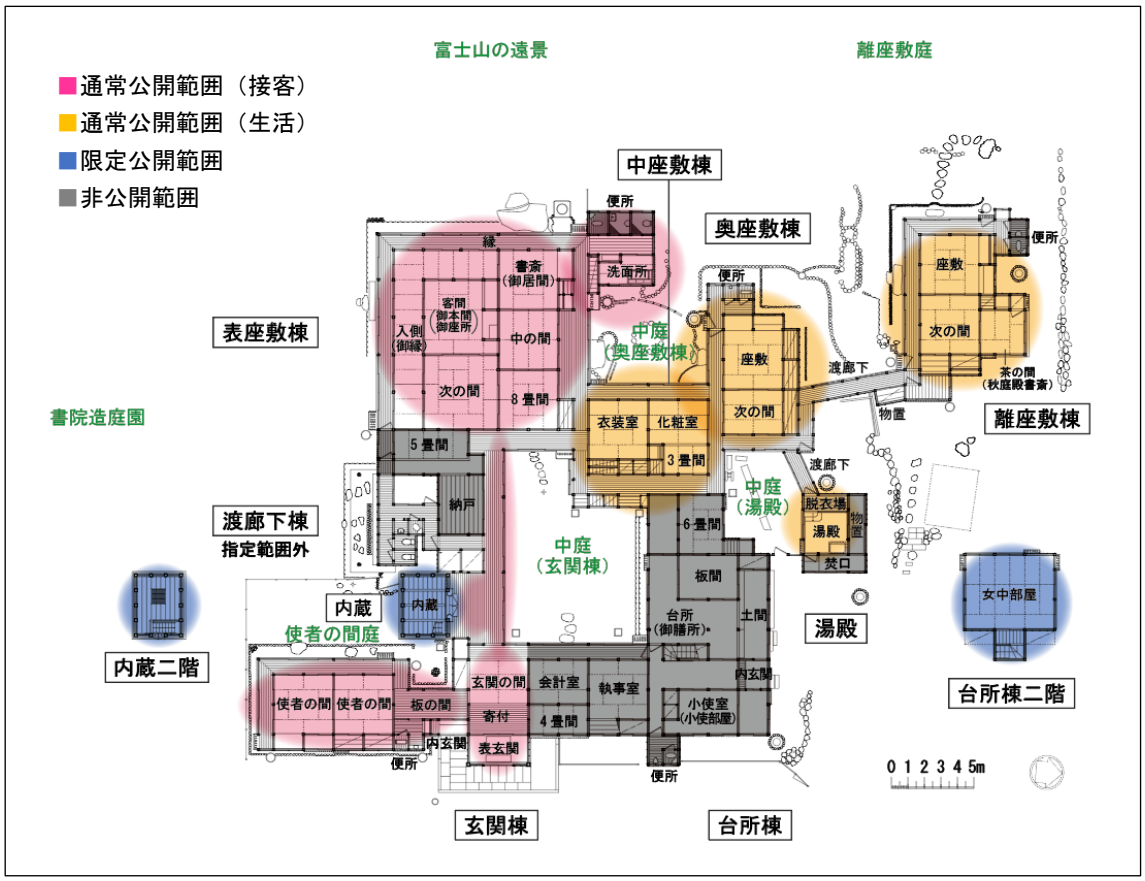

図５−４　平面計画

（２）施設等整備計画

ここでは、建造物の公開活用に関する施設等の整備計画について記載する。

詳細については、今後適切な時期に、関係者とその必要性をよく検討し整備を決定する。

１）公開活用に係る計画

①　バリアフリー対策（対象は車椅子、高齢者）

建造物内のバリアフリー見学可能範囲は、玄関棟、内蔵棟、渡廊下棟、表座敷棟を想定し、来客が通り、また眺めた景色を体感できるよう検討する。表玄関は段差が高いため、見学者の安全性確保の必要から庭園を通り、昇降機を用いて表座敷棟から入るルートを検討する。また、表玄関および内玄関から使者の間が近いため、使者の間手前の板の間まで立ち入り可能とすることも検討する。

車椅子の利用にあたっては、廊下のほか畳や敷居も通行することになるため、桟や敷居、畳敷の上に裏面に滑り止めがついたマットを敷くなど、各部位が傷まないように対処し、車椅子が建具や柱などの木部にぶつからないよう十分に配慮する。加えて、畳の保護の観点から板敷である廊下や縁から表座敷棟内部の見学に限定することも検討する。建造物内で車椅子の動線が確保できない場合は、庭園からの建造物内見学とする可能性も視野に入れる。

また、バリアフリー対応を行う日数や対応するスタッフの増員・役割分担、見学する際の予約の要不要、雨天時の対応などを検討する。その他、当事者団体へのヒアリングの実施や、他施設の対応方法の調査により、バリアフリー対応の向上を図る。

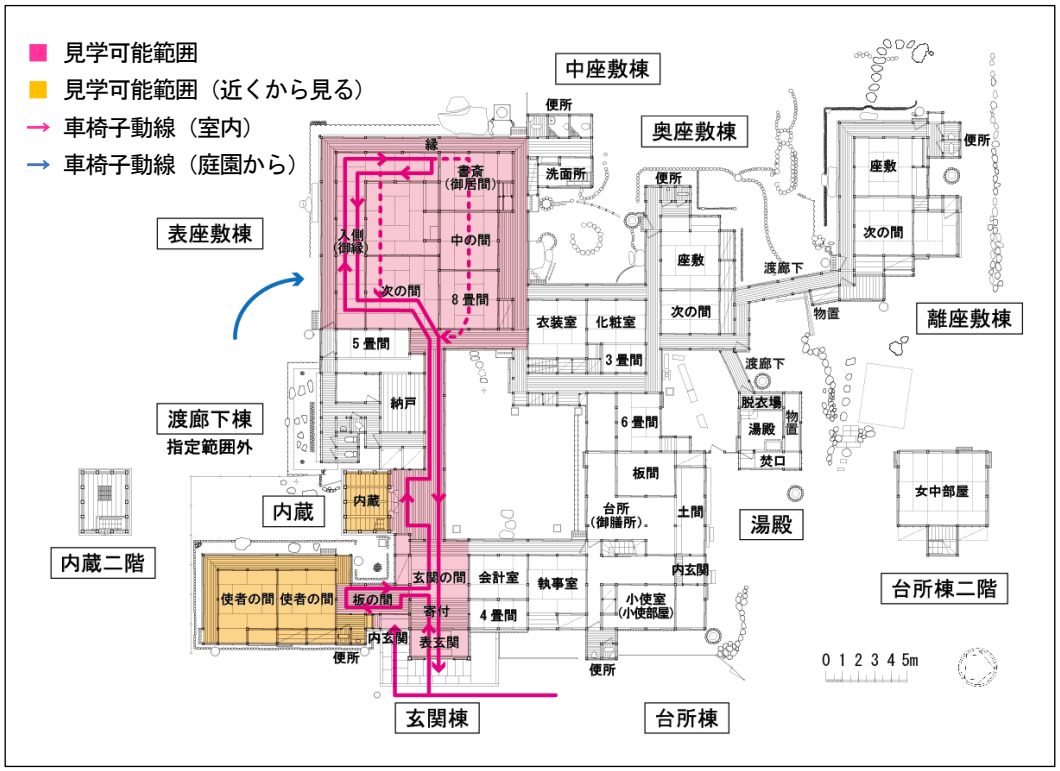

図５-５　バリアフリー動線（想定）

②　廊下に敷かれた絨毯の取扱い

絨毯は、冬場の足元の寒さ対策の一環にもなっているが、当初意図にないものである。そのため、今後の工事において、板を張り替える必要がある場合、絨毯の必要性を検討する。絨毯が必要と判断された場合は、湿気による床板の劣化予防のため、粘着性のものによらない敷き方を採用する。その場合、絨毯のシワ等による見学者のケガ防止の観点から、裏面に滑り止めが付いた絨毯を用いる等の配慮をする。

③　暑さや寒さ対策

公開範囲について、見学者の体調面に配慮し、かつ文化財の保護に留意し、可動式の電気式ヒーターや扇風機などを必要最低数設置することを検討する。

設置にあたっては、歴史的空間に配慮した色彩や規模とし、配線や発熱など安全性に十分に配慮する。

④　トイレの拡充

建物内には、見学者が常時使用できるトイレ（渡廊下棟）のほか、展示用に便器を復原した使用できないトイレが２か所（玄関棟使者の間、奥座敷棟）、近年の便器に更新されているトイレが２か所（表座敷棟、離座敷棟）ある。近年の便器に更新されているトイレについて、今後の調査により復原が可能なものは復原して展示する。復原が不可能なものは見学者用のトイレに整備することを、長期的な目標として視野に入れる。

また、見学者が快適に過ごせるよう、建物内のほか、建物外の計画区域内に設置することなども念頭に入れ、広い視点から適切な位置と規模による拡充を検討する。加えて、多目的トイレの新設も検討する。

復原されたトイレ（左・中央：奥座敷棟　右：玄関棟使者の間）

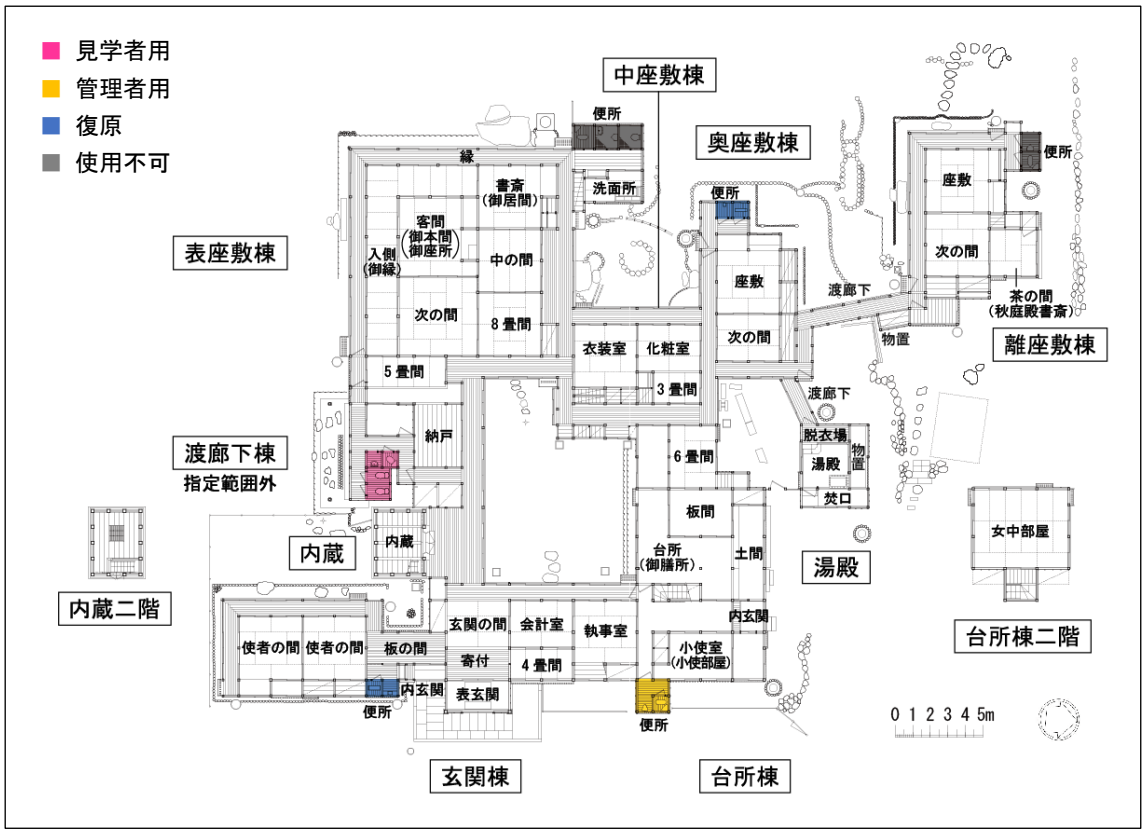

図５-６　トイレの位置

２）展示資料、家具、事務機器などの配備にかかる計画

展示資料は活用計画を踏まえて設置する。

設置にあたっては、建造物の価値や空間を損なわないような形状にすることや、可動式のものとする。また、見学者のケガ防止のため、地震時に倒れることがないよう設置する。

３．外構および周辺整備計画

第 3 章 環境保全計画では環境保全に係る整備計画を記載したが、ここでは活用に係る整備計画を記載する。

未調査となっている庭園の調査および復元整備の推進

現在、東屋庭園と書院造庭園のみ復元整備されているため、その他の庭園についても、調査・研究を進め、庭園の整備目標である昭武居住期の姿に近づけ、見学者が建造物と庭園を一体のものとして捉え、その魅力と価値を感じられるようにする。

台所棟（北）については、戸定邸の導入部となる表門から建造物の表玄関に至るまでの動線から見える景観の作庭意図に基づき、現在使用していない水圧小屋や、消火設備の更新により不要となる屋外消火栓用のポンプ小屋などの撤去を検討する。同時に、必要に応じて、現在設置されている目隠し塀の部分的な撤去も検討する。

検討にあたっては、庭園調査を十分に行い、学術的に根拠のある整備を行う。

４．公開活用における管理・運営計画

○建造物と国指定名勝庭園を一体的に捉える必要があるため、関係部局との連携を密にし、効果的な公開活用方法を検討する。

○イベントは、建造物の価値を確実に保護するため、所有者である松戸市が主催するもののみ実施する。

○状況に合わせ、適宜、関係者で意見交換を行い、管理・運営計画を更新する。

第４　実施に向けての課題

１．建築的課題

①最低限の利便性を考慮した整備

前述した、暑さや寒さ対策など、文化財としての価値を守りながら、最低限の利便性を取り入れるか、または代替案により対処するかなど、バランスのよい整備が必要となる。

２．公開活用における管理・運営の課題

①　調査・研究の進捗に合わせた整備

トイレの拡充や、庭園の復元整備は、十分な調査・研究結果に基づくことが必要であるため長期的な計画となる。そのため、一定の優先順位を付け、計画的に整備を推進していく必要がある。また、トイレの拡充にあたっては、配管の更新や設置が必要であるが、建造物やや周辺樹木を損なわないよう地下の調査も実施しなければならない。

②　庭園解説の充実

現在、庭園に特化した解説が行われていないため、建造物と庭園が一体となった価値や魅力を伝える方法を検討する必要がある。庭園解説を実施する際には、松戸シティガイドとの役割分担などの調整も必要となる。

③　外国人観光客への対応の充実

現在、8 言語に対応したパンフレットの配架を行っているが、松戸市に居住する外国人の割合などを考慮しながら対応言語を増やす必要性について検討する。また、予約制の英語および中国語でのガイドを松戸シティガイドが実施しているが、外国語対応が可能なガイドの後継者育成が必要となっている。

解説板の内容の更新・増設については、建造物の雰囲気を損なわないようなデザイン・数を検討する必要がある。解説板の QR コードの読み取りに際しては、ネット接続環境確保が必要である。現在の Wi-Fi 設備を更新し、設置数および位置を再検討する。

第６章　保護に係る諸手続き

重要文化財である建造物の保存活用にあたって、文化財保護法に規定される主な手続き、および本計画の改定に係る手続きについて整理する。

手続きに必要な書類は、松戸市教育委員会および千葉県教育委員会を経由して文化庁に提出する。

本章において手続きが明確ではない行為については、その都度、千葉県教育委員会および文化庁と協議して決定する。

第１　文化庁長官への届出を要する行為

○所有者が管理責任者を選任、または解任したとき
○所有者が変更したとき
○所有者が管理責任者を変更したとき
○所有者または管理責任者が氏名もしくは名称または住所を変更したとき
○建造物に滅失、き損などの事故があった場合
○建造物を修理しようとするとき

表６－１　文化庁長官への届出が必要な事項（提出先はすべて文化庁長官）

項目	手続者	手続き	提出期限	根拠法令
管理責任者の選任・解任	所有者 管理責任者	届出	20 日以内	法第 31 条第 3 項
所有者・管理責任者の変更	新所有者 所有者・新管理責任者	届出	20 日以内	法第 32 条第 1、2 項
所有者・管理責任者の氏名・名称の変更	所有者 管理責任者	届出	20 日以内	法第 32 条第 3 項
滅失・き損	所有者 管理責任者	届出	10 日以内	法第 33 条
修理の着手	所有者または管理団体	届出	着手の 30 日前まで	法第 43 条の 2 第 1 項
修理の終了	届出者	報告	遅滞なく	―

第６章　保護に係る諸手続き

１．修理届

（１）修理届を必要としない行為

○き損の拡大を防ぐための応急措置
○文化庁からの補助金の交付を受けて行う修理
○文化庁長官の命令または勧告を受けて行う修理
○文化庁長官の現状変更の許可を受けて行う修理
○基準 1 および基準 2 に影響を与えない基準 4、基準 5 を対象に行う修理

（２）修理届の事後届出とする行為

小修理、き損の拡大を防ぐための応急措置のなかで、以下の条件をすべて満たす修理について、修理届の事前届出を不要とし、事後の届出とすることができる。

条件

○平成 2 年～平成 3 年に実施した保存修理工事における工法および材料が明確で、かつこれにならい行う修理。
○施工内容について、文化財建造物修理主任技術者※と同等、または文化財建造物の修理経験のある市担当職員の指導および助言の元に行う修理。
○国指定、県指定、国登録の文化財建造物修理、またはそれと同等の経験がある施工業者による修理。
○定期的に発生する修理。
○修理にあたっては、表 6-2 に示す範囲とし、木部については矧木または埋木を原則とする。

※文化庁が実施する主任技術者講習会の普通または上級コースを受講した者のこと。

対象外

○指定範囲外の渡廊下棟。
○床の間のすべて。
○基準 4 および基準 5 に該当する部位については、基準 1 または基準 2 に該当する部分と接続または含んでいない場合。
○以下の希少材。以下のほかであっても、修理にあたっては材料の希少性をよく確認する。
・表座敷棟の入側（南面）の東端に位置する一枚物の板戸
・表座敷棟の縁（西面）の戸袋用の板戸
・離座敷棟の茶の間の組天井
・離座敷棟の南面および西面の戸袋
・湯殿の杉板網代組の天井

表６−２ 日常管理行為および事前提出不要の修理の範囲

	修理内容	範囲
縁板	釘の締め直し	―
	割れやひび等の軽微な補修や取替	0.5 ㎡～1 ㎡以内
外壁	荒壁に至らない土壁および板壁の軽微な補修	1～3 ㎡以内
内壁	荒壁に至らない土壁および板壁の軽微な補修	1～3 ㎡以内
床	釘の締め直し	―
	割れやひび等の軽微な補修や取替	2～4 ㎡以内
畳	畳床の取替	2 畳半以下
屋根	瓦および銅板の葺き替え	1～6 ㎡以内
	板庇の補修	0.2～6 ㎡以内
	雨樋の脱落や亀裂などの補修	―
天井	軽微な補修や取替	2 枚以内（羽重ね張り）
建具	木部の矧木および埋木	―
	引手金物の補修	―
その他	隅金具の釘の打ち直し	―

第２　文化庁長官の許可を要する行為

１．文化財建造物の現状を変更しようとするとき

文化財建造物が指定されたときの状態を変えることを「現状変更」といい、次のような場合が該当する。また、現状変更により復原した箇所に変更を加える行為を行う場合も含まれる。

文化庁長官は、現状変更を許可するにあたり、文化審議会に諮問することとされているため、手続きの時期については、事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める必要がある。

ア　改造する場合（間仕切りの取り付けまたは撤去など）
イ　意匠上重要な箇所あるいは当初の意匠が残る部分および復原した意匠部分に変更を行う場合
ウ　構造、形式、規模を変える場合
エ　部材の材種、材質、寸法、工法を変える場合
オ　建設時の姿に復そうとする場合
カ　移築または曳家をする場合
キ　建物の建つ地盤の高さを変える場合

表６−３ 文化庁長官の許可が必要な事項

項目	手続者	受理者	提出期限	備考	根拠法令
現状変更または保存に影響を及ぼす行為	行為を行おうとする者	文化庁長官	事前	維持の措置もしくは応急措置または影響が軽微の場合は除く	法第 43 条第 1 項

２．許可を必要としない行為（現状変更）

（１）維持の措置

１）事前に修理届を要する行為

構造上および生命の安全性確保のために必要不可欠であって、建造物に大きな現状の変更を強いないもの、かつ文化財的価値を損なわないことが明らかであるものについては、修理を行う者は事前に松戸市教育委員会および千葉県教育委員会と十分協議したうえで実施する。

２）事後に事務連絡を要する行為（応急措置）

現状を変更する行為が「許可が必要な行為」に該当する場合には、文化庁長官へ「現状変更許可申請書」に関連資料を添付し提出する。

判断に迷う場合は、文化庁と協議する（国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第１条、第８条）。

〇き損の拡大を防止するための応急処置
〇非常災害のために必要な応急措置
〇被災建築物のき損防止および解体保管措置
〇予想される災害に対する応急的な予防措置

３．文化財建造物の保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき

「保存に影響を及ぼす行為」とは、文化財建造物そのものには改造を加えなくても、その行為によって災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めたりするなど、文化財建造物の保存上、好ましくない影響を与える行為をいう。

また現状変更により復原した箇所に影響を及ぼす行為を行う場合も含まれる。

ア　計画区域内で、建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築したりする場合

イ　建造物の周辺における切土、盛土、掘削で、その建造物の構造耐力を弱めたり、災害を及ぼす恐れのある場合

ウ　建造物の内部に、売店・詰所など防災および美観上問題を生じやすいような仮設的な施設を設ける場合

エ　建造物内に、その建造物の構造耐力を弱めるような重量物を搬入しようとする場合

オ　襖や障壁画など建造物の一部に、直接触れる手法により模写する場合

カ　建造物から直接型取りを行い、模造する場合

４．許可を必要としない行為（保存に影響を及ぼす行為）

（１）保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの

行為が軽微なものに該当するかの判断は、その都度、松戸市教育委員会および千葉県教育委員会を通じ文化庁に確認する。

保存に影響を及ぼす行為が「許可が必要な行為」に該当する場合は、文化庁長官へ「保存に影響を及ぼす行為許可申請書」に関連資料を添付し提出する。判断に迷う場合は、文化庁と協議する。

なお、現状変更および保存に影響を及ぼす行為については、許可に時日を要するため注意する。

第３　計画の改定に係る手続き

本計画は、関連法令や社会情勢の変化、痕跡調査の進展等を踏まえ、必要に応じて見直し、改定を行う。

計画の改定にあたっては、所有者である松戸市は、文化庁並びに千葉県教育委員会、その他関係機関と協議・調整のうえ、取りまとめた改定計画案を文化庁へ提出し、確認を受ける。

第４　国指定名勝の管理・現状変更に関する届出等

届出基準など事務手続きについては、「名勝徳川昭武庭園（戸定邸庭園）保存活用計画」に記載のとおりとする。

なお、現時点で建造物に附指定の物件はないが、一体となって価値を形成する、または形成する可能性のある物件は存在する（表門、沓脱石など）。これらの物件の位置を変更する際には、関係各所に確認をした上で適切な手続きを行う。

資料編 1

古写真および参考資料

第１　一体となって価値を形成する物件（第１章　計画の概要）および保存する建造物（第３章　環境保全計画）

●景石（黒ぼく石）〔書院造庭園内〕⑦-1

戸定邸を撮影した最古の写真である明治 22 年（1889）5 月 4 日の写真に、黒ぼく石が写る。非現存の黒い板塀が続く様子も写っている（歴史館開館前の松平直子聞き取り調書参照）。

2-2-6-48「明治二十二年五月四日松荘庭園撮影」　1889.5.4 江﨑禮二撮影　戸定歴史館所蔵

●雨落ち溝〔表座敷棟南・西側〕⑧・沓脱石〔表座敷棟南側〕⑩-2

明治 26 年（1893）に撮影された写真から確認できる。また、下掲の徳川篤敬撮影写真から存在が確認できる。

「戸定邸日誌」明治 18 年（1885）3 月 26 日条に「伊豆石踏段（與八ヨリ御買上ノ石）御座処前へ据付ニナル」と記される「伊豆石踏段」と同一と考えられる。写真史料上は、明治 26 年（1893）4 月 9 日時点での存在が確認できる。

1-3-5-1-7「戸定邸」　1893.4.9 徳川篤敬撮影　戸定歴史館所蔵

1-3-1-2-12「水戸徳川家・高松松平家華族写真」1904.4.3 徳川昭武撮影　戸定歴史館所蔵

●土留め石〔表門西側、離座敷棟北側など〕⑨、(敷石〔表玄関前〕⑥)

表門内から玄関前までの敷石は、昭和初期の段階では切り石であり、これが根府川石に該当する可能性もある（要専門家聴取)。

「戸定邸日誌」明治 17 年（1884）8 月 27 日条に「御玄関前敷石及土留石垣落成ス」とある。落成直後の段階で土留め石と玄関前の敷石が完成していたと判明する。「戸定邸日誌」明治 18 年（1885）8 月 13 日・14 日条に「ねふ川石其他石類東京ヨリ回漕、直ニ御玄関前へ据付ヲ始ム」「東京ヨリ回漕之ねふ川石等着ス」とある。写真史料上は、明治 39 年（1906）2 月 18 日撮影の写真が初出。

左：1-3-1-3-164「厚男・仲博侯」　1906.2.18 徳川昭武撮影　戸定歴史館所蔵
右：1-3-7-9-28　戸定邸門内　戸定歴史館所蔵

2-2-7-21　徳川八重葬儀　1937.3.10 撮影　戸定歴史館所蔵

●沓脱石〔表座敷棟西側〕⑩-3

徳川昭武「戸定備忘録　第一号」明治 18 年（1885）3 月 26 日条に「植木屋與八より買入候趾石、本日西椽[縁ヵ]側江居[据ヵ]付候事」とある「趾石」と同一か。

写真史料上は、明治 36 年（1903）8 月時点での存在が確認できる。

1-3-1-3-121「松戸・小梅方々様」　1903.8.徳川昭武撮影　戸定歴史館所蔵

●手水鉢〔表座敷棟西側〕⑪・景石〔表座敷棟西側〕⑭

「戸定邸日誌」明治 19 年（1886）6 月 1 日条に「藤原新田ヨリ御引取之桐、御鉢前へ植付タリ」とあり、これは表座敷棟書斎前の手水鉢前を指す「鉢前」と考えられる。

写真史料からは、明治 38 年（1905）4 月 28 日撮影の写真に手水鉢、および景石とその上に置かれた獅子香炉の存在が確認できる。

1-3-5-2-90　戸定邸客間脇　1905.4.28 徳川達道撮影　10×14.5　戸定歴史館所蔵

●灯籠〔表座敷棟東側〕⑫

「戸定邸日誌」明治 18 年（1885）8 月 21 日～23 日条に「会計前之棕櫚植替ヲナス」「株梠六本東京ヨリ持込メリ」「株梠会計前御庭へ植付ニナル」とあり、「会計前御庭」＝中庭（玄関棟）にシュロが植えられていたと判明する。明治 41 年（1908）に徳川昭武が撮影した写真には、現在も中庭（玄関棟）にある灯籠が写る。なお、東日本大震災の折に灯籠が倒れた後、復旧が行われたが、向きにまで注意が払われなかったため、向きを修正する必要がある。

左：1-3-7-9-36　1908.徳川昭武撮影　戸定歴史館所蔵
右：2-2-6-38　1937.11.撮影　戸定歴史館所蔵

○〔参考〕池〔離座敷棟南側〕⑬、(沓脱石〔離座敷棟南側〕⑱-3)

池については、池自体は写っていないものの、大正前期の写真に池の石組の可能性がある丸石群が写っており、大正期から存在した可能性がある。

また、沓脱石〔離座敷棟南側〕と雨落ち溝、縁下、犬走りについてもやや不鮮明であるが確認できる。

1-3-7-1-33 徳川宗子と女性　戸定歴史館所蔵

第２　現状の消火体制（第４章　防災計画）

（１）開館日

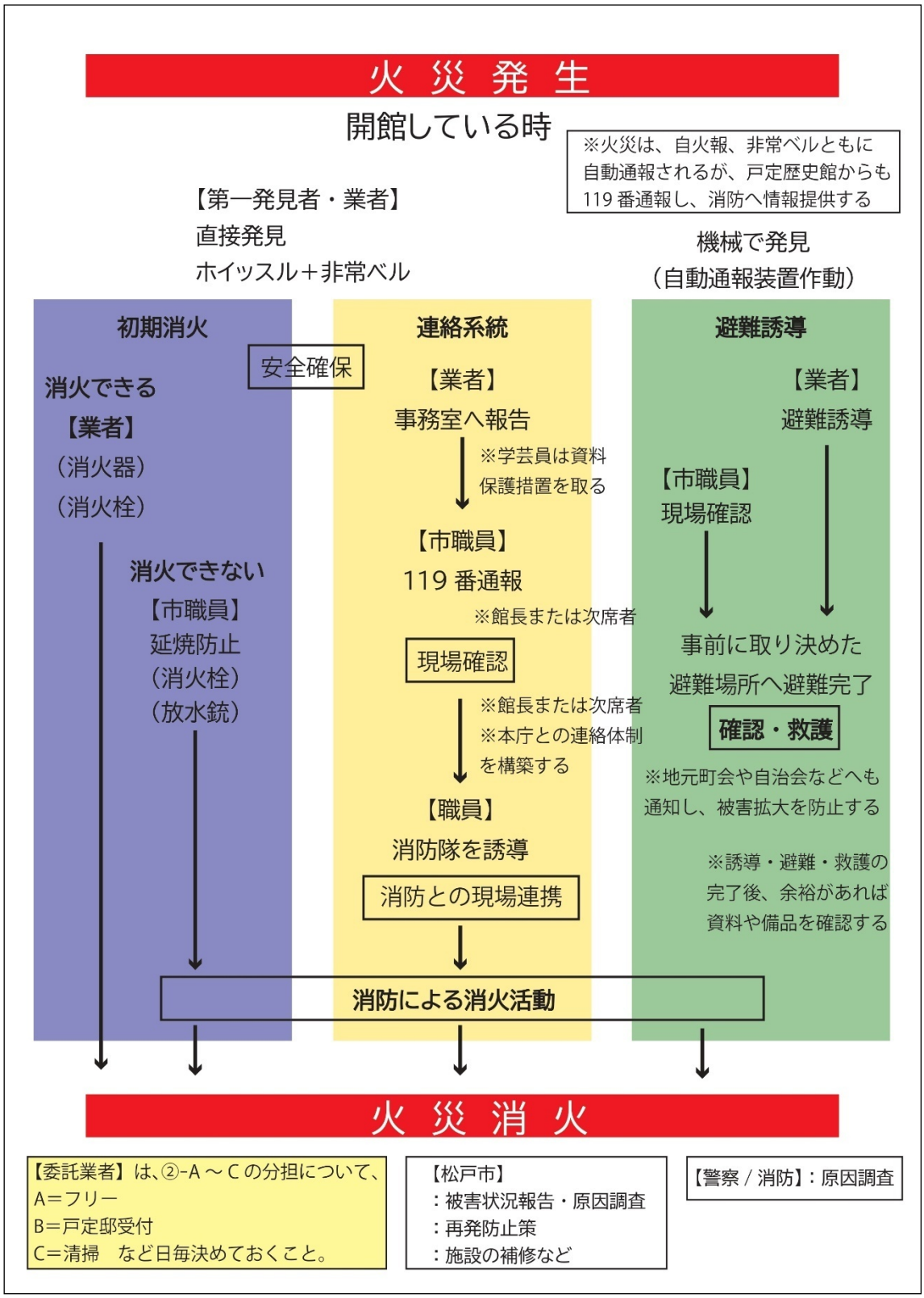

（２）閉館日

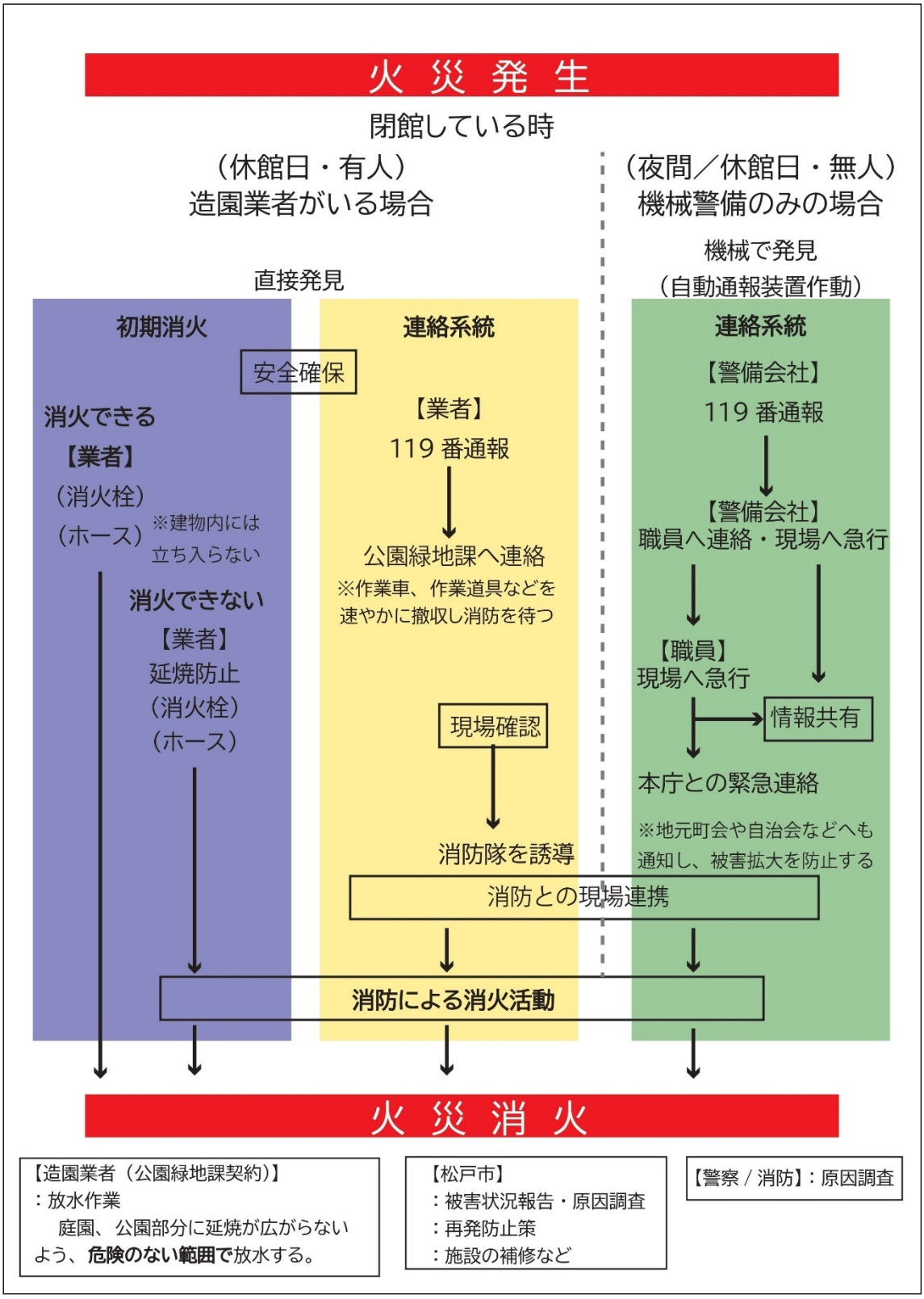
火 災 発 生
閉館している時
（休館日・有人）
造園業者がいる場合
（夜間／休館日・無人）
機械警備のみの場合
直接発見
機械で発見
（自動通報装置作動）
初期消火
安全確保
消火できる
【業者】
（消火栓）
（ホース）
※建物内には
立ち入らない
消火できない
【業者】
延焼防止
（消火栓）
（ホース）
連絡系統
【業者】
119 番通報
公園緑地課へ連絡
※作業車、作業道具などを
速やかに撤収し消防を待つ
現場確認
消防隊を誘導
消防との現場連携
消防による消火活動
連絡系統
【警備会社】
119 番通報
【警備会社】
職員へ連絡・現場へ急行
【職員】
現場へ急行
情報共有
本庁との緊急連絡
※地元町会や自治会などへも
通知し、被害拡大を防止する
火 災 消 火
【造園業者（公園緑地課契約）】
：放水作業
庭園、公園部分に延焼が広がらない
よう、危険のない範囲で放水する。
【松戸市】
：被害状況報告・原因調査
：再発防止策
：施設の補修など
【警察 / 消防】：原因調査

資料編 2

部位の設定

部位の区分について

〇軸部はすべて基準 1 とするため、丸太桁、床柱、補強柱以外は記載を省略する。

基準の考え方について

１．基本的な考え方

〇保存修理工事報告書（以下、報告書）に基づき、当初、修理、復原、整備などの判断を行った。

〇報告書に記載されている内容が現状と異なる場合は、現状を優先し判断を行った。

〇報告書の記載については、部屋名や詳細な位置ではなく、棟ごとの記載の場合もあるため推定も含まれる。特に台所棟と玄関棟の棟区分は、報告書作成時と指定時では異なるため、棟ごとの記載の場合、明確に判断ができない場合があるが、現状や他記載内容と照らし合わせ判断を行った。

〇保存修理工事以前の工事（主に昭和 58 年の工事）についても、報告書に基づき判断を行った。

２．部位ごとの考え方

建具

〇ガラス戸は、当初は残されていないが、大正 10 年以前から建て込まれていたと考えられるものは基準 1 とし、それ以外は基準 2 とした。

中庭（玄関棟）（外部）

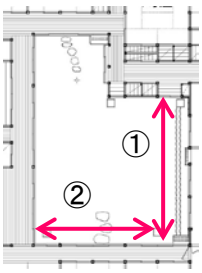

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

金物
樋：基準 2

設備類
避雷設備:基準 5

屋根
銅板：基準 2

屋根
瓦：基準 2

壁
板：基準 2

壁
上塗り：基準 2

建具（内側）
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2

壁
下見板：基準 2

造作
欄間：基準 2
ガラス：基 21

建具
ガラス戸：基準 3
ガラス：基準 3
ガラス戸腰板：基準 3

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

①

金物
樋：基準 2

屋根
瓦：基準 2

屋根
銅板：基準 2

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2

床下
換気口（無双）：基準 2

基礎
基礎石（自然石）：基準 1

②

中庭（玄関棟）（外部）

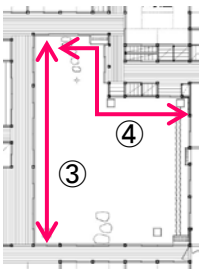
③
④

金物
樋：基準 2
屋根
銅板：基準 2
軸部
丸太桁：基準 1
造作
欄間：基準 2
ガラス：基準 2
建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
基礎
基礎石（自然石）：基準 1

③

軸部
丸太桁：基準 1
屋根
瓦：基準 2
壁
板：基準 2
屋根
銅板：基準 2
金物
樋：基準 2
壁
上塗り：基準 2
壁
下見板：基準 2
建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1
格子（木）：基準 2
建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手（木）：基準 2
基礎
基礎石（自然石）：基準 1
造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 1

④

中庭（玄関棟）（一覧）

外部 ①

部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石）	基準 1	当初か
軸組	—	—	—
屋根	瓦	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え(2 階部分を除く)
	銅板	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え(6 畳間部分のみ)
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス戸・ガラス	基準 3	平成 2～3 年に整備（旧形式に倣う）
	障子窓 −障子紙	基準 1 基準 2	当初 —
	ガラス戸腰板（雨戸あり）	—	ガラス戸と同様
	戸袋 雨戸	基準 2 基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明） 平成 2～3 年に修理（当初）
造作	欄間・ガラス	基準 2	後補
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替
設備類	避雷設備	基準 5	—

中庭（玄関棟）（一覧）

外部 ②

部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石）	基準 1	当初か
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	瓦	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
	銅板	基準 2	最終葺き替え時期不明
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	上塗り	基準 2	—
	下見板など	基準 2	—
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2	後補
	ガラス戸腰板（雨戸あり）	—	ガラス戸と同様
	戸袋 雨戸	基準 2 基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明） 平成 2～3 年に修理（当初）
造作	欄間・ガラス	基準 1	当初
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に修理
設備類	—	—	—

中庭（玄関棟）（一覧）

外部 ③

部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石）	基準 1	当初か
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	銅板	基準 2	最終葺き替え時期不明
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	—	—	—
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2	平成 2～3 年に復原
	ガラス戸腰板（雨戸なし）	—	ガラス戸と同様
造作	欄間・ガラス	基準 2	後補
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に修理
設備類	—	—	—

中庭（玄関棟）（一覧）

外部 ④

部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石）	基準 1	当初か
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	瓦	基準 2	昭和 58 年に葺き替え
	銅板	基準 2	最終葺き替え時期不明
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス戸・ガラス ガラス窓・ガラス	基準 2 基準 1	後補 当初
	ガラス戸腰板（雨戸あり）	—	ガラス戸と同様
	引手（木）	—	ガラス戸と同様
	格子（木）	基準 2	不明
	戸袋 雨戸	基準 2 基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明） 平成 2～3 年に修理（後補）
造作	欄間・ガラス	基準 1	当初
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替え
設備類	—	—	—

中庭（湯殿）（外部）

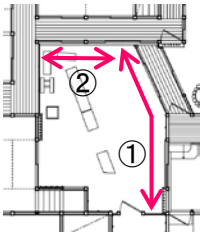

軸部
丸太桁：基準 1

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

壁
下見板：基準 2

屋根
銅板：基準 2

造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 1
格子（木）：基準 2

壁
上塗り:基準 2

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

金物
樋：基準 2

①

基礎
基礎石（自然石）：基準 1

基礎
布基礎（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 3

屋根
瓦：基準 2

屋根
銅板：基準 2

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間（板）：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手（木）：基準 2　※一部

②

基礎
基礎石（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 1

床
換気口（無双）：基準 2

中庭（湯殿）（外部）

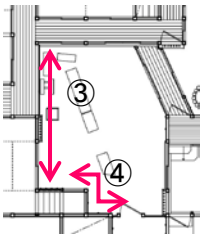

金物
樋：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2
引手金具：基準 2

壁
下見板：基準 2

屋根
銅板：基準 2

壁
上塗り:基準 2

造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

③

基礎
布基礎（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 3

基礎
基礎石（自然石）：基準 1

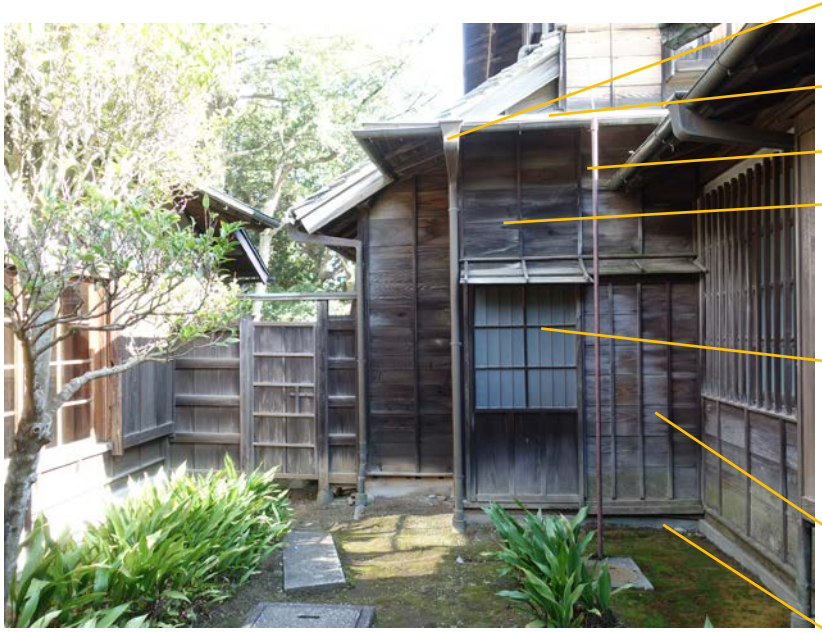

金物
樋：基準 2

屋根
銅板：基準 2

設備類
避雷設備：基準 5

壁
下見板：基準 2

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
格子（鉄）：基準 2
腰板：基準 2
引手金具：基準 2
庇（木）：基準 2

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

基礎
布基礎（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 3

④

中庭（湯殿）（一覧）

外部 ①

部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石） 布基礎（コンクリート）	基準 1 基準 3	当初か 昭和 58 年に整備
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	銅板	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス窓・ガラス	基準 1 基準 2	当初 平成 2～3 年に復原か（渡り廊下）
	戸袋 雨戸	基準 2 基準 2	平成 2～3 年に復原 平成 2～3 年に復原
造作	欄間・ガラス	基準 1	当初
	格子（木）　※欄間	基準 2	当初か
金物	樋（銅）	基準 2	昭和 58 年に修理か
設備類	—	—	—

中庭（湯殿）（一覧）

外部 ②

部位		基準	備考
基礎	基礎石（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年に整備
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	瓦	基準 2	昭和 58 年に葺き替え
	銅板	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	—	—	—
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2	大正 10 年以降（当初ではない）
	ガラス戸腰板	—	ガラス戸と同様
	引手（木） ※一部	—	ガラス戸と同様
	戸袋 ※渡り廊下を挟み北側 雨戸	基準 2 基準 2	平成 2～3 年に復原 平成 2～3 年に修理（後補）
造作	欄間・板	基準 1	当初か
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に修理か
設備類	—	—	—

中庭（湯殿）（一覧）

外部 ③

部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石） 布基礎（コンクリート）	基準 1 基準 3	当初か 昭和 58 年に整備
軸組	—	—	—
屋根	銅板	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス戸・ガラス ガラス窓・ガラス	基準 2 基準 2 基準 2	後補 平成 2～3 年に復原（東寄り） 不明
	ガラス戸腰板	—	ガラス戸と同様
	引手金具	—	ガラス戸と同様
	格子（木）	基準 2	不明
	戸袋 雨戸	基準 2 基準 2	平成 2～3 年に復原 平成 2～3 年に修理
造作	欄間・ガラス	基準 1	当初
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替
設備類	—	—	—

中庭（湯殿）（一覧）

外部 ④

部位		基準	備考
基礎	布基礎（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年に整備
軸組	—	—	—
屋根	銅板	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2	不明
	ガラス戸腰板	—	ガラス戸と同様
	引手金具	—	ガラス戸と同様
	格子（鉄）	—	ガラス戸と同様
	戸袋 雨戸	基準 2 基準 2	不明 不明
	庇（木）	基準 2	不明
造作	—	—	—
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替
設備類	避雷設備	基準 5	—

表座敷棟（外部）

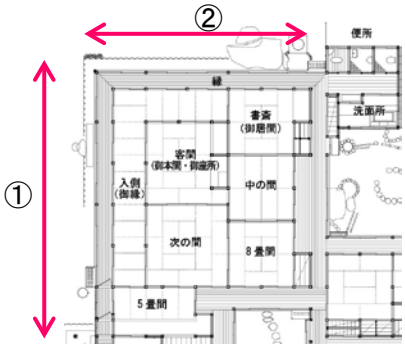

屋根
銅板：基準 2

屋根
瓦：基準 2

壁
板：基準 2

金物
樋：基準 2

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手（木）：基準 2

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2

壁
板：基準 2

①

床
換気口（無双）：基準 2

基礎
基礎石（自然石）：基準 1

基礎
基礎石（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 3

造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手（木）：基準 2

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

軸部
丸太桁：基準 1

金物
木口隠し：基準 2
隅飾：基準 2

②

基礎
基礎石（自然石）：基準 1

表座敷棟（外部）

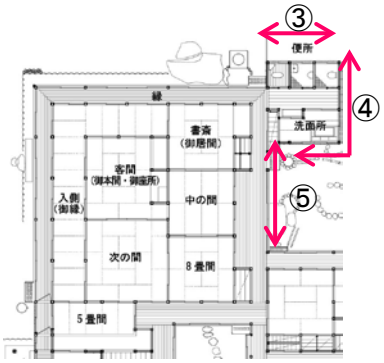

壁
下見板：基準 2

壁
上塗り：基準 2

③

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（鉄）：基準 2
庇（木）：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
庇（木）：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2

屋根
銅板：基準 2

金物
樋：基準 2

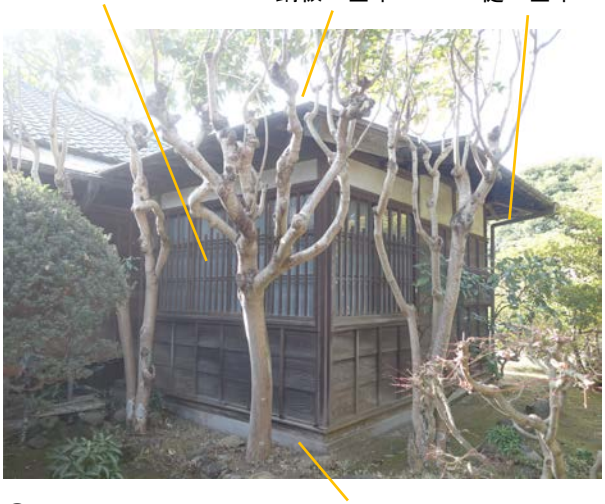

④

基礎
布基礎（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 3

屋根
瓦：基準 2

屋根
銅板：基準 2

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 1
ガラス：基準 1
腰板：基準 1

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

⑤

金物
樋：基準 2

基礎
基礎石（自然石）：基準 1

表座敷棟（内部）

客間（御本間・御座所）

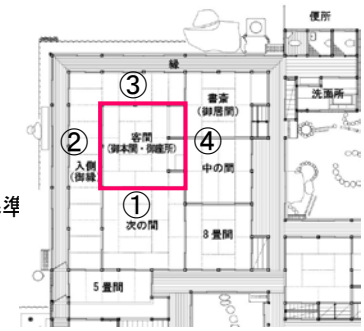

造作
欄間（透かし彫刻）：基準

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

①

展示物
QR コード：基準 5

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

②

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

③

設備類
空気管：基準 5

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

造作
落とし掛け：基準 1

軸部
床柱：基準 1

造作
雑巾摺り：基準 1

床
簀子：基準 1
畳表：基準 2

展示物
QR コード：基準 5

④

壁
上塗り：基準 2

造作
長押：基準 1

造作
無目：基準 1

造作
天袋：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

造作
地袋板：基準 1

地袋：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

造作
蹴込板：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

造作
蹴込板：基準 1

造作
地板：基準 1

表座敷棟（内部）

次の間

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

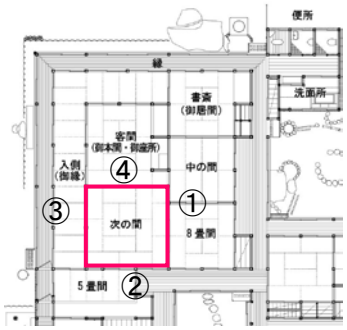

①

建具
板戸：基準 1
引手金具：基準 1

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

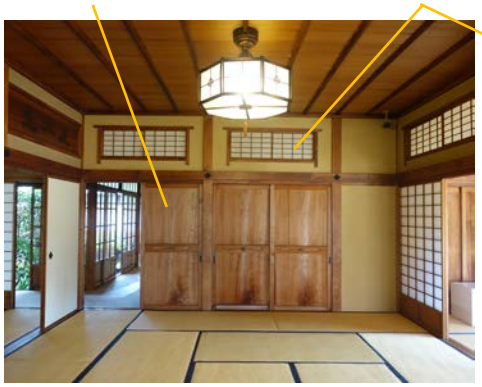

②

設備類
防犯カメラ：基準 5

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

③

壁
上塗り：基準 2

設備類
空気管：基準 5

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

造作
長押：基準 1

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

④

畳床：基準 1
畳表：基準 2

表座敷棟（内部）

書斎（御居間）

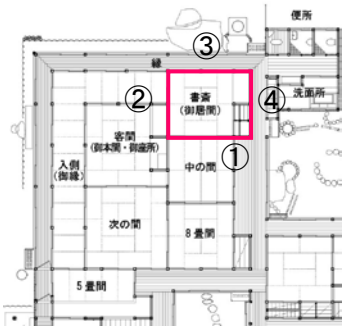

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

①

建具
襖戸：基準 1　※裏側は板戸
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

②

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
ガラス：基準 1
腰板：基準 1

③

設備類
空気管：基準 5

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

金具
蚊帳を吊るための金具
（四隅）：基準 1

造作
無目：基準 1

軸部
床柱：基準 1

造作
地袋板：基準 1

造作
地袋板戸：基準 1
引手金具：基準 1

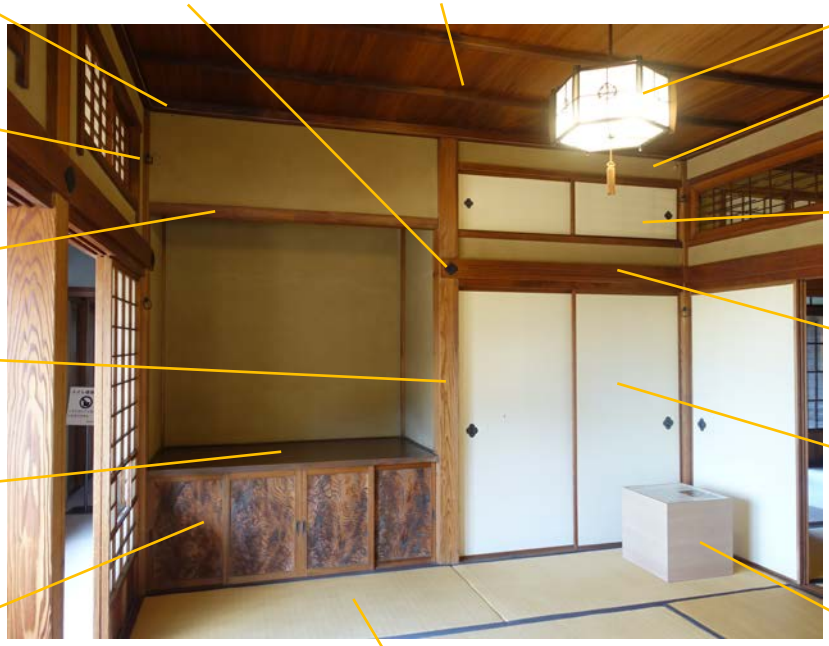

④

畳床：基準 1
畳表：基準 2

壁
上塗り：基準 2

造作
天袋：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

造作
長押：基準 1

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

展示物
解説板：基準 5

表座敷棟（内部）

中の間

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

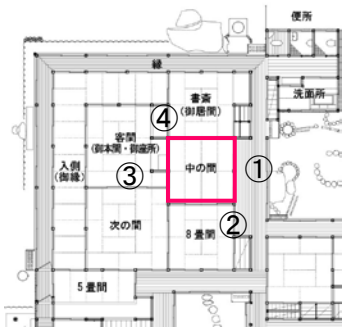

①

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

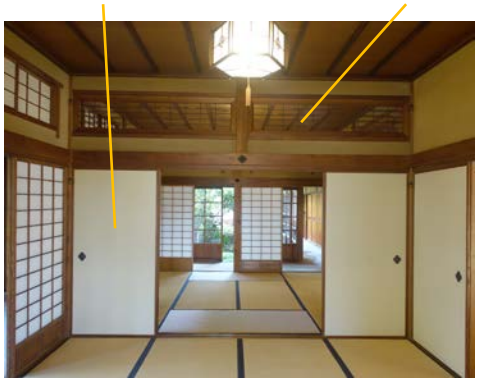

②

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

③

壁
上塗り：基準 2

設備類
空気管：基準 5

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

造作
長押：基準 1

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

④

畳床：基準 1
畳表：基準 2

表座敷棟（内部）

8 畳間

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

①

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

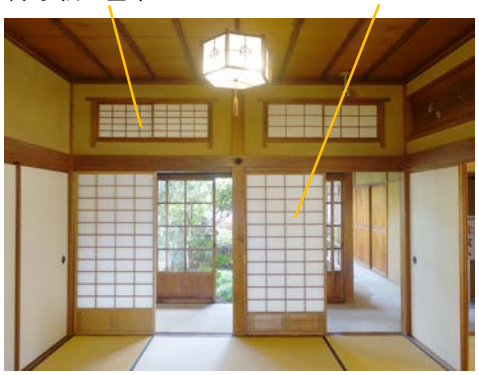

②

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

③

設備類
防犯カメラ：基準 5

設備類
空気管：基準 5

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

壁
上塗り：基準 1

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

造作
長押：基準 1

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

④

畳床：基準 1
畳表：基準 2

表座敷棟（内部）

入側（御縁）

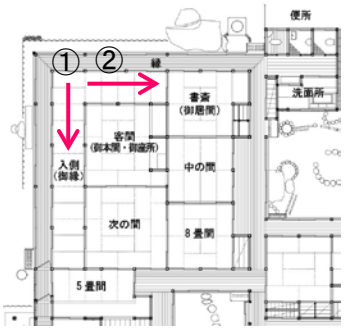

設備類
照明器具：基準 3

造作
長押：基準 1

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

展示物
解説板：基準 5

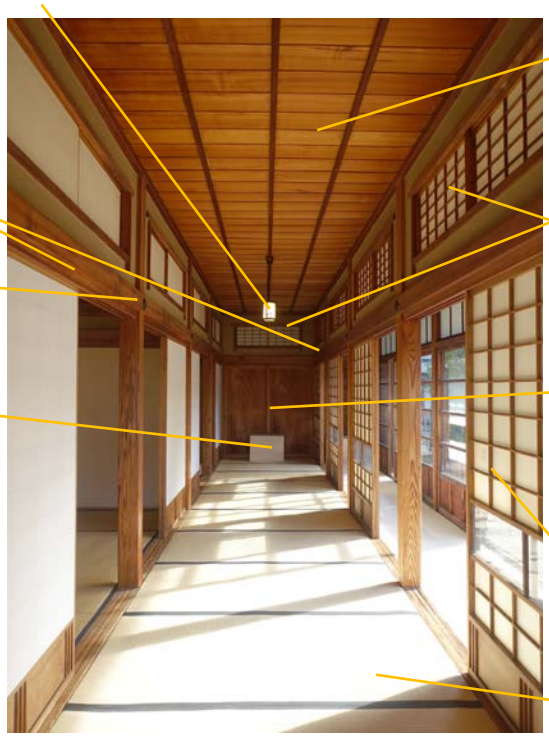

天井
板・竿縁：基準 1

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1

建具
障子戸：基準 1
ガラス：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

①

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

展示物
解説板：基準 5

建具
板戸：基準 1　※裏側は襖戸
引手金具：基準 1

②

表座敷棟（内部）

縁

設備類
照明器具：基準 3

造作
長押：基準 1

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

建具
板戸：基準 1

展示物
解説板：基準 5

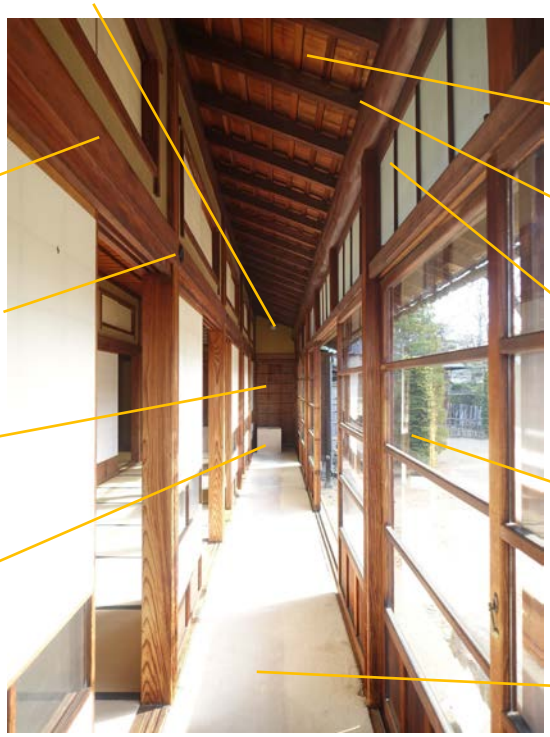

天井
化粧軒裏：基準 1

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間（ガラス）：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手（木）：基準 2

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

①

設備類
感知器：基準 5

造作
欄間（ガラス）：基準 2
ガラス：基準 2

設備類
表示：基準 5
消火器：基準 5

展示物
表示：基準 5

軸部
丸太桁：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

建具（根太）
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1

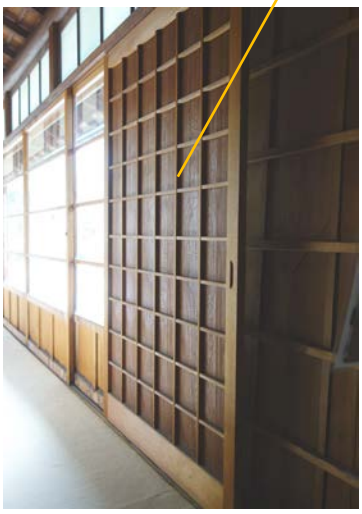

②

③

表座敷棟（内部）

便所

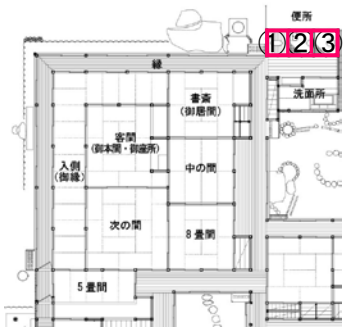

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（鉄）：基準 2　※上部の窓のみ

床
板：基準 2

①

その他
便器など:基準 4

その他
使用防止措置：基準 5

壁
タイル：基準 4

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（鉄）：基準 2

その他
表示：基準 5

床
タイル：基準 4

②

その他
洗面・便器：基準 4

建具
ガラス：基準 2

②と③の間の壁

天井
板・竿縁：基準 1

天井
換気口：基準 1

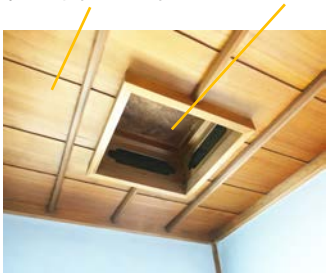

天井

壁
タイル：基準 4

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（鉄）：基準 2　※西側のみ

その他
便器など：基準 4

床
タイル：基準 4

③

設備類
照明器具：基準 3

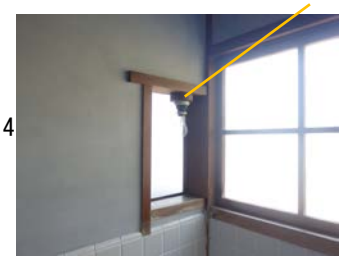

②と③の間の壁

天井
板・竿縁：基準 1

天井
換気口：基準 1

天井

表座敷棟（内部）

廊下

造作
欄間（ガラス）：基準 2
ガラス：基準 2

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
感知器：基準 5

壁
上塗り：基準 2

設備類
スイッチ:基準 5

建具
板戸（便所）：基準 2
引手（木）：基準 2　※奥・中央
引手金具：基準 2　※手前

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

①

造作
蛇口：基準 2

造作
洗面（銅板）：基準 2

建具
板戸：基準 2
引手金具：基準 2

②

表座敷棟（内部）

洗面所　※大正 10 年以降の増築のため基準 1 はなし

設備類
スイッチ：基準 5

①

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2

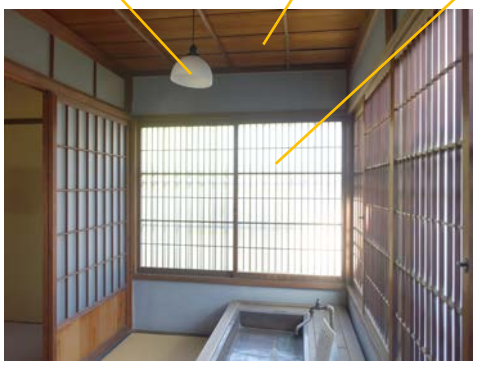

②

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

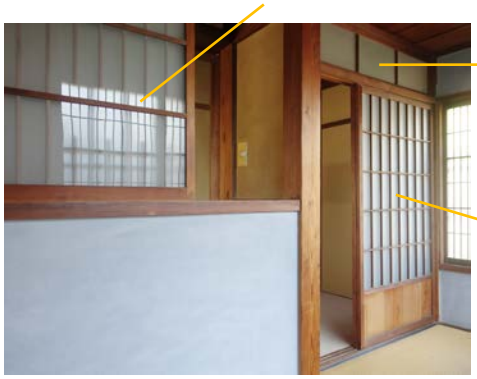

造作
欄間（ガラス）：基準 2
ガラス：基準 2

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手（木）：基準 2

③

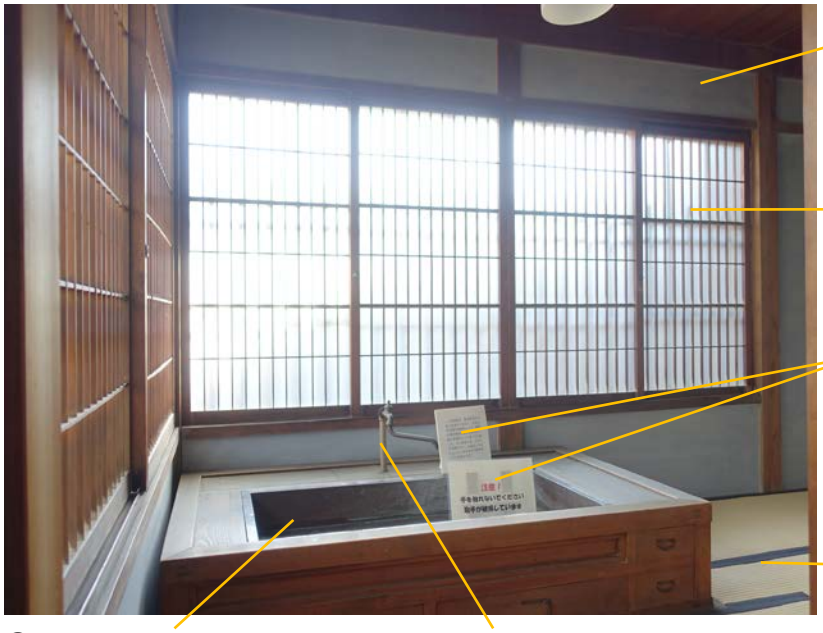

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2

展示物
表示・解説板など：基準 5

畳床：基準 2
畳表：基準 2

④

造作
洗面（銅板・木）：基準 2

造作
蛇口：基準 2

表座敷棟（内部）

廊下

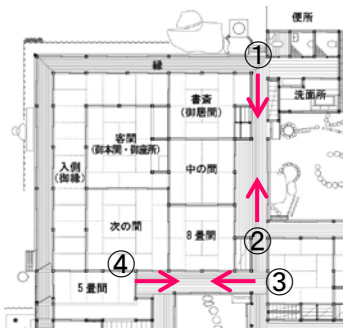

造作
長押：基準 1

造作
長押：基準 1

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

建具
板戸：基準 2
引手金具：基準 2

壁
上塗り：基準 2

天井
板・竿縁：基準 1

天井
化粧軒裏：基準 1

①

②

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間（ガラス）：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 1
ガラス：基準 1
腰板：基準 1

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

設備類
感知器：基準 5

設備類
照明器具：基準 3

設備類
感知器：基準 5

建具
板戸：基準 2
引手（木）：基準 2

③

造作
長押：基準 1

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

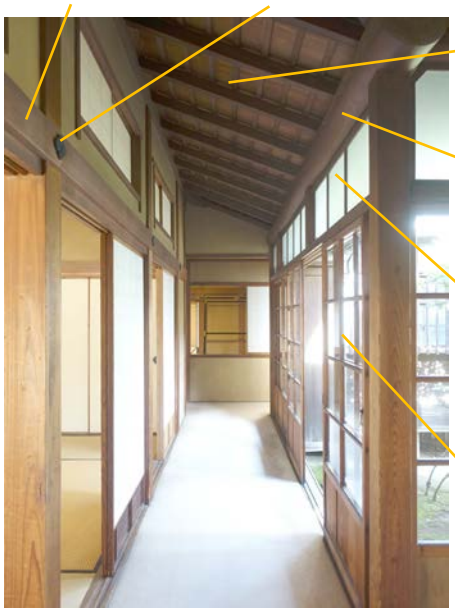

④

天井
化粧軒裏：基準 1

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間（ガラス）：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手（木）：基準 2

表座敷棟（内部）

5 畳間・東側の空間・廊下

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
感知器：基準 5

設備類
照明器具：基準 5

壁
板：基準 2

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

①

設備類
感知器：基準 5

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手（木）：基準 2

②

壁
上塗り：基準 2

建具
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1 ※左
引手金具：基準 1 ※右

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

③

天井
化粧軒裏：基準 1

建具
板戸：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

壁
板：基準 2

④

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

⑤

表座敷棟（一覧）

外部

部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石）	基準 1	当初か
	基礎石（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年または平成 2～3 年の修理
	布基礎（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年に整備
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	瓦	基準 2	昭和 58 年に葺き替え
	銅板（縁庇）	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え（北面のみ）
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス戸・ガラス	基準 1	大正 10 年以前（北面、当初ではない）
		基準 2	昭和 58 年に取替（南西面）
		基準 2	大正 10 年以降または平成 2～3 年に取替（その他）
	ガラス窓・ガラス	基準 2	大正 10 年以降または平成 2～3 年に取替
	ガラス戸腰板（雨戸あり）	—	ガラス戸と同様
	引手（木）　※ガラス戸	基準 2	昭和 58 年に取替（南西面）
	格子（木）	基準 2	不明
	格子（鉄）	基準 2	不明
	戸袋	基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明）
	雨戸	基準 2	平成 2～3 年に修理（後補）
	庇（木）※便所	基準 2	不明
造作	欄間・ガラス　※側廻のみ	基準 1	当初
金物	樋（銅）	基準 2	昭和 58 年に修理か
	木口隠し、隅飾	基準 2	当初か
設備類	—	—	—
その他	—	—	—

※洗面所は大正 10 年以降の増築のため基準 1 はなし

表座敷棟（一覧）

内部

部位		基準	備考
軸部	丸太桁	基準 1	当初
	床柱	基準 1	当初
床	板　※便所を除く	基準 1	当初
	畳床 簀子　※客間・床 畳表	基準 1 基準 1 基準 2	平成 2～3 年に取替 不明 平成 2～3 年に取替
	絨毯	基準 4	昭和 58 年以降
	タイル　※便所	基準 4	不明
天井	板・竿縁 化粧軒裏 換気口　※便所	基準 1 基準 1 基準 1	当初 当初 不明
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	板	基準 2	平成 2～3 年に修理
	タイル　※便所	基準 4	不明
建具	ガラス戸・ガラス ガラス窓・ガラス ※洗面所と 5 畳間のみ	基準 2 基準 2	不明 不明
	障子戸 　-ガラス 　-障子紙	基準 1 基準 1 基準 2	当初 当初 —
	襖戸 　-襖紙	基準 1 基準 2	当初 昭和 58 年にすべて貼替
	ガラス戸・障子戸腰板（内部）	—	ガラス戸・障子戸と同様
	板戸（根杢）※戸袋内側 板戸　※次の間、入側 板戸　※上記以外	基準 1 基準 1 基準 2	当初 当初 不明
	【引手金具】 襖戸 板戸 ※二の間、入側北端、天袋、便所中央・奥)、北側廊下、東側廊下 【引手（木)】 板戸 ※入側東端、戸袋内側、便所手前、廊下洗面)、洗面所、5 畳間	—	襖戸・板戸と同様

表座敷棟（一覧）

造作	欄間（透かし彫刻）		基準 1	当初
	欄間（障子） 　-障子紙		基準 1 基準 2	当初 —
	欄間（ガラス）※便所を除く		基準 1	当初
	長押		基準 1	当初
	蛇口、洗面（銅板・木）		基準 2	大正 10 年以降の増築
	床まわり	無目	基準 1	当初
		落とし掛け	基準 1	当初
		蹴込板	基準 1	当初
		雑巾摺り	基準 1	当初
		天袋	基準 1	当初
		-襖紙	基準 2	不明
		地袋	基準 1	当初
		-襖紙	基準 2	不明
		地袋板戸	基準 1	当初
		地袋板	基準 1	当初
		地板	基準 1	当初
		引手金具	基準 1	当初
金具	釘隠し（代替品） 蚊帳を吊るための金具		基準 3 基準 1	平成 30 年以降 不明
設備類	照明器具 ※5 畳間を除く 照明器具 ※5 畳間		基準 3 基準 5	平成 2～3 年に整備 —
	空気管、感知器、スイッチ、防犯カメラ、消火器、表示（消火器）		基準 5	—
展示物	QR コード、解説板、表示（注意喚起）		基準 5	—
その他	便器、洗面など、使用防止措置　※便所		基準 5	不明

※洗面所は大正 10 年以降の増築のため基準 1 はなし

中座敷棟（外部）

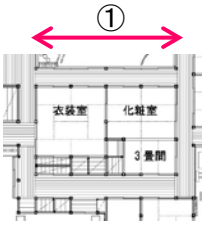

屋根
瓦：基準 2

屋根
銅板：基準 2

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 1

金物
樋：基準 2

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手（木）：基準 2

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

①
基礎
基礎石（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 3

基礎
基礎石（自然石）：基準 1

衣装室

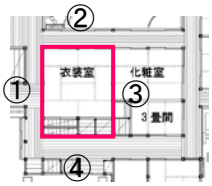

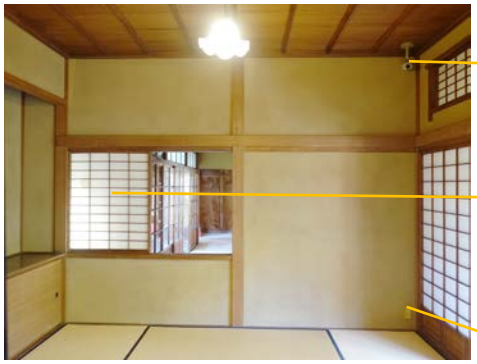

設備類
防犯カメラ：基準 5

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2

設備類
コンセント：基準 5

①

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

②

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

展示物
解説板：基準 5

展示物
衣文掛け：基準 4

③

壁
上塗り：基準 2

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

造作
長押：基準 1

造作
無目：基準 1

軸部
床柱：基準 1

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

造作
地袋板：基準 1

造作
地袋：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

④

中座敷棟（内部）

化粧室

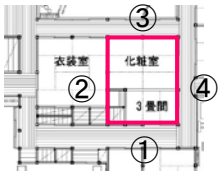

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

展示関係
テレビ：基準 5

その他
水屋　全て基準 3

①

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

②

③

天井
板・竿縁：基準 1

壁
上塗り：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

④

廊下（西側）

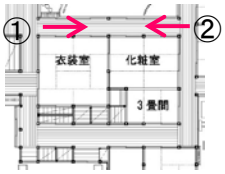

軸部
丸太桁：基準 1

天井
化粧軒裏：基準 1

造作
欄間（ガラス）：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2

展示物
表示：基準 5

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

①

設備類
照明器具：基準 3

軸部
丸太桁：基準 1

壁
上塗り：基準 2

②

中座敷棟（一覧）

外部

部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石） 基礎石（コンクリート）	基準 1 基準 3	当初か 昭和 58 年または平成 2～3 年の修理
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	瓦	基準 2	昭和 58 年に葺き替え
	銅板（縁庇）	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え（西面のみ）
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	—	—	—
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2	大正 10 年以降
	ガラス戸腰板（雨戸あり）	—	ガラス戸と同様
	引手金具	—	ガラス戸と同様
	戸袋 雨戸	基準 2 基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明） 平成 2～3 年に修理（後補）
造作	欄間・ガラス	基準 1	当初
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替
設備類	—	—	—
その他	—	—	—

中座敷棟（一覧）

内部

部位			基準	備考
軸部	丸太桁		基準 1	当初
	床柱		基準 1	当初
床	板		基準 1	当初
	畳床 畳表		基準 1 基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明） 平成 2～3 年に修理
	絨毯		基準 4	昭和 58 年以降
天井	板・竿縁 化粧軒裏		基準 1 基準 1	当初 当初
壁	上塗り		基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	障子戸・窓 　-障子紙		基準 1 基準 2	当初 —
	襖戸 　-襖紙		基準 1 基準 2	当初 昭和 58 年にすべて貼替
	障子戸腰板		—	障子戸と同様
	欄間（障子） 　-障子紙		基準 1 基準 2	当初 —
	引手金具		—	襖戸と同様
造作	長押		基準 1	当初
	水屋		基準 3	平成 29 年以降の整備
	床まわり	無目 地袋 　-襖紙 地袋板 引手金具	基準 1 基準 1 基準 2 基準 1 基準 1	当初 当初か 不明 当初 当初か
金具	—		—	—
設備類	照明器具		基準 3	平成 2～3 年に整備
	防犯カメラ、コンセント		基準 5	—
展示物	衣文掛け		基準 4	—
	解説板、テレビ、表示（案内）		基準 5	—
その他	水屋		基準 3	昭和 29 年以降に整備

奥座敷棟（外部）

金物
樋：基準 2

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

屋根
銅板：基準 2

屋根
瓦：基準 2

軸部
丸太桁：基準 1

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

壁
上塗り:基準 2

壁
下見板：基準 2

造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 2

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2

①

基礎
基礎石（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 1

床
換気口（無双）：基準 2

屋根
銅板：基準 2

軸部
丸太桁：基準 1

壁
上塗り:基準 2

壁
下見板：基準 1

設備類
避雷設備：基準 5

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2
円窓：基準 1
雨戸：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（鉄）：基準 2

②

奥座敷棟（内部）

座敷

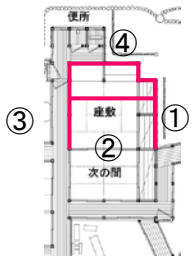

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

①

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

設備類
感知器：基準 5

②

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

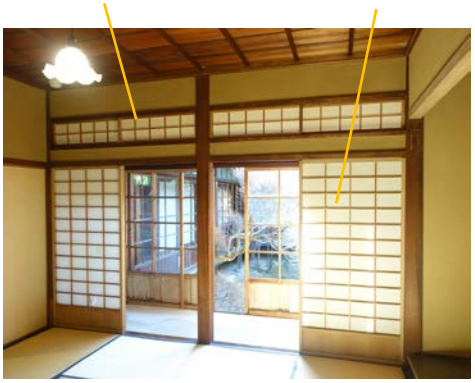

③

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
空気管：基準 5

造作
落とし掛け：基準 1

軸部
床柱：基準 1

造作
雑巾摺り：基準 1

造作
床板：基準 1

造作
蹴込板：基準 1

展示物
解説板：基準 5

④

壁
上塗り：基準 2

造作
無目：基準 1

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
円窓：基準 1

造作
地袋板：基準 1

造作
地袋板戸：基準 1
引手（木）：基準 1

造作
地板：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

奥座敷棟（内部）

次の間

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

①

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

設備類
防犯カメラ：基準 5

②

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

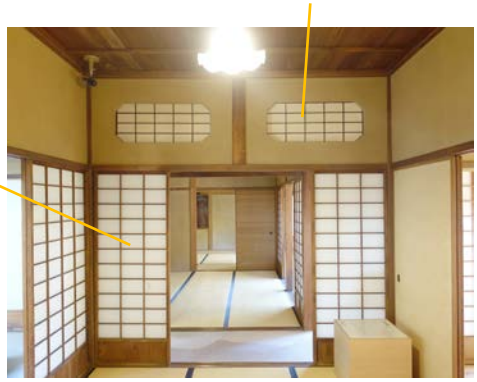

③

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

壁
上塗り：基準 2

展示物
解説板：基準 5

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

④

奥座敷棟（内部）

廊下

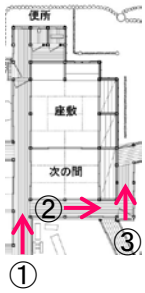

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

造作
欄間（ガラス）：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

①

建具
板戸（戸袋）：基準 1
※外部
戸袋：基準 2
雨戸：基準 1

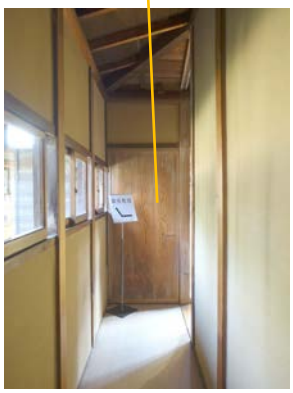

天井
化粧軒裏：基準 1

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間（板）：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手（木）　※一部

②

設備類
感知器：基準 5

設備類
照明器具：基準 3

展示物
表示：基準 5

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

③

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

奥座敷棟（内部）

便所

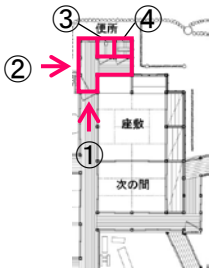

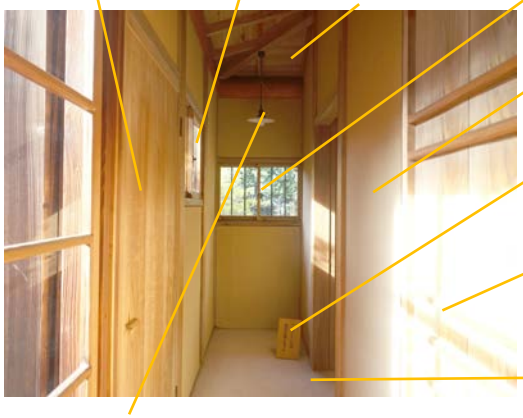

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（鉄）：基準 2

建具
板戸（戸袋）：基準 1

天井
化粧軒裏：基準 1

壁
上塗り：基準 2

展示物
表示（注意喚起）：基準 5

建具
板戸：基準 1

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

設備類
照明器具：基準 3

①

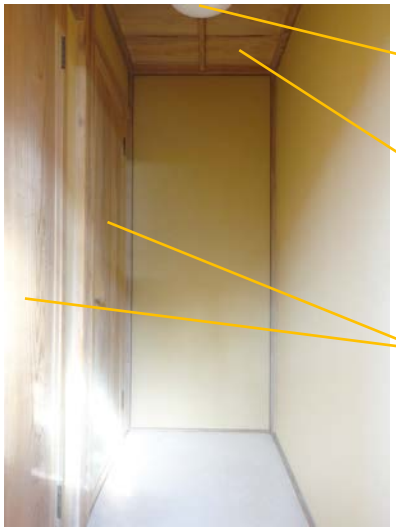

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

建具
板戸：基準 1

②

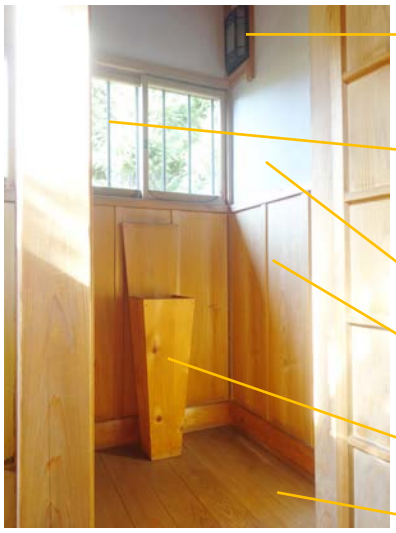

設備類
照明器具：基準 3

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（鉄）：基準 2

壁
上塗り：基準 2

壁
板：基準 2

その他
便器（復原）：基準 1

床
板：基準 1

③

④　※同左

奥座敷棟（一覧）

外部　※便所、床、床脇は復原

部位		基準	備考
基礎	基礎石（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年に整備
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	瓦	基準 2	昭和 58 年に葺き替え
	銅板（縁庇）	基準 2 基準 2	平成 2～3 年に葺き替え（南面のみ） 平成 2～3 年に復原（便所）
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理 平成 2～3 年に復原（便所）
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理 平成 2～3 年に復原（便所）
建具	ガラス戸・ガラス ガラス窓・ガラス	基準 2 基準 2	大正 10 年以降 平成 2～3 年に復原（便所）
	障子窓 　-障子紙	基準 1 基準 2	平成 2～3 年に復原（床脇） 平成 2～3 年に復原（床脇）
	ガラス戸腰板（雨戸あり）	—	ガラス戸と同様
	戸袋 雨戸	基準 2 基準 2 基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明） 平成 2～3 年に復原（北東隅） 平成 2～3 年に修理（後補） 平成 2～3 年に復原（床脇）
	格子（鉄）	基準 2	平成 2～3 年に復原（便所）
	円窓	基準 1	平成 2～3 年に復原（床脇）
造作	欄間・ガラス 欄間・板	基準 1 基準 1	当初 当初か
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替 平成 2～3 年に整備（便所）
設備類	避雷設備	基準 5	—
その他	—	—	—

奥座敷棟（一覧）

内部　　※便所、床、床脇は復原

部位			基準	備考
軸部	丸太桁		基準 1	当初
	床柱		基準 1	平成 2～3 年に復原
床	板		基準 1 基準 1	当初 平成 2～3 年に復原（便所）
	畳床 畳表		基準 1 基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明） 平成 2～3 年に修理
	絨毯		基準 4	昭和 58 年以降
天井	板・竿縁 化粧軒裏		基準 1 基準 1 基準 1 基準 1	当初 平成 2～3 年に復原（便所） 当初 平成 2～3 年に復原（北東廊下）
壁	上塗り		基準 2 基準 2	平成 2～3 年に修理 平成 2～3 年に復原（便所）
	板		基準 2 基準 2	平成 2～3 年に修理 平成 2～3 年に復原（便所）
建具	ガラス戸・ガラス ガラス窓・ガラス		基準 2 基準 2	大正 10 年以降 平成 2～3 年に復原（便所、北東廊下）
	障子戸・窓 　-障子紙		基準 1 基準 2	当初または平成 2～3 年に復原 —
	襖戸 　-襖紙		基準 1 基準 2	当初または平成 2～3 年に復原 昭和 58 年にすべて貼替
	ガラス戸・障子戸腰板（内部）		—	ガラス戸・障子戸と同様
	板戸 板戸（戸袋）		基準 1 基準 1	平成 2～3 年に復原（便所） 平成 2～3 年に復原
	引手金具		—	襖戸と同様
造作	欄間（障子） 　-障子紙		基準 1 基準 2	当初または平成 2～3 年に復原 —
	床まわり	無目	基準 1	平成 2～3 年に復原
		落とし掛け	基準 1	平成 2～3 年に復原
		床板	基準 1	平成 2～3 年に復原
		蹴込板	基準 1	平成 2～3 年に復原
		雑巾摺り	基準 1	平成 2～3 年に復原
		地袋板戸	基準 1	平成 2～3 年に復原
		地袋板	基準 1	平成 2～3 年に復原
		地板	基準 1	平成 2～3 年に復原
		引手（木）	基準 1	平成 2～3 年に復原
金具	—		—	—

奥座敷棟（一覧）

設備類	照明器具	基準 3	平成 2～3 年に整備
	感知器、空気管、防犯カメラ	基準 5	—
展示物	解説板、表示（案内、注意喚起）	基準 5	—
その他	便器	基準 1	平成 2～3 年に復原

離座敷棟（外部）

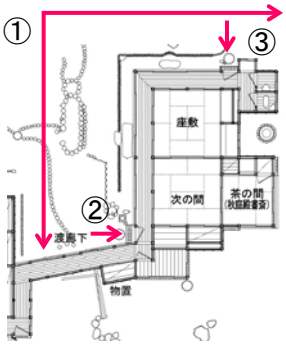

軸部
丸太桁：基準 1

屋根
銅板：基準 2

屋根
瓦：基準 2

壁
板：基準 2

金物
樋：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

壁
上塗り：基準 2

壁
板：基準 2

建具
戸袋（根杢）：基準 1
雨戸：基準 2

造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 1
ガラス：基準 1
腰板：基準 1

建具
戸袋（根杢）：基準 1
雨戸：基準 2

床下
換気口（無双）：基準 2

①

建具
ガラス戸：基準 1
ガラス：基準 1
腰板：基準 1

金具
木口隠し：基準 2
隅飾：基準 2

基礎
基礎石（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 3

基礎
基礎石（自然石）：基準 1

②南側の戸袋（根杢）

③西側の戸袋（根杢）

離座敷棟（外部）

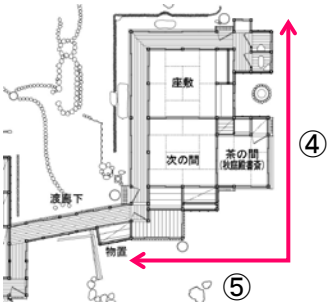

屋根
瓦：基準 2

屋根
銅板：基準 2

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2
円窓：基準 1
雨戸：基準 2

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

その他
台：基準 1

④

壁
換気口：基準 2

基礎
布基礎（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 3

金物
樋（銅）：基準 2

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（鉄）：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
庇（木）：基準 2

壁
下見板：基準 2

屋根
瓦（新）：基準 2

屋根
瓦：基準 2

屋根
銅板：基準 2

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2

金物
樋（銅）：基準 2

⑤

設備類
防犯センサー：基準 5

設備類
避雷設備：基準 5

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

壁
下見板：基準 2

基礎
布基礎（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 3

離座敷棟（外部）

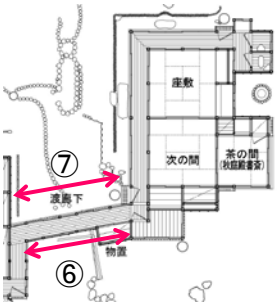

屋根
銅板：基準 2

壁
下見板：基準 2

屋根（庇）
銅板：基準 2

基礎
基礎石（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 3

⑥

軸部
丸太桁：基準 1

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2

壁
下見板：基準 2

⑦

基礎
基礎石（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 3

離座敷棟（内部）

座敷

設備類
感知器：基準 5

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

①

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
障子戸：基準 2
ガラス：基準 2
障子紙：基準 2
腰板：基準 2

②　③

設備類
空気管：基準 5

金具
釘隠し（代替品）：基準 3

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

造作
落とし掛け：基準 1

軸部
床柱：基準 1

造作
雑巾摺り：基準 1

造作
床板：基準 1

造作
蹴込板：基準 1

④

壁
上塗り：基準 2

造作
長押：基準 1

造作
無目：基準 1

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2
円窓：基準 1

造作
地袋板：基準 1

建具
地袋板戸：基準 1
引手金具：基準 1

造作
地板：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

離座敷棟（内部）

次の間

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

①

設備類
感知器：基準 5
防犯カメラ：基準 5

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
障子戸：基準 2
ガラス：基準 2
障子紙：基準 2
腰板：基準 2

②

展示物
解説板：基準 5

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

③

壁
上塗り：基準 2

設備類
空気管：基準 5

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

造作
長押：基準 1

金具
釘隠し（代替品）：基準 3

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

④

畳床：基準 1
畳表：基準 2

離座敷棟（内部）

茶の間（秋庭殿書斎）

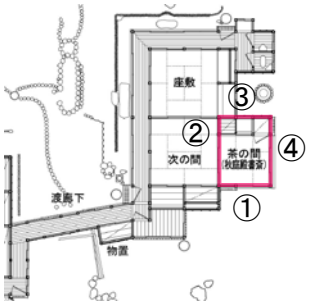

建具
障子窓：基準１
障子紙：基準２

①

全て基準３
※④青枠内

建具
障子戸：基準１
障子紙：基準２
襖紙：基準２
引手金具：基準１

造作
欄間（透かし彫刻）：基準１

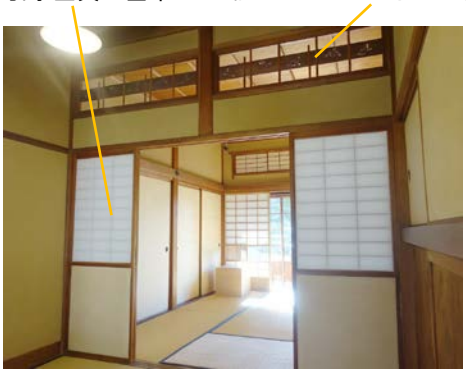

②

建具
板戸：基準１
引手金具：基準１

造作
襖：基準１
襖紙：基準２
引手金具：基準１

建具
襖戸：基準１
襖紙：基準２
引手金具：基準１

③

壁
上塗り：基準２

設備類
照明器具：基準３

設備類
感知器：基準５

天井
板（一枚物）：基準１
縁：基準１

建具
障子窓：基準１
障子紙：基準２

④

畳床：基準１
畳表：基準２

離座敷棟（内部）

廊下

造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 1
ガラス：基準 1
腰板：基準 1

天井
化粧軒裏：基準 1

軸部
丸太桁：基準 1

設備類
発信機：基準 5

設備類
感知器：基準 5

設備類
スイッチ:基準 5

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

建具
板戸（戸袋）：基準 1

①

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 1
ガラス：基準 1
腰板：基準 1

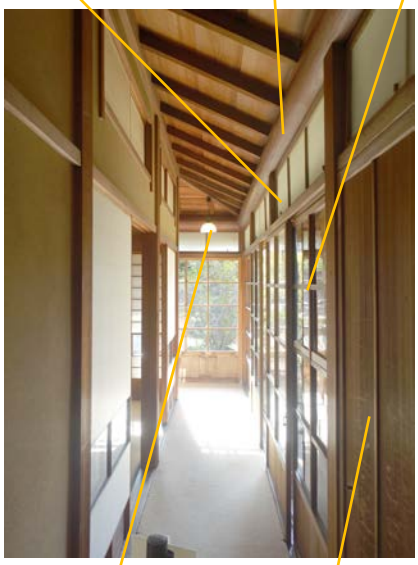

②

設備類
照明器具：基準 3

建具
板戸（戸袋）：基準 1

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2

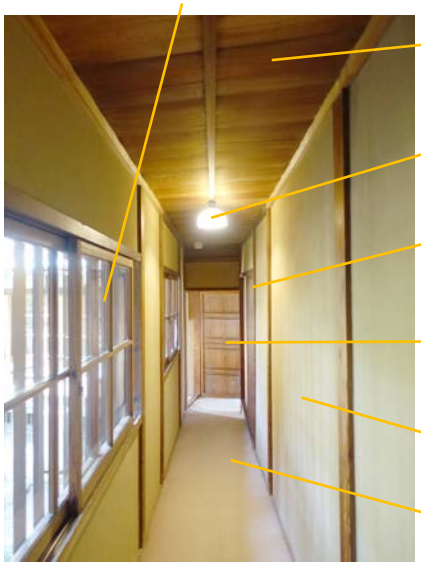

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

建具
板戸（物置）：基準 1
引手金具：基準 1

建具
板戸：基準 1

壁
上塗り：基準 2

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

③

離座敷棟（内部）

天井
板・竿縁：基準 1

建具
板戸：基準 1

設備類
スイッチ：基準 5

設備類
消火器：基準 5

展示物
クイズ：基準 5

①

設備類
照明器具：基準 3

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2

壁
上塗り：基準 2

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

②

離座敷棟（内部）

便所

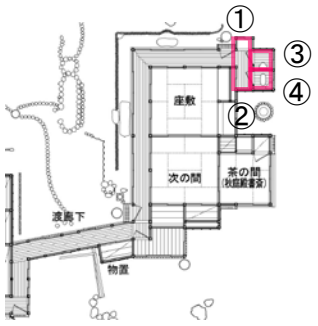

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

壁
板：基準 1

その他
天板：基準 1

建具
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

①

天井
板・竿縁：基準 1

建具
板戸：基準 1
引手金具：基準 1

②

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（鉄）：基準 2

壁
板：基準 1

その他
表示：基準 5

その他
便器：基準 4

床
板：基準 1

③

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

④　※同左

離座敷棟（一覧）

外部

部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石）	基準 1	当初か
	基礎石（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年または平成 2～3 年の修理
	布基礎（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年に整備
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	瓦	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
		基準 2	平成 2～3 年に復原（次の間東側の空間）
	銅板	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
		基準 2	平成2～3年に復原（便所、茶の間東面、物置）
床	換気口（無双）	基準 2	不明
	換気口	基準 2	不明
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理または復原
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理または復原
建具	ガラス戸・ガラス	基準 1	大正10年以前（南西面、当初ではない）
	ガラス窓・ガラス	基準 2	平成2～3年に復原（手洗い、渡り廊下、次の間東側の空間）
	障子窓	基準 1	平成 2～3 年に復原
	-障子紙	基準 2	—
	ガラス戸腰板（雨戸あり）	—	ガラス戸と同様
	戸袋（根杢）	基準 1	当初（南西面）
	戸袋	基準 2	当初か（北面）
		基準 2	平成 2～3 年に復原（東面）
	雨戸	基準 2	戸袋と同様
	格子（木）	基準 2	平成 2～3 年に復原
	格子（鉄）	基準 2	平成 2～3 年に修理または復原
	庇（木）	基準 2	不明
	円窓	基準 1	当初か
造作	欄間・ガラス	基準 1	当初
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替
	木口隠し、隅飾	基準 2	当初か
設備類	避雷設備、防犯センサー	基準 5	—
その他	台	基準 1	当初か（用途不明）

内部

部位			基準	備考
軸部	丸太桁		基準 1	当初
	床柱		基準 1	当初
床	板		基準 1 基準 1	当初 平成 2～3 年に復原（次の間東側の空間）
	畳床 畳表		基準 1 基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明） 平成 2～3 年に修理
	絨毯		基準 4	昭和 58 年以降
天井	天井板・縁（一枚物） 板・竿縁 化粧軒裏		基準 1 基準 1 基準 1 基準 1 基準 1	当初 当初 後補（渡り廊下） 平成 2～3 年に復原（次の間東側の空間） 当初
壁	上塗り		基準 2	平成 2～3 年に修理または復原
	板		基準 2	平成 2～3 年に修理または復原
建具	障子戸 　-ガラス 　-障子紙		基準 2 基準 2 基準 2	不明（当初ではない、茶の間と次の間境は当初か） 不明（当初ではない） —
	襖戸 　-襖紙		基準 1 基準 2	当初 昭和 58 年にすべて貼替
	障子戸腰板		—	障子戸と同様
	板戸 板戸（戸袋）		基準 1 基準 1 基準 1 基準 1	当初（茶の間押入れ下段） 復原（渡り廊下の物置、次の間東側の空間） 当初か（上記以外） 当初か
	引手金具 襖戸 板戸 ※渡り廊下の物置、便所廊下 障子戸 ※次の間と茶の間の境		基準 1	襖戸・板戸・障子戸と同様
造作	欄間（透かし彫刻）		基準 1	当初
	欄間（障子） 　-障子紙		基準 1 基準 2	当初 —
	水屋		基準 3	平成 29 年以降の整備
	床まわり	長押 無目 落とし掛け 床板	基準 1 基準 1 基準 1 基準 1	当初 当初 当初 当初

		蹴込板 雑巾摺り 地袋板戸 地袋板 地板 引手金具	基準 1 基準 1 基準 1 基準 1 基準 1 基準 1	当初 当初 当初 当初 当初 当初
金具	釘隠し（代替品）		基準 3	平成30 年以降（離座敷棟は当初と形が異なる）
設備類	照明器具		基準 3	平成 2～3 年に整備
	空気管、感知器、発信機、スイッチ、防犯カメラ		基準 5	―
展示物	解説板		基準 5	―
その他	天板　※手洗い		基準 1	平成 2～3 年に復原
	便器		基準 3	―
	表示		基準 5	―

玄関棟（外部）

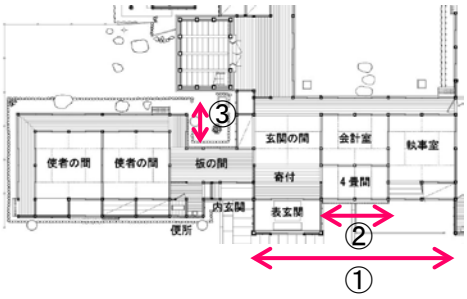

壁
上塗り：基準 2

屋根
銅板：基準 2

屋根
瓦：基準 2

金物
樋：基準 2

壁
板：基準 1

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1
格子（木）：基準 2
庇（木）：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子：基準 2

壁
下見板：基準 2

基礎
布基礎（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 3

①

設備類
室外機：基準 5

建具
障子窓：基準 1
障子：基準 2
格子（木）：基準 2
庇（木）：基準 2

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

②

③

金物
樋：基準 2

屋根
銅板：基準 2

壁
上塗り：基準 2

壁
下見板：基準 2

設備類
避雷設備：基準 5

基礎
基礎石（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 3

玄関棟（内部）

表玄関

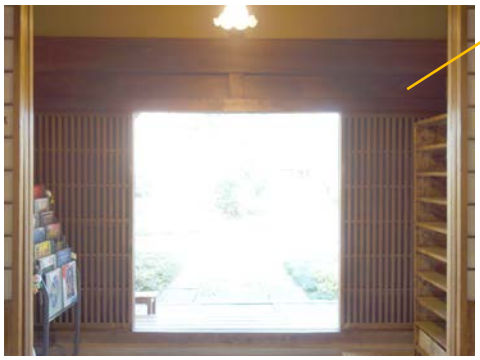

壁
板：基準 1

天井
板・竿縁：基準 1

①　　天井

壁
板：基準 2

展示物
配架設備:基準 5

その他
下駄箱：基準 5

②　　③

壁
上塗り：基準 2

設備類
照明器具：基準 3

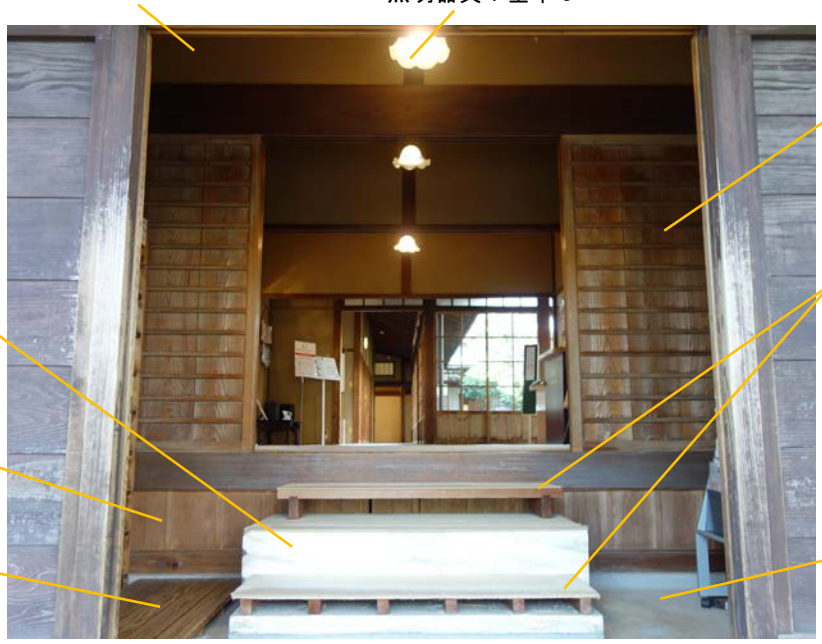

建具
板戸：基準 1

その他
絨毯：基準 4

その他
踏台：基準 5

壁
板：基準 2

その他
簀子：基準 5

床
土間：基準 1

④

玄関棟（内部）

寄付・玄関の間

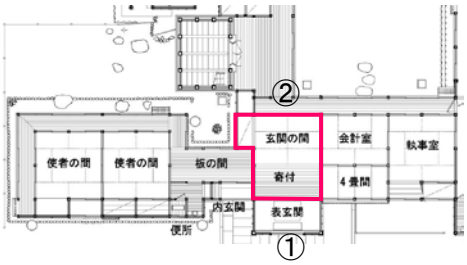

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

壁
上塗り：基準 2

展示物
パネルなど：基準 5

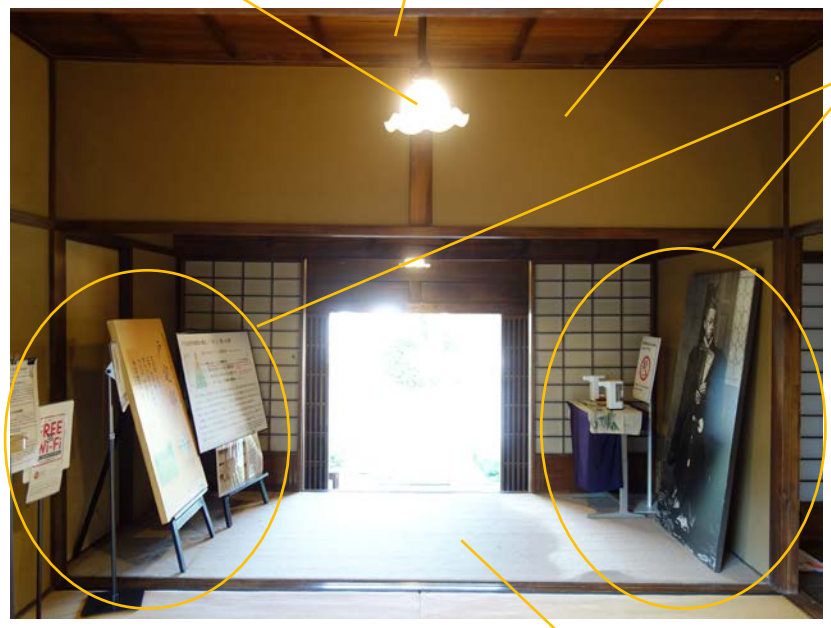

①

畳床：基準 1
畳表：基準 2
絨毯：基準 4

展示物・物販
解説版など：基準 5

展示物
受付：基準 5

②

畳床：基準 1
畳表：基準 2

玄関棟（内部）

廊下

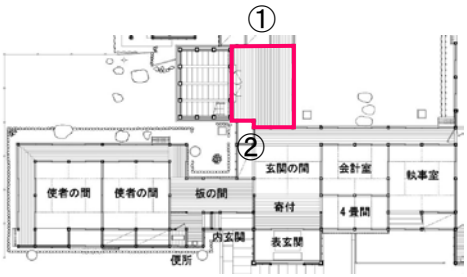

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
照明器具：基準 4

天井
化粧軒裏：基準 1

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間（ガラス）：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2

設備類
スイッチ：基準 5
コンセント：基準 5

展示物
解説板：基準 5

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

①

造作
欄間（ガラス）：基準 1
ガラス：基準 1

展示物
テーブル：基準 1
※昭武時代のもの

展示物
解説板：基準 5

②

玄関棟（内部）

廊下・会計室

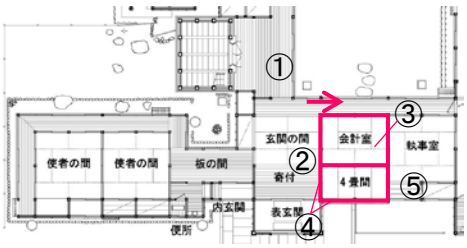

軸部
丸太桁：基準 1

天井
化粧軒裏：基準 1

造作
欄間（ガラス）：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2

展示物
表示：基準 5

床
板：基準 1　絨毯：基準 4

①

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
照明器具：基準 5

壁
上塗り：基準 2

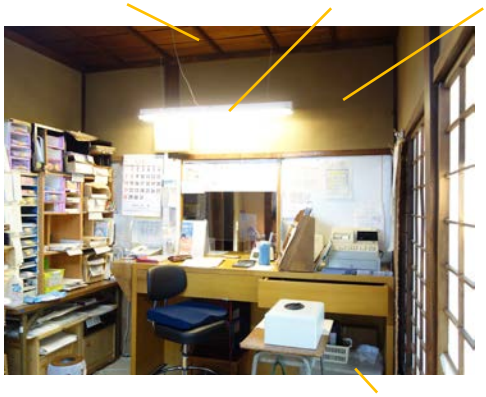

②

畳床：基準 1
畳表：基準 2

設備類
空調機：基準 5

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2

③

設備類
照明器具：基準 5

天井
換気口：基準 4

設備類
感知器：基準 5

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準1
格子（木）：基準 2

④

天井
板・竿縁：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

⑤

玄関棟（内部）

執事室

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

①

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

②

③

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
照明器具：基準 5

設備類
空調機・コンセント：基準 5

設備類
感知器：基準 5

壁
上塗り：基準 2

襖戸：基準 2
襖紙：基準 2
引手金具：基準 2

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2

④

畳床：基準 1
畳表：基準 2

玄関棟（一覧）

外部　　※会計室、4 畳間、執事室は保存修理工事の対象外

部位		基準	備考
基礎	布礎石（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年に整備
軸組	—	—	—
屋根	瓦	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
	銅板	基準 2	最終葺き替え時期不明
床	—	—	—
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス窓・ガラス	基準 1	当初
	障子戸　※表玄関、執事室 　-障子紙	基準 1 基準 2	当初 —
	格子（木）	基準 2	不明
	戸袋 雨戸	基準 2 基準 2	当初か 当初か
	庇（木）	基準 2	不明
造作	—	—	—
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に修理か
設備類	避雷設備、室外機	基準 5	—
その他	—	—	—

玄関棟（一覧）

内部　※会計室、4畳間、執事室は保存修理工事の対象外

部位		基準	備考
軸部	丸太桁	基準1	当初
床	板	基準1	当初
	畳床 畳表	基準1 基準2	平成2～3年に修理（当初か不明） 平成2～3年に修理
	土間	基準1	当初
	絨毯	基準4	昭和58年以降
天井	板・竿縁 化粧軒裏	基準1 基準1	当初 当初
	換気口　※近年のもの	基準4	—
壁	上塗り	基準2	平成2～3年に修理
	板	基準2	平成2～3年に修理
建具	障子戸・窓 -障子紙	基準1 基準2	当初 —
	襖戸　※執事室の押入 -襖紙	基準2 基準2	後補 —
	障子戸腰板	—	障子戸と同様
	板戸　※表玄関	基準1	当初（4枚の内2枚は復原）
	引手金具	—	襖戸と同様
	格子（木）	基準2	不明
造作	欄間・ガラス	基準1	当初
金具	—	—	—
設備類	照明器具 照明器具（蛍光灯、スポット）	基準3 基準5	平成2～3年に整備 保存修理工事対象外
	感知器、発信機、消火器、空調機、コンセント	基準5	—
展示物	テーブル	基準1	昭武時代のもの
	解説板、表示（案内など）、配架設備、パネルなど	基準5	—
その他	下駄箱、踏台、箒子、受付	基準5	—

玄関棟・使者の間（外部）

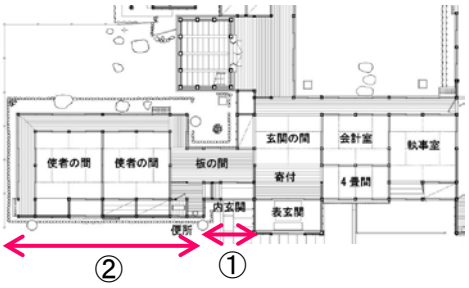

金物
樋：基準 2

壁
上塗り：基準 2

建具
板戸：基準 1

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

①

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2
格子（木）：基準 2

戸袋：基準 2
雨戸：基準 2
庇（木）：基準 2

壁
下見板：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
庇（木）：基準 2

壁
換気口など：基準 2

金物
樋：基準 2

②

玄関棟・使者の間（外部）

屋根
瓦：基準 2

屋根
銅板：基準 2

金物
隅飾：基準 2

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間：基準 1
板：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

③

基礎
基礎石（自然石）：基準 1

床下
換気口（横板）：基準 2

屋根
瓦：基準 2

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2

基礎
基礎石（自然石）：基準 1

基礎
基礎石（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 3

④

玄関棟・使者の間（内部）

使者の間

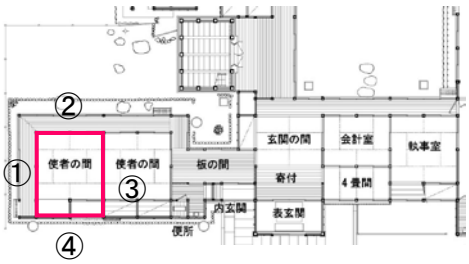

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

①

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

②

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

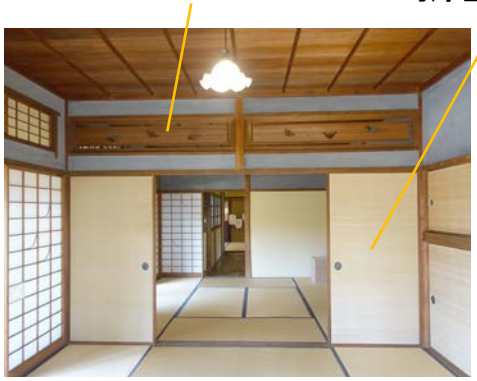

③

壁
上塗り：基準 2

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

造作
無目：基準 1

軸部
床柱：基準 1

造作
地袋板：基準 1

地袋：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具:基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2
格子（木）：基準 2

床
板：基準 1（一枚物）

④

玄関棟・使者の間（内部）

使者の間

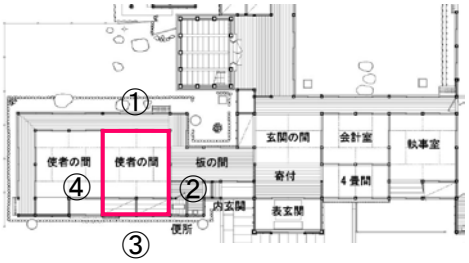

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2

①

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2

展示物
解説板：基準 5

②

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

③

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

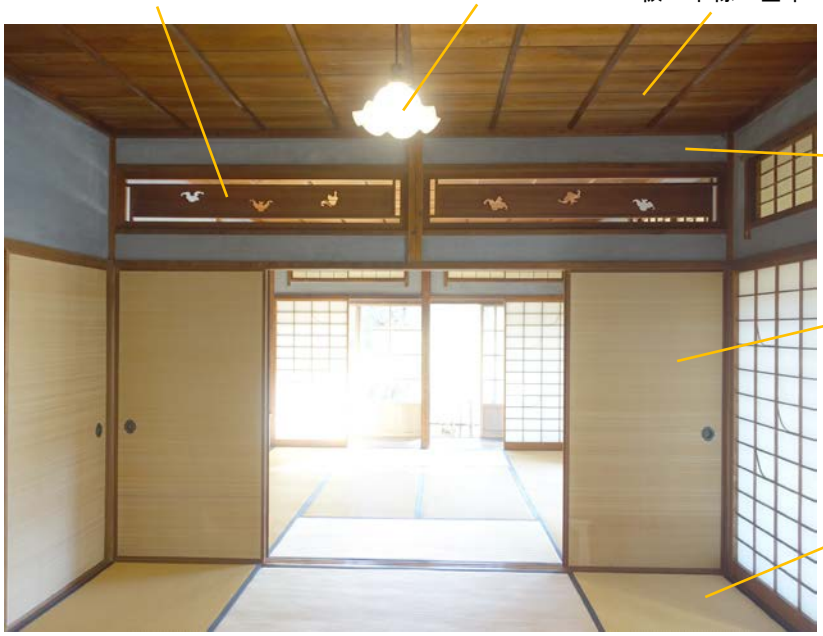

壁
上塗り：基準 2

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

④

玄関棟・使者の間（内部）

縁

設備類
感知器：基準 5

天井
化粧軒裏：基準 1

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間（板）：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2

壁
上塗り：基準 2

床
板：基準 1

①

②

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
感知器：基準 5

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2

設備類
発信機：基準 5

設備類
消火器：基準 5

③

玄関棟・使者の間（内部）

便所の北側の空間

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

建具
板戸：基準 1
引手金具：基準 1

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

壁
上塗り：基準 2

①

床
板：基準 1

建具
板：基準 1
引手金具：基準 1

設備類
感知器：基準 5

展示物
表示など：基準 5

設備類
コンセント：基準 5

②

玄関棟・使者の間（内部）

内玄関

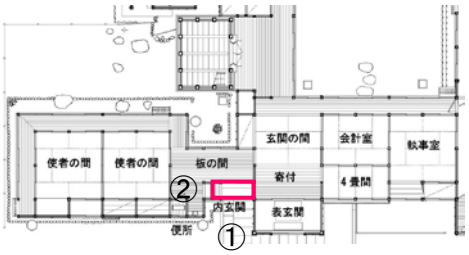

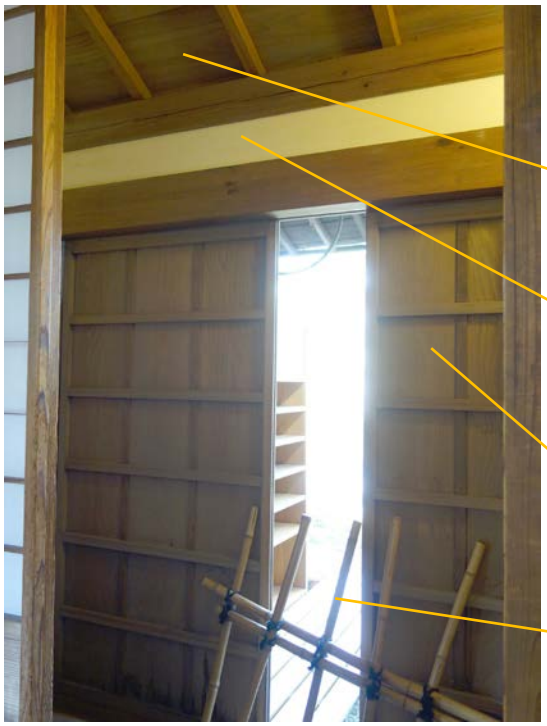

天井
化粧軒裏：基準 1

壁
上塗り：基準 2

建具
板戸：基準 1

展示類
結界：基準 5

①

②

床
板：基準 1

床
土間：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

設備類
感知器：基準 5

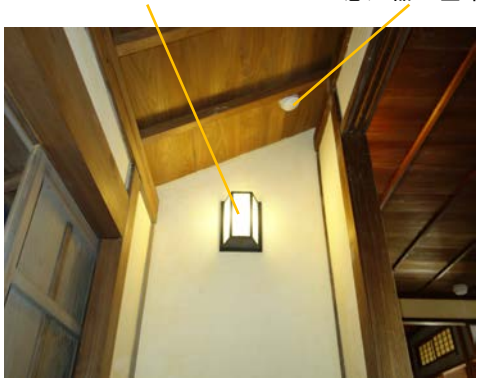

上部

玄関棟・使者の間（内部）

便所

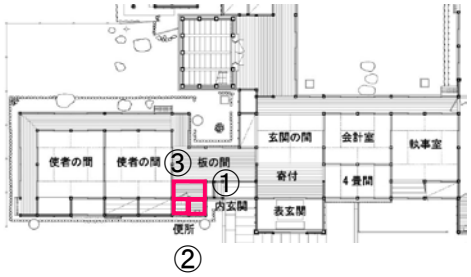

壁
上塗り：基準 2

天井
化粧軒裏：基準 1

①

造作
洗面（銅板）：基準 2

建具
板戸：基準 1
引手金具：基準 1

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

設備類
照明器具：基準 3

壁
板：基準 2

建具
板：基準 1
引手金具：基準 1

その他
便器（復原）：基準 1

床
板：基準 1

②

展示物
解説板、注意書き：基準 5

天井
板・竿縁：基準 1

建具
板戸：基準 1
引手金具：基準 1

③

玄関棟・使者の間（一覧）

外部

部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石）	基準 1	平成 10 年に復原
	基礎石（コンクリート）	基準 3	不明
軸組	丸太桁	基準 1	平成 10 年に復原
屋根	瓦	基準 2	平成 10 年に復原
	銅板	基準 2	平成 10 年に復原
床	換気口（横板）	基準 2	平成 10 年に復原
	換気口など	基準 2	平成 10 年に復原
壁	上塗り	基準 2	平成 10 年に復原
	下見板など	基準 2	平成 10 年に復原
建具	ガラス戸・ガラス	基準 1	平成 10 年に復原
	ガラス窓・ガラス	基準 1	平成 10 年に復原
	ガラス戸腰板（雨戸あり）	—	ガラス戸と同様
	板戸	基準 1	平成 10 年に復原
	戸袋	基準 2	平成 10 年に復原
	雨戸	基準 2	平成 10 年に復原
	格子（木）	基準 2	平成 10 年に復原
	庇（木）	基準 2	平成 10 年に復原
造作	欄間（板）	基準 1	平成 10 年に復原
金物	樋（銅）	基準 2	平成 10 年に復原
	隅飾	基準 2	平成 10 年に復原
設備類	—	—	—
その他	—	—	—

玄関棟・使者の間（一覧）

内部

部位		基準	備考
軸部	丸太桁	基準 1	平成 10 年に復原
	床柱	基準 1	平成 10 年に復原
床	板（一枚物） ※南側の部屋の押入内部板	基準 1 基準 1	平成 10 年に復原 平成 10 年に復原
	畳床 畳表	基準 1 基準 2	平成 10 年に復原 平成 10 年に復原
	土間	基準 1	平成 10 年に復原
天井	板・竿縁　復原便所確認 化粧軒裏	基準 1 基準 1	平成 10 年に復原 平成 10 年に復原
壁	上塗り	基準 2	平成 10 年に復原
	板	基準 2	平成 10 年に復原
建具	ガラス窓・ガラス	基準 1	平成 10 年に復原
	障子戸・窓 −障子紙	基準 1 基準 2	平成 10 年に復原 —
	襖戸 −襖紙	基準 1 基準 2	平成 10 年に復原 —
	障子戸腰板	—	障子戸と同様
	板戸	基準 1	平成 10 年に復原
	引手金具 ※板の間北端・南東側、洗面	基準 1	襖戸・板戸と同様
	格子（木）	基準 2	平成 10 年に復原
造作	欄間（透かし彫刻）	基準 1	平成 10 年に復原
	欄間（障子） −障子紙	基準 1 基準 2	平成 10 年に復原 —
	洗面（銅板）	基準 1	平成 10 年に復原
	床まわり　無目 地袋 −襖紙 地袋板 引手金具	基準 1 基準 1	平成 10 年に復原 平成 10 年に復原 — 平成 10 年に復原 平成 10 年に復原
金具	—	—	—
設備類	照明器具	基準 3	平成 10 年に整備
	感知器、発信機、消火器、コンセント	基準 5	—
展示物	解説板、表示（案内、注意喚起など）、結界	基準 5	—
その他	便器	基準 1	平成 10 年に復原

台所棟（外部）

※中庭（玄関棟）に面する部分は中庭に記載する。

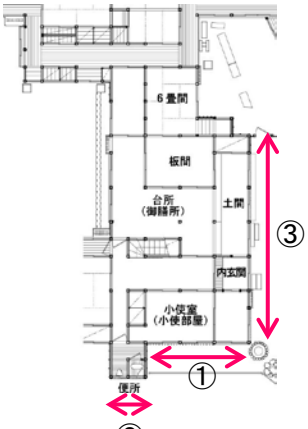

設備類
避雷設備：基準 5

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1
格子（木）：基準 2
庇（銅板）：基準 2

金物
樋（銅）：基準 2

床
換気口：基準 2

壁
下見板：基準 2

設備類
屋外消火栓：基準 5
※撤去予定

①

設備類
防犯センサー：基準 5

設備類
室外機：基準 5

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2
庇（木）：基準 2

屋根（庇）
銅板：基準 2

②

屋根
瓦：基準 2

金物
樋（銅）：基準 2

壁
下見板：基準 2

壁
上塗り：基準 2

屋根（庇）
銅板：基準 2

建具（内側）
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（竹）：基準 2
庇（木）：基準 2

壁
換気口：基準 2

建具
ガラス戸：基準 3
ガラス：基準 3
腰板：基準 3

③

基礎
布基礎（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 3

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1
格子（木）：基準 2
庇（木）：基準 2

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

台所棟一階（内部）

台所（御膳所）

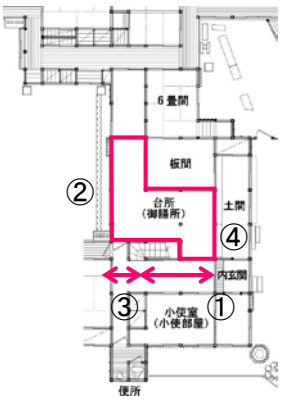

設備類
ブレーカー：基準 5

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
引手金具：基準 2

建具
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1

設備類
スイッチ:基準 5

①

設備類
感知器：基準 5

軸部
柱（補強）：基準 3

建具
ガラス戸：基準 3
ガラス：基準 3
腰板：基準 3

②

設備類
感知器：基準 4

建具
板戸：基準 1

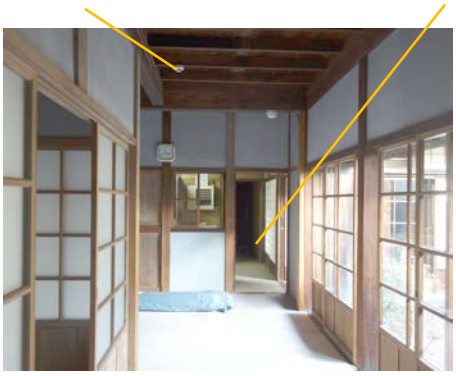

③

設備類
配線カバー：基準 5

天井
板・根太：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

軸部
柱（補強）：基準 3

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス戸：基準 3
ガラス：基準 3
腰板：基準 3

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（竹）：基準 2

設備類
シンク：基準 5

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

④

台所棟一階（内部）

板間

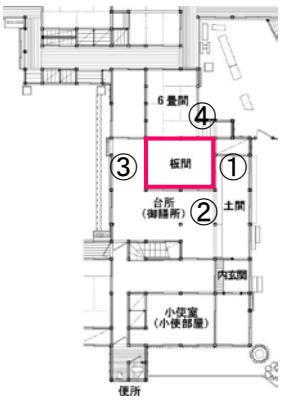

天井
板・根太：基準 1

設備類
照明器具：基準 5

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス戸：基準 3
ガラス：基準 3
腰板：基準 3
引手（木）：基準 3

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

①

建具
ガラス戸：基準 3
ガラス：基準 3
腰板：基準 3
引手（木）：基準 3

②

建具
ガラス戸：基準 3
ガラス：基準 3
腰板：基準 3
引手（木）：基準 3

③

建具
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1

④

台所棟一階（内部）

6 畳間

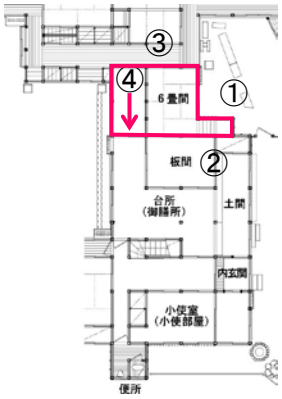

設備類
照明器具：基準 5

天井
板・竿縁：基準 1

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2
引手金具：基準 2

①

建具
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1

②

建具
板戸：基準 1
引手金具：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

設備類
感知器：基準 5

③

天井
板・竿縁：基準 1

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
板：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

④

台所棟一階（内部）

土間（東側）

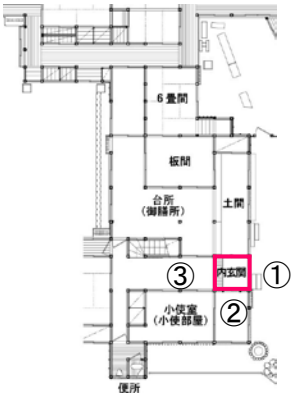

建具
ガラス戸：基準 3
ガラス：基準 3
腰板：基準 3

壁
上塗り：基準 2

①

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1
引手金具：基準 1

床
土間：基準 2

②

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

建具
板戸：基準 1
※引手金具欠失か

造作
小上がり：基準 1

③

天井
化粧軒裏：基準 1

天井

台所棟一階（内部）

南面

内玄関・土間（西側）

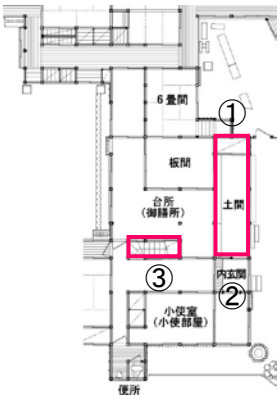

建具
板戸：基準１
引手（木）：基準１

設備類
感知器：基準５

天井
化粧軒裏：基準１

壁
上塗り：基準２

設備類
照明器具：基準５

造作
小上がり：基準３

床
土間：基準２

①

②

設備類
表示：基準５

設備類
消火器：基準５

設備類
スイッチ：基準５

壁
上塗り：基準２

建具
板戸：基準１
※引手金具欠失か

造作
階段：基準１

③

台所棟一階（内部）

小使室（小使部屋）

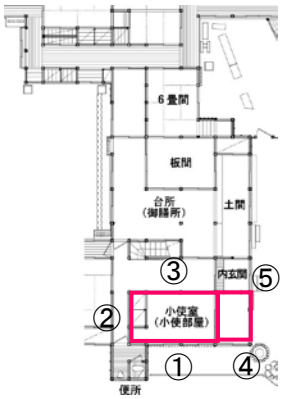

設備類
エアコン：基準 5

設備類
コンセント：基準 5

設備類
照明器具：基準 5

設備類
感知器：基準 5

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1
格子（木）：基準 2

壁
上塗り：基準 2

床
畳床：基準 1
畳表：基準 2
絨毯：基準 5

①

天井
板・竿縁：基準 1

建具
板戸：基準 1
※引手金具欠失か

②

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

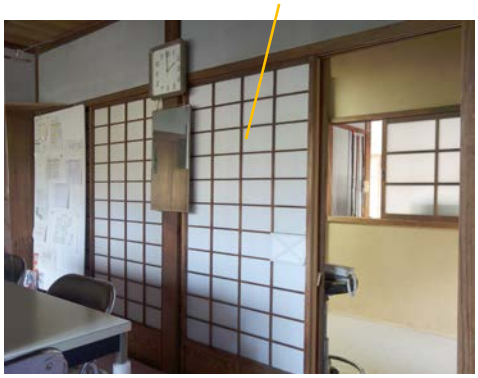

③

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1
引手金具：基準 1
格子（木）：基準 2

その他
カーテン:基準 5

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 1
腰板：基準 1

④

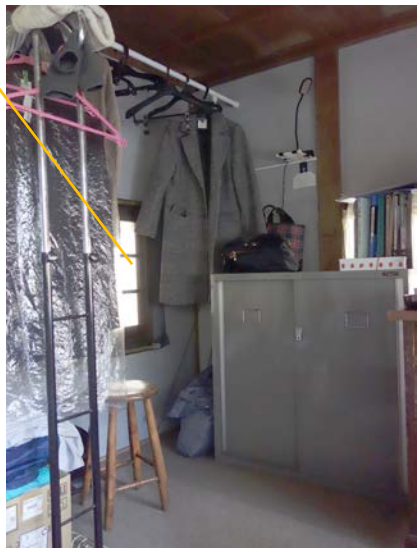

⑤

台所棟一階（内部）

便所

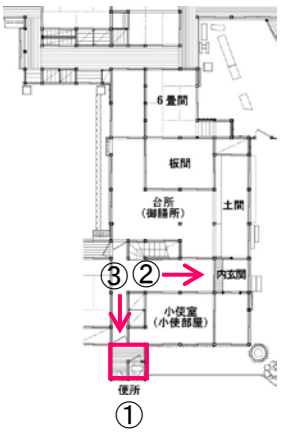

天井
化粧軒裏：基準 1

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2

その他
便器：基準 4

床
板（新）：基準 1

①

設備類
照明：基準 5
左：大便所　右：小便所

設備類
照明器具：基準 5

設備類
防犯設備：基準 5

天井
板・竿縁：基準 1

壁
上塗り：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

②

設備類
副受信機：基準 5

設備類
配線などの格納箱：基準 5

壁
上塗り：基準 2

設備類
照明器具：基準 5

設備類
スイッチ：基準 5

建具
板戸：基準 1

③

台所棟一階（内部）

廊下（衣装室および化粧室の東側）

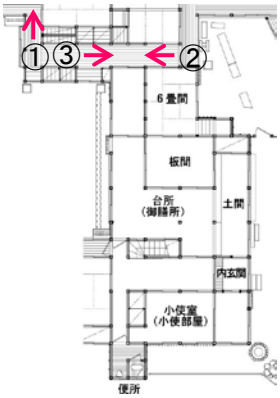

天井
板・竿縁：基準 1

壁
板：基準 1

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1
格子（木）：基準 2

その他
天板：基準 1

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

①

建具
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1 ※奥
引手金具：基準 1 ※手前

設備類
照明器具：基準 3

②

設備類
コンセント：基準 5

設備類
検出器（空気管）：基準 5

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2

設備類
非常ベル：基準 5

設備類
消火器：基準 5

壁
板：基準 1

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1
格子（木）：基準 2

その他
天板：基準 1

③

建具
板戸：基準 1

台所棟二階（内部）

女中部屋

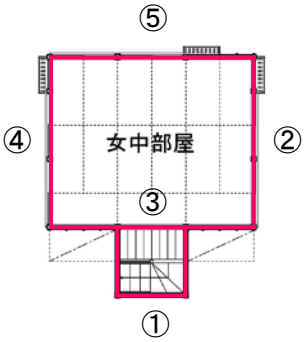

天井
板：基準 1

壁
板：基準 1

造作
手すり：基準 1

床
板：基準 1

①

設備類
照明器具：基準 5

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

②

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2

壁
上塗り：基準 1

建具
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1

設備類
非常ベル:基準 5

建具
板戸：基準 1

③

畳床：基準 1
畳表：基準 2

設備類
感知器：基準 5

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2

④

壁
板：基準 1

⑤

台所棟（一覧）

外部（一階）　※小使室は保存修理工事対象外

部位		基準	備考
基礎	布基礎（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年に整備
軸組	—	—	—
屋根	瓦	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
	銅板	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え(6 畳間部分のみ)
床	換気口	基準 2	不明
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2 基準 3	平成 2～3 年に復原（廊下北端） 平成 2～3 年に整備
	ガラス窓・ガラス	基準 1 基準 1 基準 2	当初（小使室北東面か） 平成 2～3 年に復原（台所北面） 後補（便所）
	ガラス戸腰板	—	ガラス戸と同様
	格子（木） 格子（竹）※土間北側	— —	ガラス窓と同様 ガラス窓と同様
	戸袋 雨戸	基準 2 基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明） 平成 2～3 年に修理（当初）
	庇（木・銅板）	基準 2	不明
造作	—	—	—
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替
設備類	避雷設備、屋外消火栓、防犯センサー、室外機	基準 5	—

台所棟（一覧）

外部（二階）　※小使室は保存修理工事対象外

部位		基準	備考
基礎	—	—	—
軸組	—	—	—
屋根	瓦	基準 2	最終葺き替え時期不明
	銅板	基準 2	最終葺き替え時期不明
床	—	—	—
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	障子窓 　-障子紙	基準 1 基準 2	当初 —
	戸袋 雨戸	基準 2 基準 2	平成 2～3 年に修理（当初） 平成 2～3 年に修理（当初、一部復原）
	庇（木・銅板）	基準 2	不明
造作	—	—	—
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替
設備類	避雷設備、屋外消火栓、防犯センサー、室外機	基準 5	—

台所棟（一覧）

内部（一階）　※小使室は保存修理工事対象外　※便所改修したか確認

部位		基準	備考
軸部	柱（補強）	基準 3 基準 3	平成 2～3 年に修理 保存修理工事後
床	板	基準 1	後補か（旧階段部分は復原）
	畳床 畳表	基準 1 基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明） 平成 2～3 年に修理
	土間	基準 1	当初か（台所西寄りは復原）
	絨毯　※小使室を除く 小使室	基準 4 基準 5	昭和 58 年以降 —
天井	板・根太・竿縁 化粧軒裏	基準 1 基準 1	当初（旧階段部分は復原） 当初
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	板	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス戸・ガラス ガラス窓・ガラス	基準 2 基準 3 基準 2	後補 平成 2～3 年に整備（板間） 後補
	障子戸 −障子紙	基準 1 基準 1 基準 2	当初 平成 2～3 年に復原か（小使室間仕切り） —
	ガラス戸・障子戸腰板	—	ガラス戸・障子戸と同様
	板戸	基準 1 基準 3	当初 平成 2～3 年に整備（6 畳間東面など）
	【引手金具】 ガラス戸 ※板間 ガラス窓 ※台所、6 畳間北側、内玄関東側、小使室東側 板戸 ※台所、6 畳西側、廊下 【引手（木）】 板戸 ※6 畳間東側、土間西端、廊下	—	ガラス戸・ガラス窓・板戸と同様
	格子（木）	基準 2	不明
造作	小上がり	基準 3	平成 2～3 年に整備
	階段、手すり	基準 1	平成 2～3 年に復原
設備類	照明器具 照明器具（蛍光灯）	基準 3 基準 5	平成 2～3 年に整備 保存修理工事対象外

	ブレーカー、スイッチ、感知器、配線カバー、シンク、消火器、消火器の表示、エアコン、コンセント、防犯設備、副受信機、配線などの格納箱、発信機、検出器（空気管）、非常ベル	基準 5	—
その他	天板	基準 1	当初か
	便器	基準 4	—
	カーテン	基準 4	—

内部（二階）　※小使室は保存修理工事対象外

部位		基準	備考
軸部	—	—	—
床	板　※階段部分	基準 1	平成 2～3 年に復原
	畳床 畳表	基準 1 基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明、旧階段部分は復原） 平成 2～3 年に修理
天井	板・竿縁	基準 1	当初
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	板	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	障子窓 -障子紙	基準 1 基準 2	当初 —
	板戸	基準 1 基準 1	当初か（押入） 平成 2～3 年に復原（出入口）
	引手金具	—	板戸と同様
造作	手すり	基準 1	平成 2～3 年に復原
設備類	照明器具 照明器具（蛍光灯）	基準 3 基準 5	平成 2～3 年に整備 保存修理工事対象外
	非常ベル、感知器	基準 5	—
その他	—	—	—

湯殿棟（外部）

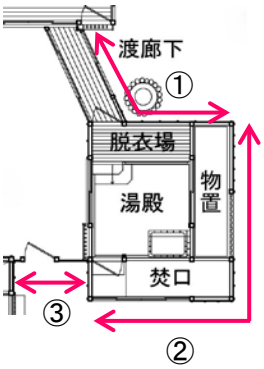

金物
樋：基準 2

屋根
銅板：基準 2

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

壁
下見板：基準 2

その他
床下の侵入防止：基準 5

①

屋根
銅板：基準 2

金物
樋：基準 2

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1

壁
上塗り：基準 2

壁
下見板：基準 2

建具
無双窓：基準 2
庇（木）：基準 2

②

建具
無双窓：基準 2

建具
板戸：基準 2

基礎
布基礎（ｺﾝｸﾘｰﾄ）：基準 3

屋根（庇）
銅板：基準 2

建具
板戸：基準 2

板塀：基準 2

③

湯殿棟（内部）

脱衣場・湯殿・渡廊下

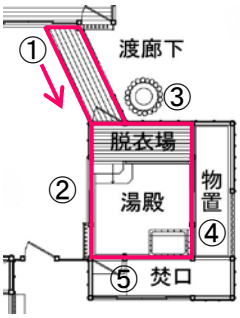

天井
化粧軒裏：基準 1

設備類
感知器：基準 5

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

壁
上塗り：基準 2

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

①

金物
用途不明：基準 1

造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 1
格子（木）：基準 2

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1

その他
棚：基準 1

壁
板：基準 2

②

建具
板戸：基準 1

設備類
スイッチ：基準 5

設備類
検出器：基準 5

造作
手すり：基準 1

展示関係
結界：基準 5

③

天井
板・竿縁：基準 1

造作
欄間：基準 2
ガラス：基準 2

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手金具：基準 2

④

壁
上塗り：基準 2

壁
モルタル研ぎ出し：基準 1

建具
板戸：基準 1

⑤

造作
蓋：基準 2

造作
浴槽：基準 2

造作
蛇口：基準 2

床
土間：基準 1

展示物
解説板：基準 5

天井

天井
板・網代組：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

設備類
感知器：基準 5

物置・焚口

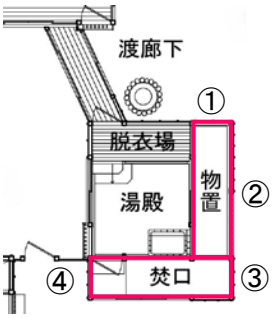

設備類
不明：基準 5

壁
上塗り：基準 2

壁
板：基準 2

①

建具
無双窓：基準 2

②

建具
板戸：基準 2

③

設備類
不明：基準 5

天井
化粧軒裏：基準 1

④

湯殿（一覧）

外部

部位		基準	備考
基礎	布基礎（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年の整備
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	銅板	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
床	—	—	—
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス窓・ガラス	基準 1 基準 2	当初 平成 2～3 年に復原（渡り廊下）
	板戸	基準 2 基準 2	当初か 平成 2～3 年に復原（台所棟との間）
	戸袋 雨戸	基準 2 基準 2	平成 2～3 年に復原 平成 2～3 年に復原
	無双窓	基準 2	当初か
	庇（木）	基準 2	不明
造作	欄間・ガラス	基準 1	当初
	格子（木）　※欄間	基準 2	当初か
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に修理か
設備類	—	—	—
その他	板塀	基準 2	平成 2～3 年に復原
	床下の侵入防止対策	基準 5	—

湯殿（一覧）

内部

部位		基準	備考
軸部	—	—	—
床	板	基準 1	当初
	絨毯	基準 4	—
	土間（モルタル）	基準 1	当初（物置西側は復原）
天井	板・竿縁 化粧軒裏 網代組	基準 1 基準 1 基準 1	当初 当初 当初
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	板	基準 2	平成 2～3 年に修理
	モルタル研ぎ出し	基準 1	当初
建具	ガラス戸・ガラス ガラス窓・ガラス	基準 2 基準 2	平成 2～3 年に復原 平成 2～3 年に復原か
	ガラス戸腰板	—	ガラス戸と同様
	板戸	基準 1	当初
	引手金具	—	ガラス戸と同様
造作	欄間・ガラス	基準 2	不明
	手すり	基準 1	当初
	階段（モルタル研ぎ出し）	基準 1	当初
	浴槽	基準 2	昭和初期
	蛇口	基準 2	不明
金具	用途不明	基準 1	不明
設備類	照明器具	基準 3	平成 2～3 年に既存を補修
	感知器、スイッチ、検出器、不明、	基準 5	—
展示物	解説板、結界	基準 5	—
その他	棚	基準 1	不明
	浴槽の蓋	基準 2	不明

内蔵（外部）

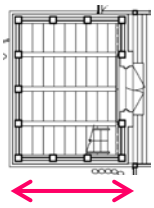

屋根
瓦：基準 2

屋根（庇）
銅板：基準 2

金物
樋：基準 2

建具
土戸：基準 1
上塗り：基準 2
金物
肘金物、閂など：基準 1

袖板（木）：基準 2

壁
モルタル洗い出し仕上げ：基準 2

①

金物
折れ釘：基準 1

壁
モルタル洗い出し仕上げ：基準 2

基礎
基礎石（自然石）：基準 1

②

内倉棟（内部）

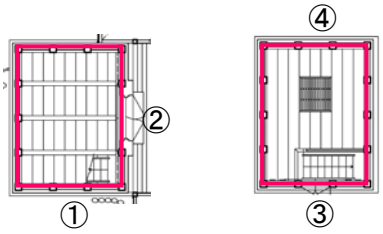

一階　　二階

一階

壁
板：基準１

造作
階段：基準１

その他
用途不明:基準１

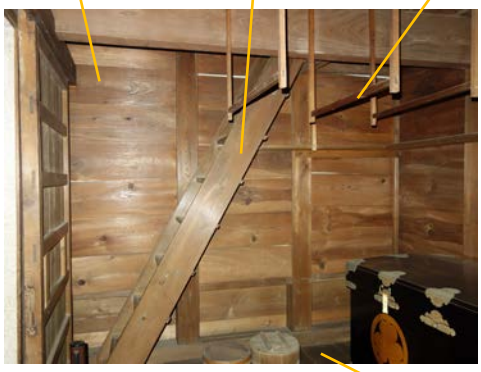

①

床
板：基準１

建具
網戸：基準１
網：基準２

建具
土戸：基準１
上塗り：基準２
金物
肘金物：基準１

展示関係
結界：基準５

②

二階

天井
化粧軒裏：基準１

壁
上塗り：基準２

壁
板：基準１

建具
板戸：基準１

建具
面格子（鉄）：基準1

建具
網戸：基準１
網：基準２

③

床
板：基準１

造作
手すり：基準１

その他
棚：基準１

④

床
板（格子）：基準１

内蔵（一覧）

外部

部位		基準	備考
基礎	布基礎（自然石）	基準 1	当初
軸組	—	—	—
屋根	瓦	基準 2	最終葺き替え時期不明
	銅板	基準 2	最終葺き替え時期不明
床	—	—	—
壁	モルタル洗い出し仕上げ	基準 2	当初
建具	土戸 -上塗り	基準 1 基準 2	当初 当初か
造作	袖板（木）	基準 2	当初か
金物	折れ釘、肘金物、閂など	基準 1	当初
	樋（銅）	基準 2	不明
設備類	—	—	—
その他	—	—	—

内蔵（一覧）

内部

部位		基準	備考
軸部	—	—	—
床	板	基準 1	当初
	格子（床面）	基準 1	当初
天井	化粧軒裏	基準 1	当初
壁	上塗り	基準 2	不明
	板	基準 1	当初
建具	土戸 -上塗り	基準 1 基準 2	当初 当初か
	網戸 -網	基準 1 基準 2	当初 不明
	板戸	基準 1	当初
	面格子（鉄）	基準 2	当初
造作	階段	基準 1	当初
	手すり	基準 1	当初
金物	肘金物	基準 1	当初
設備類	—	—	—
展示物	結界	基準 5	—
その他	用途不明	基準 1	不明
	棚	基準 1	不明

渡廊下棟（外部）　指定範囲外

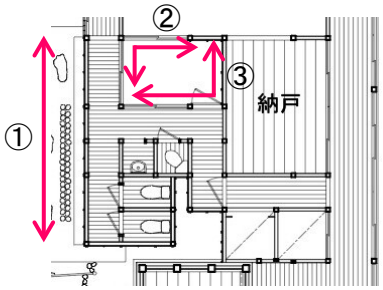

建具
ガラス窓：基準 4
ガラス：基準 4
格子（木）：基準 2

屋根
銅板：基準 2

壁
下見板：基準 4

その他
腰掛：基準 4

①

金物
樋：基準 2

建具
ガラス窓：基準 4
ガラス：基準 4
庇（木）：基準 2

壁
下見板：基準 2

②

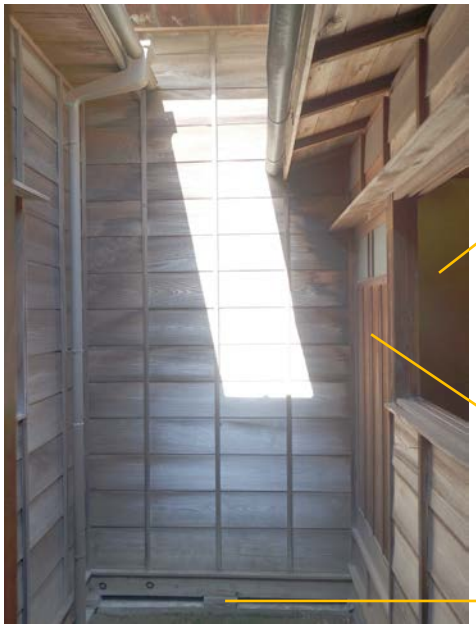

建具
ガラス窓：基準 4
ガラス：基準 4
庇（木）：基準 2

建具
板戸：基準 4
ガラス：基準 4
板：基準 2

基礎
基礎石（コンクリート）：基準 3

③

渡廊下棟（内部）　指定範囲外

廊下

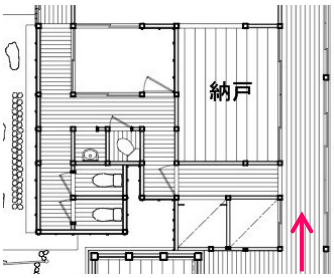

①

設備類
照明器具：基準 3

天井
化粧軒裏：基準 4

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間（ガラス）：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 1
ガラス：基準 1
腰板：基準 1

建具
板戸：基準 4
引手（木）：基準 4

①

渡廊下棟（内部）　指定範囲外

納戸・廊下

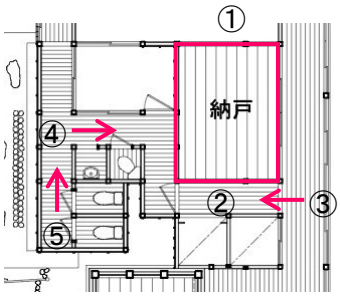

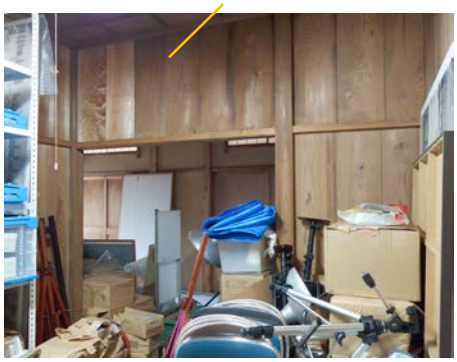

①

②

※便所および洗面内部はすべて基準 4

渡り廊下棟（一覧）　指定範囲外

外部　※保存修理工事対象外（中庭（玄関棟）に面する建具を除く）

部位		基準	備考
基礎	基礎石（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年または平成 2～3 年の修理
軸組	—	—	—
屋根	銅板	基準 2	最終葺き替え時期不明
床	—	—	—
壁	下見板など	基準 4 基準 4	昭和 20 年以降 令和2～3 年に整備（便所の室内化など）
建具	ガラス窓・ガラス	基準 4	昭和 20 年以降
	板戸・ガラス	基準 4	昭和 20 年以降
	格子（木）	基準 2	不明
	庇（木）	基準 2	不明
造作	—	—	—
金物	樋（銅）	基準 2	昭和 58 年に修理か
設備類	—	—	—
その他	腰掛	基準 4	昭和 26 年以降に整備

渡り廊下棟（一覧）　指定範囲外

内部　※保存修理工事対象外（中庭（玄関棟）に面する建具を除く）

部位		基準	備考
軸部	丸太桁	基準 1	当初か
床	板	基準 4 基準 4	昭和 20 年以降 昭和 58 年に整備（納戸）
	絨毯	基準 4	昭和 58 年以降
天井	板・竿縁 化粧軒裏	基準 4 基準 4 基準 4	昭和 20 年以降 昭和 58 年に整備（納戸） 昭和 10 年以降か
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	板	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	板戸	基準 2	昭和 20 年以降
	引手金具　※便所、物入 引手（木）※納戸	—	板戸と同様
造作	—	—	—
金具	—	—	—
設備類	照明器具 照明器具（蛍光灯）	基準 3 基準 5	平成 2～3 年に整備 保存修理工事対象外
	感知器	基準 5	—
展示物	表示（案内）	基準 5	—
その他	—	—	—

※便所および洗面内部は令和 2～3 年の整備のためすべて基準 4 とする。